

平泉文化研究年報

第 1 号

平成13年 3 月

岩手県教育委員会

序

岩手県では、中尊寺金色堂に代表される平泉の文化遺産を総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、平泉文化を研究する機関を整備していくことを検討しています。

現在、この研究機関の整備を進めるための条件整備を図ることを目的に、平泉遺跡群の中核的遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るため、平泉文化に関する共同研究の実施などにより、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。

この度、開催しました「第1回平泉文化フォーラム」はこの取組の一環として、平泉文化研究の現状について広く情報を発信し、多くの方々に平泉文化研究に身近に接して頂くことを目的として開催したものであります。

併せて、昨年11月、「平泉の文化遺産」が世界遺産登録の暫定リストに登録されましたことは、広く県民にとりまして非常に喜ばしいことであります。今後、当フォーラムを継続的に開催することにより、世界遺産登録に向けて平泉文化に関する、県民の学習と理解の場としての役割を果たすよう、更に充実した内容を模索して参りたいと考えています。

今回刊行します「平泉文化研究年報」は、この「第1回平泉文化フォーラム」で御講演いただいた先生方の講演内容と共同研究に御協力いただきました諸先生方の玉稿をまとめたものです。今後、さらに当年報が広く多くの研究者の方々の御参加を頂くことにより、平泉文化研究の中核的な誌面となることを目指して参りたいと考えています。本誌がいかにばかりなりとも、文化財保護と平泉文化研究の発展の一助となれば幸いと存じます。

最後に、共同研究に参画していただきました諸先生方、御多忙の中基調講演を快くお受けいただきました斉藤先生、本中先生、種々御協力をいただきました一関市、平泉町をはじめとする関係各位の皆様に深く感謝申し上げます。

平成13年3月

岩手県教育委員会

教育長 合 田 武

目 次

序

基調講演Ⅰ 「都市平泉について」	齊 藤 利 男	1
------------------	---------	---

基調講演Ⅱ 「今、世界遺産委員会で語られていること」	本 中 眞	15
----------------------------	-------	----

中世東アジアにおける平泉の都市性における特長づけ 中世平泉における都市性の成立と展開の空間構造と流通機構の研究	前 川 佳 代	29
--	---------	----

中世前期の時間軸としての遺物	八重樫 忠 郎	37
----------------	---------	----

東アジアの世界の中の都市平泉	吉 田 歆	47
----------------	-------	----

平泉の苑池—都市平泉の多元性—	前 川 佳 代	59
-----------------	---------	----

1 本書は岩手県教育委員会事務局文化課が実施している、「平泉文化研究機関整備推進事業」の一環として発刊するものである。

2 本書には、平泉文化に関する共同研究者の研究成果と「第1回平泉文化フォーラム」当日に行われた基調講演の内容を掲載している。

フォーラムでの研究発表者は公募により選考しており、平成12年度から平成14年度まで研究を継続する中堅研究者3名と、年度毎に公募する若手研究者（主に学生を対象とする）1名からなる。

平成12年度平泉文化フォーラム発表者

前 川 要（富山大学人文学部教授）

八重樫 忠 郎（平泉町教育委員会職員）

吉 田 歆（東北大学工学部助手）

前 川 佳 代（奈良女子大学大学院生）

平成12年度平泉文化フォーラム基調講演発表者

齊 藤 利 男（弘前大学教育学部教授）

本 中 眞（文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官）

3 本書の編集は岩手県教育委員会事務局文化課の佐々木務と斎藤邦雄が行った。

はじめに

平泉文化研究は長い歴史をもっております。まず近世中期、18世紀後半の時期に、仙台藩の医師ですぐれた歴史研究家でもあった相原友直が、『平泉旧蹟志』『平泉雜記』『平泉実記』を著し、これがその後の平泉研究の出発点となりました。また近代に入ってから、一九五〇年に行われた中尊寺金色堂の藤原四代遺体調査など、いくつかの重要な画期があり、その度ごとに平泉に関する研究は発展を遂げてきました。本日、私に与えられたテーマは「平泉文化研究の現状と課題」というものですが、以上の長い研究史を短い時間の中で話するのは、なかなか困難ですので、今日は、次の三つの点に問題をしぼりたいと思います。

第一は、今日、こうして大勢の方が参加してフォーラムが開かれるほど、平泉文化研究は活発で、関心を集めているのですが、こうした研究の活況はいかにしてもたらされたのか。そして平泉研究は、他の研究に比べてどんな特徴をもっているのか、ということ。第二は、平泉研究は、のちに詳しく述べるように、研究者の間で活発な論争が行われ、議論が戦わされたことが大きな特徴ですが、そこではどんなことが議論の対象になり、何が解決し、何が解決していないのか。そして第三点目が、今後の平泉文化研究の発展のためには、いかなる視点や方法が必要とされるのか、という問題です。第三の問題については、かなり私の「独断と偏見」が入るかと思いますが、以上、三つの問題について話をしておきたいと思います。

一、柳之御所遺跡緊急調査と保存運動

いま述べたように、平泉文化研究は近世以来の長い歴史をもっています。しかしながら、現在の平泉研究の隆盛をもたらした、そのきっかけは、今から十三年前、一九八八年に始まった柳之御所遺跡の本格的な発掘調査によるものだということは、おそらく誰も異論がないでしょう。そういう意味では、平泉研究には長い歴史があるのですが、現在みる状況になったのは、実はこの十三年くらいの間のことだ、といえると思います。

では、現在の平泉文化研究の特徴は何か。そもそも平泉研究は、明治以降、文献史学による奥州藤原氏を対象とした政治史研究と、中尊寺・毛越寺を中心とした宗教史・美術史研究が中心となってきました。そこでは、考古学研究は補助的な地位にあった。だが、発掘調査を契機に考古学研究の比重が飛躍的に高まり、今ではむしろ中心的な役割を果たしている。しかも、文献史学や美術史研究を交えて、学際的研究かつ共同研究という形で研究が行われている、ここに第一の特徴がある。

しかし、現在の平泉研究にはもう一つの大きな特徴があります。それは、この柳之御所遺跡の発掘調査が、北上川の遊水地事業と、その遊水地の堤防の上に国道四号線のバイパスを通すための、緊急調査として始まったということです。だから、どのようなすばらしい遺構や遺物が出て、調査終了時には遺跡は壊される。そういう計画の中で行われた発掘調査だった。しかし、実際に発掘をしてみると、実にたくさんの遺構や遺物が出てきた。こういうと、一体なぜ、そんな重要な遺跡の上に堤防や道路を作ろうとしたのか、という疑問も起こるでしょう。これは最初、計画を立てたときには、柳之御所遺跡のすぐ北側を流れている北上川が、柳之御所の敷地の大部分を削ってしまっていて、あまり遺跡は残っていないだろうと思われていたんですね。ところが実際に発掘を始めると、発掘の初年から、遺跡を囲む

空堀、堀に架けられた橋脚や道の跡、園池跡、建物跡や塼跡などの遺構、さらに、大量の使い捨ての陶器「かわらけ」を始めとする、おびただしい量の国産・舶来の陶磁器、とくに中国産の青磁・白磁や、国産の渾美・常滑の陶器の優品、等々、大量の遺物が出てきた。「これは大変なことになった」ということで、発掘調査の進行とともに保存運動が始まり、全国の研究者や市民をまきこんで大きく盛り上がったのです。平泉研究の飛躍的發展の背景には、単に柳之御所遺跡の発掘調査だけでなく、この全国的な保存運動があったことを強調したい。そして、このままでは大事な文化遺産が消えてしまう、それではないのか、ということから始まった保存運動が、平泉研究の発展に大きな役割を果たすと同時に、そこにもう一つの特徴を与えました。私もだいたい歳をとりまして、五十歳を超えましたが、当時は三十代で、ある種の熱気をはらんで展開したこの運動の中で、何度も平泉を訪れたことを、いま懐かしく思い返しております。

「保存運動の高まりの中で、研究の飛躍的な発展がもたらされた」。これは東北大学の入間田宣夫さんが、一九九五年に柳之御所遺跡についての研究状況を整理した論文（『平泉柳之御所跡研究の現在』『国立歴史民俗博物館研究報告』第六三集、一九九五年）の中で述べている言葉です。保存運動と研究が一体化して進んだ。その熱気の中で研究も格段に発展したのだ、というわけです。こうした熱気が生まれた原因として、平泉のすばらしさ、平泉文化の魅力があったことは、いうまでもありません。当時、毎年秋には柳之御所遺跡の現地説明会がありました。大体この種の説明会には、百～二百人くらいの人が集まるのが普通なのですが、柳之御所遺跡の現地説明会は、会を重ねるごとに参加者が増え、確か四年目でしたか、二千人を超えるという大変な人が押し寄せた。また、この時期には、研究の発展と保存運動を兼ねて、三回にわたるシンポジウムが行われました。このシンポジウムにも大勢の人が集まり、熱心に討論を展開した記憶があります（第二回と第三回シンポジウムの成果は、『日本史の中の柳之御所跡』吉川弘文館、一九九三年、『平泉の原像』三一書房、一九九四年、として、刊行されています）。

ちなみに、入間田宣夫さんが先の論文をまとめた一九九五年は、九三年までの計画で行われた柳之御所遺跡の緊急調査が終わってから二年後、そして、柳之御所遺跡が保存されるという見通しもほぼついた、そういう時期でした。実は、右の論文の中で、入間田さんは、さらに次のように述べています。研究が飛躍的に発展し、それとともに「百家斉放・百家争鳴」というべき状況」が現出した。「百家斉放・百家争鳴」とは、文化大革命後の中国の、自由な時代になったときの状況を思い起こさせる言葉ですね。そういう言葉が当てはまるほど、実に多くの人が平泉の歴史・文化に関心をもち、研究に取り組んだ。そして、様々な仮説が提示されて、自由に議論が行われ、多様な可能性が論議された結果、飛躍的に研究が発展し、研究境域も大きく広がった。以前はこんなことは平泉研究の領域ではない、と思われていたようなことまで、論議されるようになった、と。

問題は、なぜ「百家斉放・百家争鳴」の状況が生まれたかです。これも入間田さんの言葉を紹介しますと、「保存運動が同時に歴史研究でもあった」からだという。そもそも研究者というのは慎重なところがあります。一つのことを言うにも、データがある程度集まり、他の可能性が消えるまでは、なかなか結論を言わない。しかし、私が書いた岩波新書『平泉—よみがえる中世都市—』（一九九二年）でもそうだったのですが、こと平泉研究に関しては、少し状況が違っていました。こういう可能性がある、こう考えた方がよいだろう、ということで、研究者が色々なことを主張した。当然、そこにはプラスの面もマイナスの面もあります。だから、平泉の歴史や平泉文化に関しては、たくさんの方が書かれています。そのなかには仮説の部分もある。今後実証しなければならない部分がかなりあるのだ。ものによっては、間違いが証明されることだってあるだろう。以上のことを皆様に理解して欲しいし、私の岩

波新書『平泉』でも、今では書き直さねばならないことが結構あるということを、述べておきたいと思います。

つまり、発掘の進行にともなって情報がどんどん入ってくる。普通ならば情報がある程度たまった段階で発言するのですが、平泉の場合そうはいかなかった。なぜかと言うと、「柳之御所跡」というのはたいした遺跡ではないのではないか。そもそも、敷地の大部分はすでに北上川の中に沈んでしまって、ほとんど残ってないのではないか。堤防工事を変更してまで残す意味があるのか。そういう議論がやはり出てくるんですね。それは誤りだ、と言うためには、柳之御所遺跡は何々の跡だった可能性が高い、そしてこんなすばらしいものなのだ、ということを描き出し、発言しなければならない。だから、この時期、平泉研究に携わるにはある種の覚悟と冒険が必要でした。入間田さんは「遺跡の破壊という緊迫した情勢がなかったなら、慎重な姿勢をとることができたかもしれない」と言っていますが、私なりに当時の状況をまとめると、次のようになるかと思います。

私たちは遺跡の価値と重要性を訴えるために「冒険にあふれる議論」をやった。そして、議論はわかりやすく、明快でなければならなかった。私の岩波新書『平泉』に対しても、議論が単純明快すぎる、という批判がありました。でも、やはり多くの方に理解してもらうためには、議論は明快でなければならない。

もちろん、この『百家齊放・百家争鳴』にも、大変なプラスの面がありました。それは、議論が自由に闊達な雰囲気の中で行えた、ということです。平泉研究にはたくさんの先学がおられます。しかし、ここでは、新しく研究の中に参加した中堅・若手の人たちが、先学に伍して、遠慮なく、自由に発言できたんですね。そして、平泉研究の中で成長していった研究者がたくさんいる。それは、平泉研究の飛躍的發展の上で、きわめて重要なことでした。そもそも研究に限らず、文化でも、社会でも、政治でも、自由で闊達な環境がなければ、発展は生まれません。その点で、この間の平泉研究というのは、大変すぐれたものだったと思っています。

六年間にわたる柳之御所遺跡の緊急調査の成果は、「岩手県平泉町文化財調査報告書」第三十八集『柳之御所跡発掘調査報告書』（平泉町教育委員会・建設省岩手工事事務所、一九九四年）、および「岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書」第二二八集『柳之御所跡』（岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、一九九五年）として、刊行されています。非常に分厚い本ですが、すばらしい内容のものです。そして、柳之御所遺跡は、一九九五年に保存が決定し、国指定史跡の答申がなされました。さらに一九九七年、国の史跡に指定されたことは、皆さんご存知のとおりです。

二、その後の調査と研究の展開

さて、問題はその後です。正直申上げると、柳之御所遺跡の保存が決定したのち、次のような気持ちを抱かされていた方も、かなりおられるのではないかと思います。昨日までの熱気に比べて、いまはどうなのだ。研究や遺跡の保存・活用はどうなっているのだ。そもそも、現在、平泉についてどんな議論が行われているのだ、と。

六年間の緊急調査と保存運動の中での研究というのは、いわば「非常時」の「太く短い」調査・研究でした。しかし、保存が決まった後は、「平時」の「息の長い」調査・研究へと転換しなければならなかった。アピールするための「冒険にあふれる議論」から、腰をすえた、地味ではあるが、着実な研究への転換が要求されたわけです。九五年以後、現在までの約五年間の平泉研究というのは、そうしたものだということを、まず述べておきたい。そして、マスコミのとりあげ方は決して華々しくない

んですが、この間には着実な研究の進展があり、すばらしい発掘の成果も出ております。かつてさかんに議論された問題のいくつかは、すでに解決した、ということもある。その点で、平泉研究の状況は、私の住む青森県の、三内丸山遺跡をめぐる状況と似たところがあります。

三内丸山遺跡も、柳之御所遺跡と同様、野球場建設工事の中で本格的な調査が行われ、縄文時代の常識をくつがえす発見だということで、大きな衝撃を与えた遺跡であります。しかも、三内丸山は、平泉よりもっと条件が悪く、遺跡の主要部分が発掘された時には、もう野球場のスタンドの半分が出来ていたのです。遺跡中心部の四分の一近くが壊されていた。にも関わらず、市民の関心の高まりと、保存を求める声によって、遺跡は保存されました。三内丸山でも、保存に至る過程で何度もシンポジウムが行われ、議論が戦わされた。その中では、平泉と同様、様々な見解の対立もありました。平泉文化のフォーラムでその話をして申し訳ありませんが、たとえば三内丸山では、こういう議論があった。あの遺跡に一体何人の人が住んでいたのか。とにかく、発掘されたものだけで五百以上という膨大な数の竪穴住居遺構が出てきたものですから、当然、集落の人口規模が問題となったわけです。そのとき、現在国立歴史民俗博物館の館長をやっておられる佐原眞さん（私の大好きな先生ですが）は、三内丸山は千五百年もの長い間続いた遺跡だから、それだけの数になるので、同時に存在した数ははるかに少ない。せいぜい十軒程度。一軒に五人と考えると、人口も五十人程度だったはずだ、と主張した。佐原さんは、かなり長い間、この説を頑張って主張し続けました。もう一方にあったのが、よく知られているように、同時に存在した家は百軒、住人も約五百人はいた、という見方です。これは実際に発掘を行った岡田康博さんたちの見解ですが、従来の縄文時代の常識を全く塗り替えるものだったのです。だから簡単には受け入れられなかったのですが、当時、この集落の人口規模の問題では、さかんに議論が行われました。

この問題は、現在ではほぼ決着がついております。五百人かどうかはわからないが、少なくとも二百五十～三百人程度の住人がいたはずで、五十人ということはない。佐原さんの説はどうも間違いである、と。だから三内丸山遺跡は、やはり教科書に書いてある縄文のイメージを全く変えてしまうほどの大発見だったのです。それは、遺跡の保存が決まり、その後の数年間の研究の中で、ひとつひとつの研究の積み重ねの中で、判明していったことでした。佐原さんも、現在では以前の主張をいさぎよく撤回しています。その他にも、建物なのか列柱なのか問題となった六本柱の柱穴の性格など、いまでは解決した（建物説で決着）ことがたくさんあります。

三内丸山遺跡で、どうして、こうした着実かつ目覚ましい研究の発展が可能になったのか。もちろん、遺跡の保存が決まり、県が予算や人員を配置して調査体制を整備した、ということが大前提になっていきます。しかしもう一つ大事なことがある。それこそ、今日、このフォーラムに来ている皆さんに訴えたのですが、青森県では文化財に対する市民の関心が高く、三内丸山遺跡に対しても、これを市民で支えてゆこうというさまざまな運動があるのです。たとえば三内丸山基金があります。三内丸山応援隊というものも組織されています。遺跡に行きますと、一部建物が復元された遺跡のそばに立派な展示館がある。この施設は入場無料です。また一時間おきに解説員が遺跡を案内してくれるのですが、これも全部ボランティアガイドです。市民の熱心な支援があり、行政の調査・研究体制とタイアップしているから、以上のようなことが可能になるのです。三内丸山遺跡でのこうした経験は、平泉にも大いに参考になるのではないかと。

平泉でも、この五年間、調査・研究がストップしていたわけではありません。それどころか、一見地味ではありますが、着実な研究の進展があった。そして、かつて「百家争鳴・百家斉放」時代に議論された問題のいくつかは、すでに解決がついた、という状況も生まれている。また、一般には考古学の発

見だけが注目されますが、文献史学の領域でも、新しい研究が生まれ、新たな事実が解明されている。その中で、私としては、いずれも直接には考古学調査の成果ですが、二つのことに注目したいと思います。

一つは、「都市平泉」の市街地プランの具体的復元が、可能になってきたことです。私も、かつて岩波新書「平泉」で、藤原氏時代の平泉の町はこういう姿ではなかったかと、復元図を描いたことがあります。しかしそれは、あの段階で手元にあった文献史料や、すでに行われた考古学調査のデータ、地表面に残っている遺構、さらに地名・伝説などを用いた、一つの推理にすぎませんでした。しかし現在では、平泉の都市プラン復元研究は、文字通り面目を一新した。これは、毎年毎年の発掘の積み重ねの結果ですから、新聞にセンセーショナルに報道されることはありませんが、都市平泉中心部の具体的な「町並み復元」が可能な段階まで研究が進んでいます。本日午後、発表があるはずですが、羽柴直人さん、八重樫忠郎さん、前川佳代さん、こういう方々の研究がそれでありました。毛越寺の門前から東（現在の平泉駅方面）へ向かう藤原氏時代の東西大通り（ほぼ現在の毛越寺通りに一致）＝東西中軸街路。これがどのような幅の道で、いかなる規格で、いつ頃作られたのか。この道と交差する南北街路はいくつあり、間隔はどれほどで、規格はどんなものだったか。さらに、現在の平泉の市街地が載っている台地の上に、当時どのような屋敷が立ち並び、町並みが広がっていたのか。これらの復元図が描けるところまで、研究が進んできました。これは大変すばらしいことであります。

もう一つあります。今日も入口に出土品が展示されていたのを、注目して見てきましたが、北上川の東側、東楯山の麓、ここに昔は「本町」「里」という集落がありました（現在は遊水地工事で立ち退きとなり、家は一軒もありません）。とくに本町は、北上川の旧河道に沿った土地で、私は藤原氏時代の河港で町場であったろうと推定しているところでした。昨年、この本町に近い「里」地区が発掘された。ここは北上川の氾濫原で、こんなところから遺物が出るのだろうかと思われていました。ところが平泉の中心地区で出ると同様の手づね「かわらけ」、掘立柱の建物跡、さらには平泉でもそう数が出るわけではない銅鏡、そうした物が出てきた。北上川の東側、北上川の洪水の時には水の中に沈んでしまうと思われそうな、そういう場所にも、平安時代末期、町並みか、それに近い何らかの施設があったことが、確かめられたんですね。かつて私は、岩波新書「平泉」の中で、都市平泉の市街地はもっと広がった、北の衣川、南の祇園、北上川の東側、そこまで広げて考えるべきだ、と主張しました。実は、この主張は、考古学の人には評判が悪かったのです。文献の人からもだいたい批判をされた。何の遺物も出てない。ただの地名じゃないか。伝承じゃないか、と。しかし、今述べた里地区の発掘とその成果は、私の仮説の一端が実証されたものと、いささか手前味噌ですが、喜んでいるところです。

とにかく、平泉の発掘調査の対象を、現在の平泉の町並みが載っている台地上の狭い範囲から、もっと広げていくことが重要です。広げればさらに新しい発見があるでしょう。そして、おそらくその中で、まだ見つからない「平泉湊」の発見も可能になると思う。平泉には大量の陶磁器が、海外の中国や、国内の渥美・常滑などから、船で運ばれ、北上川をさかのぼって平泉に持ち込まれました。当然、これらの陶磁器を陸揚げした港があったはず。あるいは中尊寺に残る巨大な仏像、この中には京都で作られたものもありますが、これも船で運ばれたはずだ。こうしたものを陸揚げした港の施設が、調査によって発見されるに違いない。それがどのようなものだったか、「都市平泉」の実像を考える上でまことに興味深いものがあります。ちなみに、私の住む青森県では、市浦村の十三湊遺跡（有名な「蝦夷管領」安藤氏の本拠）というところで、港湾施設の発掘が行われ、昨年、棧橋とおぼしき施設をもち、護岸工事を施した船着場の跡が、発見されました。平泉でも、先ほど名前をあげた八重樫忠郎さんによつ

て、「この辺が湊の可能性がある」という指摘が行われております。もう、そういうところまで研究がきているのだ、ということをして、ぜひ知っていただきたい。

もちろん、この間には、マスコミの注目を集めるような大発見も相次いでありました。一九九九年の十月には、柳之御所遺跡で、井戸から「磐前村印」と書いた印章（銅印）が発見され、昨年四月には、花立Ⅱ遺跡、場所は親自在王院の北隣ですが、ここで、従来の平泉では見つかっていなかった十二世紀半ば以前のものと見られる蓮華文・宝相華・唐草文の瓦が見つかった。いずれも発見を機にシンポジウムやフォーラムが行われています。そして、前者については、奥州藤原氏による奥羽「統治」システム解明の手がかりになるものとして、注目されていますし、後者も、中尊寺の菅野成寛氏から、白河天皇の御願寺であった京都白河の法勝寺など、天皇御願寺系の瓦と同一様式のものだ、という仮説が出されるなど、奥州藤原氏と院権力との関わりの方から論議を呼んでいます。ただ、私は本来、文献史学から入った人間ですので、考古学研究のこの目覚ましい発展に比べて、文献史学の領域では、いささか「立ち遅れたな」という思いを持たないでもありません。この点については、後の課題のところで触れたいと思います。

ともかく、こうした中で、一九九八年十月、「柳之御所遺跡調査研究指導委員会」が発足し、柳之御所遺跡一つにとどまらない、平泉の遺跡全体に対する継続的な学術調査・研究体制形成への、重要な第一歩が記されました。そして二〇〇〇年末には、平泉が、「世界文化遺産」の候補にノミネートされるに至ったわけです。

三、入間田宣夫氏・大石直正氏の問題提起を受けて

話を続けます。平泉文化研究の現状はこうした状況だと、私なりに整理していますが、では今後の平泉研究の課題は何か、発展させねばならない問題は何か。未解決の問題を解いて行くにはどういう視点や方法が必要か、ということについて、残った時間で考えを述べたいと思います。

実は、この点に関しては、平泉研究に大きな役割を果たしてきた二人の研究者が、研究史の整理を行っています。一人は、何度も紹介した東北大学の入間田宣夫先生で、一九九五年に「平泉柳之御所研究の現在」という論文を書き、平泉研究の現状、論争点を、詳細に紹介しました。もう一人は、つい最近ですが、東北学院大学の石直正先生が、今年二月、吉川弘文館から『奥州藤原氏の時代』という著書を刊行し、その序「奥州藤原氏研究 二つの流れ」で、戦前以来の平泉研究の整理を行い、今後の課題を述べています。そこで、この二つの研究と、そこで出されている提言をもとに、私なりの整理をしたい。

まず一九九五年の入間田氏の提言です。入間田氏は、柳之御所研究が、これは平泉文化研究全体が、といってもよいでしょうが、現在（一九九五年当時）「百家齊放・百家争鳴」の状況にあると述べた。そして、この状況を突破するには、「より一層の（考古学的な）調査が望まれるところである」と総括しました。ちなみに、当時議論になったテーマについて、入間田氏は次の三つに大きくまとめている。

第一は「柳之御所遺跡」がどのような内容・性格のものか、ということです。本当いって、これは今もって十分にわかっていないですね。「柳之御所遺跡」は三代秀衡の政庁の跡だ、文献に出てくる「平泉館」だ、と思っている方が大部分でしょう。私も岩波新書「平泉」でそう書きましたから、こんなことを言うとおまえ何を言うのか」と怒られるかもしれませんね。しかし、そうではないという見解も依然としてあるのです。学問というのは難しいもので、「平泉館」であった可能性が高いけども、違う可能性も残っている。その確認はまだこれからの課題です。当然、誰が使ったのかという問題も解決していない。実は私、昨日平泉に来て、大変びっくりしたことがありました。柳之御所遺跡は昔、奥州藤原氏初

代清衡・二代基衡の居館の跡だといわれていました。しかし発掘の中で、清衡・基衡時代の遺物は出ない、どうも三代秀衡時代に限定されそうだと、文献と照らし合わせると、秀衡時代の政庁「平泉館」跡と考えるのが最も妥当である。こういう見方が強くなり、一世を風靡しましたし、私もそれに賛同した。ところが、その柳之御所遺跡の地に初代清衡時代の館があったのではないかと、思わせる遺物が出てくる。こういう話を聞いたのです。これはもう驚きで、まさに「目からうろこ」だった。本当に考古学の研究というのは難しいですね。まして「柳之御所遺跡」がどういう構造なのか、安倍氏・清原氏以来の東北古来の居館の伝統を引いているのか、違うのか。それもまた決着はついていない。

二番目は都市平泉全体の構造の問題です。先ほど、平泉の町並みの復元が可能な段階にまで研究が到達した、と述べましたね。今から五年前、入間田さんが研究史の整理をした時には、そこまでいってませんでした。都市平泉の全体構造はどういうものなのか。どのくらいの広がりがあり、どういう街路があったのか。全然わからなかった。これについては、すでにかんがりのことが判明しましたし、今後の調査の進展によって、急速に解明が進むと思っています。

三つ目は、平泉にあった東西南北の「鎮守」の問題です。文治五年（一一八九）に、源頼朝が平泉を占領したとき、中尊寺・毛越寺の僧侶たちが、平泉の内にある寺社や堂塔の書上を頼朝に提出しました。「寺塔已下注文」といいます（『吾妻鏡』所収）。その中に、平泉には東方・西方・南方・北方の鎮守がある、と記されている。南方鎮守は祇園社・王子諸社。今でも平泉の町の南に「祇園」という集落と祇園社がありますが、その祇園らしい。東方鎮守は日吉・白山両社。北方鎮守は今熊野社と稲荷社。西方鎮守が北野天神と金峯山です。この「鎮守」とは一体どのようなものか。現在のどの場所に比定できるのか。これもまた、都市平泉を理解する上で大事な問題なのです。当時の日本の代表的な都市だった京都・鎌倉や、諸国の国府（府中）には、都市域を周囲の農村から区別する範囲がありました。場合によっては入口に木戸を設けることもあった。これが中国やヨーロッパですと都市を囲む城壁を作ります。しかし日本でそうなのは鎌倉くらいで、多くは木戸が境界を守る神社を置いて、一種の「結界」とした程度なのですが、平泉の鎮守もそうしたものではないか、という主張と、いや違うという主張の論争が、熱心に繰り広げられたのです。この論争は、「鎮守」の性格に関しては、一九九四年に発表された中尊寺の菅野成寛さんの研究「都市平泉における鎮守成立試論」（『岩手史学研究』七十七号）によって、ほぼ決着がついております。菅野さんの結論は、東西南北の「鎮守」は、やはり都市平泉の四方を守る鎮守で、平泉の入口を宗教的に「結界」し、宗教的バリアーを設けた施設、というものでした。それはまた、都市平泉が、京都や鎌倉、諸国の国府などに匹敵するような都市だった、ということになります。

このように、五年前に入間田氏が「百家斉放・百家争鳴」と指摘した中には、すでに解決のついた問題や、調査の進展で展望が見えてきた問題がある一方、依然として今後の調査に期待しなければならない問題もあることがわかります。

さて、それでは以上の三つだけが平泉研究の重要なテーマなのか。もちろんそうではありません。平泉といえば、何と言っても中尊寺の金色堂が有名ですね。これに関する多くの美術・工芸・宗教分野の研究がある。もう一つ、柳之御所遺跡の発掘の中で、研究者の関心を集めた問題があります。柳之御所遺跡では、地元産の陶器は、「かわらけ」を除けばわずかで、他所から運び込まれた陶磁器、とくに東海地方の渥美・常滑産の陶器が大量に発掘されました。そうした陶磁器流通のあり方の問題ですね。これら陶磁器が、どういうルートを使い、どういう人々によって、平泉に運ばれてきたのか。なぜ平泉がこれらの陶磁器を大々的に受け入れたのか。それは同時に、当時の商品経済・流通の問題であり、平泉という都市を支えた社会的条件の問題でもある。実は、入間田さんは、この問題については「百家争鳴」

とは書けなかった。これには事情があります。それは、この問題が文献史学の研究者たちが容易に太刀打ちできないものだったからです。

今日の話を、私はずっと、平泉研究は「百家斉放・百家争鳴」だったと言ってきました。しかし誤解を恐れずに言うと、これは、考古資料の提示を受けた文献史研究者たちが解釈をめぐる論争した、というものでした。考古学を専門とする研究者の方々にとっては、「俺たちは百家争鳴じゃなかったよ」という気持ちの方が強いと思います。文献史の研究者というのは禁欲的でないところがありまして、あるデータが出ると、つい、いろいろな可能性をしゃべってしまう。考古学はそうではない。データを蓄積して、確実だとならない限り言わない。そうした面から見て、陶磁器流通などの「物質文化」の問題というのは、膨大なデータ収集と分析を必要とするだけに、文献史の研究者が簡単には参加できない領域なのです。そして五年前には、提示されたデータをもとに独自の議論を組み立てるところまで行っていなかった。しかし、平泉文化研究の今後の課題を考えたときに、この「陶磁器流通」の問題は基本的な問題です。平泉という都市と、その都市文化を支えた基盤の問題です。そこに住んでる住人と、彼らの活動の問題でもあります。これが「百家斉放・百家争鳴」にならなかった、というのはやはり平泉研究の弱点という他はない。入間田さんは、平泉研究の進展のためには「より一層の(考古学的)調査が望まれるところである」と言いましたが、考古学分野の研究だけでなく、今後、こうした問題に対して文献史学がどのような役割を果たせるのか、ということも、平泉文化研究の将来にとって深く考えなければならない。

そこで、もう一つ、大石直正氏の主張を紹介しましょう。大石氏は先の著書で次のように言っておりま。平泉研究には二つの流れがある。奥州藤原氏や平泉文化の歴史的位置付けに関して、大きく、①奥羽の内部からの発展の産物とする見方と、②外からの力を重視し中央との結びつきを重視する見解、の二つがあった、と述べている。これは、奥州藤原氏や平泉文化のアイデンティティをどう評価するかの問題ですね。

皆さんは「奥州藤原氏」をどのようにとらえているでしょうか。かつて、高橋富雄先生は、奥州藤原氏というのは、東北の風土の中から生まれ育った権力だ。そして、中央に征服され植民地にされた東北、その支配下で力を貯えて成長し、やがて中央の支配を骨抜きにして、事実上の独立王国を作った。そういう意味をこめた主張を展開し、私たちの心をくすぐりました。皆さんのなかにも、高橋先生の話聞いたことのある方が、かなりいると思います。当然、平泉文化も、東北の中から生まれた文化、となるわけですね。高橋先生の主張には、私も心情的には引き付けられますし、そこから見ると、私が岩波新書「平泉」で述べた主張は、評判が悪かったに違いない。

平泉文化をどう評価するのか。東北独自の文化か。中央の文化の直輸入にすぎないのか。この二つの見解が両極端で対立している。それが現在までの平泉研究の特徴だ、というのが大石氏の主張です。

その上で、大石氏は次のように主張します。この二つの見方は、絶対的に対立するものではない。統一できるものだ。平泉が中央の文化をどしどし取り入れながら、それを東北独自の自立の文化に作り替える、ということもあったのではないかと。また、奥州藤原氏というのは、国家の境界に生まれた権力であり、内と外の二つの世界に対峙していた。だから、中央につながる側面と、地方独自の面と、二つの性格をもっていたわけで、一見対立する両側面があっても決して不思議でない、と。そう整理した上で、大石氏は、それを言葉で「説明」しただけではどうしようもない。この両側面が具体的にどのように機能し、絡み合って、現実の奥州藤原氏の権力をつくっていったのかを、「究明」しなければならない、これこそが今後の課題であると言っています。

この主張自体は、私も全く賛成です。問題は、大石先生が強調するように、どうしたら「説明」ではなく「究明」ができるかです。そこで最後に、それを考えるための私なりの問題提起として、現在、未解決のままに残されている平泉研究の課題、それを今後クリアしていくためには、どのようなことが必要か。私の立場から、いま訴えたいこと、提起したいことを、述べたいと思います。

四、今後の平泉文化研究の発展のために

一つは文献史学研究の問題です。私は遺跡の発掘をしたことはありませんが、遺構や遺物の見方を考古学の人から教えてもらったり、研究論文や調査報告書を読んだりして、考古学の成果をできるだけ自分の研究に取り入れるようにしています。しかし、自分の本分は、あくまで文献史学であり、責任を持ってやらなければならないのは、文献の領域だと思っている。その立場から、今日、ぜひとも訴えたいことがあります。

平泉では、いま柳之御所遺跡を中心に発掘調査が進んでいますね。そして、毎年着実に新しいデータが積み重ねられている。これはすばらしいことです。しかし、先ほど私は平泉の四方鎮守の話をしたのですが、その元ネタは、前にも述べたように「寺塔已下注文」という文献史料でした。文治五年(一一八九)、平泉を占領した源頼朝に対し、中尊寺・毛越寺の僧侶が提出したもので、平泉にはこういう寺院・堂塔や居館がある、そこには次のような歴史がある、ということを書き上げた文書が、幸い『吾妻鏡』の中に残されているのです。そしてこの「注文」が都市平泉研究の根本史料となっている。しかしながら、近年の考古学研究のめざましい発展を見ると、文献史学は、ここ数年、いささか立ち遅れた、という思いを持たざるを得ません。

どうということかといいますと、私たちが平泉や平安時代の東北について研究するときに、必ず依拠する史料集があります。『奥州藤原史料』(吉川弘文館刊行)というものです。東北大学東北文化研究会が、四〇年前の一九五九年に編集したもので、今でも平泉研究の基本的な史料集である。大石直正氏の話によれば、この『奥州藤原史料』は東北文化研究会編となっていますが、実際には高橋富雄先生が一人で作ったものだそうです。大変な作業だったに違いない。それだけに『奥州藤原史料』の学恩は大きいものがある。しかし、それが作られてから四〇年。これは高橋先生の研究が古いとか、そういうことでなくて、今でもすばらしい史料集だけれども、やはり、現在は、それを乗り越えなければならない時期に来ている、ということなんです。

具体的に話をしましょう。それは、現在では文献史研究のレベルが格段に進歩したということです。皆さんは『陸奥話記』を知っていますね。前九年合戦について記した軍記物語で、安倍氏研究の根本史料です。その冒頭に有名な文章がある。「六箇郡(奥六郡)の司」に安倍頼良という者がいた。彼は安倍忠良の子で、「父祖忠頼は東夷の酋長」であった。その勢力が大きくなって、衣川を越えて南に進出したため、中央政府＝国司の勢力と衝突した、と。六箇郡＝「奥六郡」の郡司、頼良の父祖(祖父)忠頼、東夷の酋長。長い間、安倍氏に関する研究は、この『陸奥話記』の叙述を出発点にしてきました。ところが最近、この「父祖忠頼」の実在が疑問視されています。安倍頼良、後に改名して頼時。その父が忠良。祖父が忠頼。どうも「忠頼」というのは「頼良」と「忠良」を組み合わせて作った名前、本当にそういう人間がいたのか疑問だ、ということです。また、この忠頼は「東夷の酋長」と記されていますが、忠頼の実在が危ないとなると、「東夷酋長」という地位の存在もまた疑問となる。

そうした疑問が出されるのは、次のような事実があるからです。『陸奥話記』は『奥州藤原史料』に収められていますが、その底本になったのは江戸時代に塙保己一が編集した『群書類従』所収の写本で

した。だが現在、この群書類従本『陸奥話記』の信頼性が問題になっている。それは、群書類従本『陸奥話記』が、後世に成立した流布本であり、より古い写本である尊経閣文庫本には、安倍氏についての先のような表現は全く見られないからです。このことは国文学の研究者の間では以前から知られていた。それをようやく歴史研究者も重視するようになった。つまり、私たちは今まで、こういう文献史料が残っているから、そして、このように書かれているから、それを発掘で確かめてみよう、と考える傾向がありましたが、何よりも、その元ネタの確認が大事なのです。もしかすると後世に誤って書写されたり、改竄されたかもしれない。だから、そのことに十分注意して、原文書が信頼できる写本を捜さねばならない。

それは、平泉の都市構造に関する研究についてもいえます。地元花巻の富士大学の川島茂裕さんが、『寺塔已下注文の基本テキストと中世都市論』（『史海』四七号、二〇〇〇年）という論文の中で指摘していますが、実は、先に述べた「寺塔已下注文」の記述は、『吾妻鏡』の写本（原本は残っていませんので）によって、かなりの違いがあるのです。その典型が「注文」の最後にある「高屋事」の記事です。この記事は、『奥州藤原史料』が収録した「国史大系」本『吾妻鏡』の底本＝北条本と、もう一つの信頼できる写本＝吉川本とは、重要な部分で大きく違っている。北条本では、次のようになっています。「親自在王院大門の南北路、東西に数十町に及び、倉町を造り並べ、また数十十字の高屋を建つ、同院西面の南北に数十十字の車宿あり」。このうち最後の「同院西面の南北に数十十字の車宿あり」は、発掘調査によって事実であることが証明された。しかし、前半の「南大門南北路の東西の倉町・高屋」は謎のままでした。親自在王院には、小規模な「南門」の跡は確認されたが、「南大門」は見つからなかった。しかも、親自在王院の南側は、谷地状の低湿地で、とても「南北路」と「東西の倉町」があるような地形ではない。この部分の記述をどのように解釈し、どう現地復元したらよいか。私は「平泉」の中でかなり無理をしました。他の研究者の場合も、私のように、無理に現在の地形に当てはめ、南門を「南大門」とみなしたり、人によっては「親自在王院南大門」を「毛越寺南大門」の誤記と解釈したりして、なんとか処理しています。

しかし、川島茂裕さんは次のように言ってます。これは研究者が国史大系本＝北条本のみを収録した『奥州藤原史料』に依拠しているからで、吉川本を見ると「南大門」とは一言も書いていない。吉川本では問題の箇所は「親自在王院の南北路」である。北条本と吉川本のどちらが正しいか、簡単に言えないが、少なくとも発掘調査の結果からみれば、問題の箇所は吉川本に従うべきである、と。説得力のある話ですね。そして、この川島説に従うことで、先の謎は解決が可能になる。「親自在王院の南北路」とは、親自在王院の西側、毛越寺との間の道か。東側の平泉郷土資料館のほうに登って行く道のどちらか。その道の東西数十町の範囲に「倉町」が広がっていた。親自在王院の西側はすぐ毛越寺境内ですから、これは東側の地域、「志羅山遺跡」一帯を指す。そしてこの道は、おそらく南の方にも延びていた。立地から見て、これこそ南から平泉に入る道「奥大道」でありましょう。つまり、親自在王院という寺を起点にして、南北路＝中軸路をつくり、その路の両側に町並みを建設する、というのではなく、東西・南北の街路を建設し、それに合わせて施設を配置する。そうした都市建設、都市計画のプランを立てていた状況が、鮮明によみがえってきます。平泉の都市計画プランのあり方に関わる、大切な記述なんです。

こうした「厳密なテキスト批判」に基づく文献史研究が、個人の努力にまかされていて、組織的、意識的に取り組まれていないことが、現在の大きな問題です。それだけに、今後の文献史学研究の飛躍のためには、ぜひとも『増補改訂版奥州藤原史料』の編纂と、その共有財産化が、大切になる。これは考

古学研究でいえば、発掘調査とそれによる新しいデータの収集に匹敵するでしょう。

新たな文献史料の発掘も今後の大きな課題です。実は、この課題についても、前に名前をあげた菅野成寛さんや、宮城教育大学の遠藤巖さんなどによって、先駆的な試みがなされています。その中で、平泉や奥州藤原氏に関する、『奥州藤原史料』に収録されていない新たな史料が、次々と見つかっている。

どんな史料かといいますと、『奥州藤原史料』は、平泉や奥州自身に関する文献史料は、ほぼ可能な限り集めました。しかし、そこで対象外となったものがある。例えば、あの時代には平泉に深く関わった京都側の人間がたくさんいた。典型的な例をあげると、三代秀衡の正室の父。つまり舅にあたるのですが、陸奥守で鎮守府將軍を兼ね、のちに平泉に住みついて奥州藤原氏の最高政治顧問となった、藤原基成という人物がいた。この基成は、当然、京都の貴族です。京都生まれの京都市育ち、後白河院の近臣で、平治の乱で敗れて殺された藤原信頼の兄であり、院の有力な近臣として権勢を振るった。しかし『奥州藤原史料』には、この基成がどのように生まれ、どういう人間として育ち、京都でどういう活躍をし、そこでどういう人脈を作ったか。他の院の近臣たちとはどんな関係にあったか。奥羽以外の地域とはいかなる関係を有していたか。そういう史料は収録されていません。これは当然です。『奥州史料』なのです。しかし、今やそういう史料も集めないと、平泉の歴史や文化が十分にわからない段階にきている。奥州藤原氏と京都・院権力との結びつきについても、一般論にとどまり、具体的な内容は解明できない。

ちなみに菅野成寛さんは、一九九四年に刊行された『柳之御所跡発掘調査報告書』（平泉町教育委員会）所収の論文「平泉出土の国産・輸入陶磁器と宋版一切経の舶載」で、この院近臣藤原基成と、同じ院近臣葉室流一門について詳しく分析し、当時新興の窯であった渚美・常清窯の製品が、平泉にいち早く持ち込まれたこと、しかもそれが熊野海民による太平洋海運を介して行われたこと、その背後には、彼ら院近臣の陸奥国との関わりと、相互の結びつき、熊野山との深い縁があったことを、指摘しています。奥羽側史料だけでなく、京都側の文献史料を幅広く博搜したすぐれた分析で、文献の立場から陶磁器流通の問題を考えた仕事でもあり、文献史研究の今後の可能性を示すものです。

最後に、もう一つの考古学研究の課題を述べて、話を終りたいと思います。先ほど私は、「都市平泉」の市街地プランの具体的復元が可能な段階に到達した、と述べました。しかし、現在の平泉における調査のあり方については、三つの不満があります。それは、「平泉の発掘調査のほとんどが、緊急調査のレベルにとどまっている。開発が行われ、このままでは遺跡が壊される。だから文化財保護法に基づいて事前調査をやる。そうしたレベルに相変わらずとどまっていることです。もちろん、柳之御所遺跡を代表に、そうでないものもありますが、まだ少数です。そこから一歩進めなければなりません。

たとえば、先ほどから強調しているように、文献史料や地名・伝承には、「都市平泉」はこのあたりまで広がっていたかもしれない、具体的には、北の衣川地区、南の祇園、東の本町・里周辺などですが、そこまで平泉の町並みや施設が広がっていたかもしれない、そういう情報があります。しかし、たとえば衣川地区を例にとってみると、緊急調査を待っていたのでは、なかなか発掘のチャンスがないですね。やはりこれは、一歩進めて、学術調査を実施してほしい。何も「都市平泉」全体を発掘しろ、と言っているのではないのです。学術調査の計画を立て、ここを調査したら何が出てくる可能性がある。あるいは「都市平泉」を解明するにはこの地区の調査がぜひとも必要である。そういう長期計画を立てる。その過程では当然議論が必要でしょう。調査地点の選択や、優先順位も考えなければなりません。そういう長期計画を立て、広い視点をもって、調査に取り組むことが、いま切に求められている。

全国のいくつかの中世都市遺跡では、すでにそうした計画と体制の下に調査が進んでいます。「だか

ら岩手県は遅れちゃだめですよ」と、私は言いたいのです。私の住んでいる青森県、ここには三内丸山遺跡や、北の国際港湾都市として有名になってきた十三湊遺跡があります。十三湊遺跡の調査はすでにそういう段階に入っている。青森県の文化財保護課と市浦村の教育委員会が共同して、計画的にポイントを定め、継続的な学術調査を行っています。先に紹介した中世港湾施設の発見も、開発にともなう緊急調査の結果などでなく、計画的な学術調査の産物なのです。平泉でも、地表の痕跡から観察して、この辺に港湾施設があったはずだ、という想像が容易にできる。そこを掘ると大量の遺物が出てくる可能性がある。棧橋や護岸、倉庫の跡なども見つかるかもしれない。港湾地区にはどのような町並みや施設があったのか。いかなる職業の人々が、どのくらい住んでいたのか、そうしたことを明らかにしてくれる貴重なデータが得られる可能性が高いのです。「都市平泉」の景観復元整備事業にとっても価値があるでしょう。そのためには、やはりポイントを定めた、計画的な学術調査が必要なんです。その中で、「都市平泉」の復元研究も、より大きな発展が可能になると思う。これは本当に力説したいことです。何よりも行政の責任です。そしてもう一つ、市民の方々の積極的な支援がほしい。

最後にもう一つ。何か青森県の宣伝のような話ばかりで、申し訳ないのですが、それは、平泉文化研究と他の地域の研究の交流ということです。もちろん、研究交流はすでに行われています。たとえば数年前に、中世陶器の大産地で現在も一大窯業地である愛知県の常滑市で「中世常滑焼をおって」という全国シンポジウムが開かれました。このシンポでは、柳之御所遺跡における常滑焼製品の大量出土が論点の一つになり、平泉からは、八重樫忠郎さんが参加し報告を行っております（永原慶二編「常滑焼と中世社会」小学館、一九九五年）。そういうレベルでの交流はあります。平泉と中央側との交流は結構あるんです。しかし、もう一つ必要です。それは中央とは対極にある地域との交流、北の研究者との交流です。大石先生も強調していますが、平泉というのは、中央からさまざまなものが入ってきますが、一方で、北の世界、蝦夷（エミシ・エゾ）の世界、これを支配・管轄する権利を中央政府から認められているんですね。それが、奥州藤原氏が「俘囚上頭」とか「東夷遠酋」とか、自己主張する根元にある。そして蝦夷世界、北海道島とその周辺地域ですが、そこからさまざまな産物や交易品が平泉に入ってきた。このエゾ世界との窓口になっていたのは、現在の青森県であり、とくに津軽半島の陸奥湾に面する東側、「外ヶ浜」（中世には「外の浜」「率土の浜」と呼ばれた）と呼ばれる地域でありました。そして、ここが、奥州を南北に貫き、平泉の地を通過している中世の幹線道路「奥大道」の、北の終点となっていた。実は、この「奥大道」の終点であった油川（大浜）という町のすぐ近くに、奥州藤原氏の時代、藤原氏の代官がいたのではないかと考えられる遺跡があるのです。内真部（4）遺跡といいます。道路を作り変えるために、わずかの範囲を発掘しただけですが、平泉と同様の、十二世紀中葉～後葉の時期の手づくね「かわらけ」が、しかも一～二点ではなく、完形品にすれば三〇点近くの「かわらけ」が出た。すべて手づくねで、ロクロ整形のものは一点もありません。これは決して平泉から持っていったものではない。現地で作って、そこで使っているんですね。しかも、この内真部周辺には、平安時代後期～鎌倉時代末の居館・集落・山城等の遺跡が集中しており、古代末期～中世前期において、外ヶ浜地域の中心であったことは間違いない。青森県には、ほかにもこうした性格の遺跡が数多くあり、平泉文化の影響や、奥州藤原氏の北方支配、ということに留意した研究が、活発に行われているのです。

ですから、平泉文化研究、奥州藤原氏研究というのは、平泉における発掘調査や、文献・考古・美術など、幅広い研究が必要ですが、それだけでなく、よその地域との研究交流が絶対に必要です。その中で、北の地域の研究者との交流を、ぜひぜひ、今後は進めていただきたい。それは、平泉や奥州藤原氏が、北の地域、北のエゾ世界と、深く関わって存在していただけない、なおさらなのです。おそらく、そ

うした研究交流の中で、未解決の問題のいくつかは解決していくでしょう。そして、これまで気付いていなかった新しい問題も見つかるのではないかと、いうことを述べまして、ちょっと五分ほど持ち時間をオーバーしましたが、私の話を終りたいと思います。どうも長時間、ご静聴ありがとうございました。

基調講演Ⅱ 「今、世界遺産委員会で語られていること」

本 中 眞

はじめに

こんにちは、文化庁の本中でございます。今日の本題に入る前に、先ほど岩手県教育委員会の伊藤文化課長の方から紹介がありましたように、このたび世界遺産の暫定リストに「平泉の文化遺産」を登録させていただくことになりました。まだ最終的にユネスコの方に提出していないんですが、この3月末までには何とかバリの方に送りたいというふうに考えています。とりあえずは、おめでとうございませうというふうに申し上げたいと思います。

今日、私はこのたびの「平泉の文化遺産」の暫定リスト登録に関連して、今、世界遺産委員会で話されていることについてお話をしたいと思います。世界遺産についてはTV番組や雑誌などでご承知だと思いますが、その仕組みについてはあまり詳しくはご存知ない方も多いのではないかと思います。今日は、まず条約の成立の過程についてお話をさせていただいて、その後、世界遺産の登録の仕組みについてお話をします。それから、この間、世界遺産委員会において議論されてきたいろいろな課題を踏まえて、日本が今後担っていくべき役割についてお話をし、スライドを通じてこれまで登録された日本の世界遺産の紹介を致します。最後に、平泉に関連して今後の世界遺産への登録に向けてどのような課題があるのかについてお話をしたいと思います。

■世界遺産条約の成立

■ 本日の私の資料は、お手もとの冊子の5ページから8ページまでになっております。まず、世界遺産は世界遺産条約のもとに世界遺産リストに登録されていくわけですが、この条約がどのような過程を経て成立してきたのかということについてお話をします。ユネスコの本部はパリにあるのですが、世界遺産条約は1972年のユネスコ総会で採択されました。正式の名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」といいます。ユネスコは戦前から知的財産の保護についてかなり取り組んできました。文化遺産も人間が生み出した知的財産のひとつだということで、ユネスコの大きな活動の柱となってきました。とりわけ、第二次世界大戦後の1960年代にエジプトのナイル川の上流にアスワンダムというダムが造られることになり、そのダムの人造湖に貴重な文化遺産が水没してしまうという危機に直面したことがありました。アブシンベル宮殿という名前がよく知られているところですが、このアブシンベルからフィラエという地域にまで広がっているエジプト王国の多くの遺産が、ダム湖の底に沈んでしまうという危機がおとずれたわけです。そこで、ユネスコはこのような人類の遺産を救う必要があるということで、それらを別の位置に移築しようという大運動に取り組んだわけです。本来文化財というのはその場所、つまり現地において保存するというのが大原則ですが、その国の存亡をも左右するような大事業に関わる場合には、遺産の移築もやむなしという判断が国際的な合意となりました。世界遺産条約が生まれる背景には、このようなユネスコを中心とする文化遺産の保存に関する大きな動きがあったのです。

もう一方は、国際自然保護連合（IUCN）を中心とする自然遺産の保護に関する運動です。1960年代は日本でも公害が吹き荒れ、高度経済成長による大きなひずみがあちこちで出てきた時期でもあります。世界的に見ても、地球環境そのものの存亡をも左右するような危機が自然環境に迫りつつあるとの懸念が広がっていました。そのような危機感が、文化遺産と自然遺産の双方において大きく膨れ上がっ

てきたのが1960年代だったのではないかと思います。国際自然保護連合を中心に進んでいた自然遺産の保護の運動を、さらに加速度的に進めるような動きがアメリカ合衆国において起こってきます。アメリカ合衆国は世界で一番最初に国立公園制度を取り入れた国として有名ですが、その第一号が有名なイエローストーン国立公園という国立公園なんですね。この国立公園は1872年に創立されたわけですが、アメリカ合衆国は1972年にイエローストーン国立公園の生誕100周年を祝して自然保護に関連する記念的なメッセージを送りたいという、極めて政治的な目的を持っていたわけですね。ご承知のようにアメリカ合衆国は自然保護に関して先進的な国でありました。そういう背景からして、国立公園第一号であるイエローストーンの国立公園の誕生100周年に合わせて、IUCNが取り組んできた自然遺産の保護を更に進めたいとして、ニクソン大統領が政策的なメッセージとして強く打ち出したわけです。最終的にニクソン・メッセージでは、自然遺産だけではなく文化遺産も迫りくる危機の根元は同じであることから、同じ枠組のもとに保護をはかっていく必要があるとし、このことを目的とする条約を作る必要があるということを述べています。その後、いくつかの国際的な会議を経て、1972年にユネスコのイニシアティブの下にユネスコ総会において「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、つまり世界遺産条約が採択されたというわけなんです。

このような条約が生まれてきた経緯にも現れているように、文化遺産を保存しようという動きと自然遺産を保存しようという動きが、もともと別のものとして進んできたわけですね。それが最終的に世界遺産条約というひとつの形に統合されたわけです。ですから、条約の中身も文化遺産と自然遺産に明確に分かれています。分かれているが故に抱えることとなったいろいろな矛盾点が、条約採択後20年が経ち、今ちょうど30年を迎えようとしているわけですが、今だにそれらの問題点を引きずりつつ世界遺産委員会の中で議論が継続的に行われているのです。このことについては、また後ほどお話ししたいと思います。

世界遺産条約の目的

条約成立の過程は概ね以上のようなものですが、条約の趣旨は私の資料の最初の黒い囲み*の中に示しておりますように、文化遺産と自然遺産の双方を同じ枠組の下にそれらの普遍的価値を数々の危機から護り、次世代へと確実に継承していくことにあります。その責任はもちろん遺産が存在する国にあるわけですが、地域社会が国際的に協力していく必要がある。保存のための確実で科学的な根拠を明らかにしつつ、次世代に継承していくための体制を国際社会全体で構築していこう。そのための合意形成の手段がこの条約である。とまあこういうふうなことが世界遺産条約の前文にしっかりと明言されているわけです。

※ 1. 世界遺産条約とは

人類の生み出した傑出した文化遺産と、地球環境が生み出した壮麗な自然遺産の双方の普遍的価値を、迫りくる新たな危険からまもるとともに次世代へと確実に継承していくことは、当該国のみならず国際社会全体の任務である。そのためには、常に科学的で効果的な体制を国際社会全体で整備していくことが必要であり、条約の形式の下に国際的に合意を形成していくことが重要である。

世界遺産の種類

さて、次に遺産の種類についてお話しします。先ほど、世界遺産は文化遺産と自然遺産に明確に分かれているということを言いましたが、文化遺産と自然遺産の双方に登録されているものもあるわけですね。それが、いわゆる複合遺産と呼ばれているものです。しかし、条約の中で複合遺産という言葉は一切出てこなくて、文化遺産と自然遺産だけしか出てきません。ですから、両者に登録されているものが、便宜上「複合遺産」と呼ばれているということなんです。

一方、後ほど再びお話ししますが、文化遺産にも自然遺産に属さないものが本当はもっと沢山あるんじゃないかという議論が世界遺産委員会において行われてきました。世界遺産条約に定めている自然遺産というのは、われわれの身の回りにある自然とはちょっと違う、いわゆる人間の管理の手から最も遠いところにある、原生的な自然といっても過言ではない自然です。ですから、条約の中では、人間の造り出した「文化」の概念と原生的な「自然」の概念とは、互いに相入れないものとして位置づけられているともいえます。しかし、果たして両者は全く関係なく存在することができるのか。日本の自然は、人間が関与する中で造り替えてきたものが多くありますし、造り替えてきたからこそ重要な意味があるものもあるわけですね。そのような世界遺産という「文化遺産」と「自然遺産」の中間にあるものの普遍的価値を、どのように条約に位置づけていくのかということが議論されてきました。その結果、導入されたのが文化的景観というジャンルです。これについては、また後でご説明いたします。

世界遺産条約ではあくまで有形遺産が登録の対象になっていて、無形のものは登録の対象になっていません。ですから、芸能や音楽などの無形文化財については世界遺産の登録の対象にはなっていないということです。ただし、有形遺産である建築が重要な舞踊や芸能、儀式などの場になっているような場合には、それらの行為は建築の有形遺産としての価値と極めて密接に関係しているもので、両者は不即不離の関係にあるといっても差し支えありません。ですから、無形の行為が登録の対象にはなっていないとはいえ、有形遺産としての建築や場所などがどのように使われるのかということが登録の価値評価の上で重視されるわけです。しかし、世界遺産として登録されるのはあくまで建築や遺跡などの有形遺産に限定されているということですね。また、有形遺産でも動産であるもの、あるいは動く可能性のあるものなども登録の対象にはなりません。

世界遺産としての登録の条件

それでは、世界遺産への登録の条件は何なのか。最初の囲みにも書いてありますが、5ページのCの一番最初（C. 世界遺産リストへの登録条件◆顕著な普遍的価値があること（登録基準のひとつ以上を満たすこと））に示しているように、「顕著な普遍的価値があるもの」というふうに規定されているんですね。わかりにくい言葉ですが、要するに、ある地域に住んでいる人が、全く別の地域に存在する遺産であっても、これは絶対に大切なものだというふうに思えるようなもの、と言ったらお分かりいただけるでしょうか。世界の各地に通用する価値を持っている遺産、といってもいいと思います。それが「顕著な普遍的価値を有する遺産」ということであり、世界遺産としての登録の要件になっているのです。われわれが中国の万里の長城を見て、「これはすごいものだ」「大事なものだ」と思う。あるいはエジプトのピラミッドを見て、「すごいものがあるんだ」と思う。そのように思うことが、それらを次世代に確実に伝えていくことの前提となりますから、客観的、科学的にそのような価値評価ができるのかということが重要なわけですね。ですから、「平泉の文化遺産」が果たして世界の人々にそのように評価されるものであるか否かが、これからの大きな課題になってくるのではないかと思います。

登録の条件の二番目は、その国によって万全な保存の体制が取られているかどうかということです。言い換えれば、地域の人たちによって遺産の価値が明確に認識されていて、地域の人たちが遺産を次世代に確実に伝えていこうと努力しているかどうかということが大きな評価の対象になってくるということです。法律的には、文化遺産の場合には文化財保護法のもとに国の文化財に指定され保護されていること、自然遺産の場合には自然公園法や自然環境保全法などの下に最も厳正な保護措置が取られていることが、それぞれ条件になってきます。もちろん先ほども説明したように、地域の人々が保護の施策に理解を示し、協力していることが重要な条件です。

三番目の登録条件は、緩衝地帯の確保です。条約では、遺産本体の保存体制だけではなく、遺産を確実に保存していくために周辺に遺産と一体の価値を有している環境を緩衝地帯として確保し、一体的な保全を図っていくことを求めています。緩衝地帯はバッファゾーンとも呼ばれています。ですから、平泉の場合にも中尊寺や毛越寺、柳の御所などの平泉を構成する遺跡群だけではだめでありまして、周囲に展開する平泉全体の環境が遺跡や建造物といかに一体的に保護されているか、遺産本体の緩衝地帯としていかに適切に保全措置が採られているかということが重要な条件になってくるということなんです。

それから、第四点目は暫定リストによって十分な比較研究が行なわれる必要があるということです。冒頭に「暫定リストへの登録おめでとうございます」と申し上げましたが、文化遺産の場合には必ず暫定リストを作成し、それに基づく比較研究が義務づけられています。世界各地には多様な文化があり、地域によっては文化が錯綜しています。したがって、文化の反映の結果生まれた遺産も極めて複雑ですので、必ず比較研究に基づく厳密な選択が必要だとの考えに基づいているのです。自然遺産についても同じようなことが求められているんですが、自然遺産の場合には例えば世界で一番高い山とか、希少な地形を表す区域、あるいは世界的に非常に貴重な動植物種であるなど、全地球規模での価値判断が比較的原則であるわけですね。そういうことから、国際自然保護連合（IUCN）が世界遺産として登録すべき地域のリストを事前に作成していて、それに基づいて比較研究が行われ、自然遺産の登録が行なわれているわけです。ですから、自然遺産についても各国に暫定リストの提出が求められてはいますが、義務づけられてはいません。しかし、先ほども申しましたように、文化遺産の場合には必ず暫定リストの提出が義務づけられているわけです。日本は1993年に最初の暫定リストを提出して以来、1996年の原爆ドームの追加を含め、今回暫定リストへの二度目の資産の追加を行なうことになるわけですね。

それでは暫定リストに登録されたから、本リストに自動的に登録されるのかというと、必ずしもそうとは限りません。暫定リストはあくまで比較研究の基礎資料ですから、日本や他国の暫定リストに登録された資産との比較研究を踏まえて、わが国の暫定リストの中から本リストへ登録していくためには、先ほど説明した登録の条件をすべてクリアする必要があります。さらに遺産の保存を確実にこなっていくための施策が採られているかということが条件になってきます。

以上が、登録の条件です。

世界遺産の保全状況

そのほかに、遺産の保護のための体制を万全に採っていくということも条約の大きな目的になっています。もちろん、当該国が責任をもって保護体制を整備していくということが前提ですが、それが不可能な場合には「危機に瀕する遺産リスト」に記載した上で、国際社会全体が経済的、技術的に支援していこうというのが条約の重要な目的となっているわけです。現在、30遺産が「危機に瀕する遺産リスト」

に登録されていて、有名なものにはカンボジアのアンコール遺跡などがあります。1992年にカンボジアの内戦によって大きく損傷を受けていた遺産を救うために、世界遺産に登録すると同時に「危機に瀕する遺産リスト」にも登録して、国際社会全体で保存のためのフォローが行なわれているところです。特にフランスと日本が、経済的、技術的に支援を行いながら遺産の保護に当たっているところです。

もうひとつ遺産の保全のために重要なことは、次世代に遺産を譲り伝えていくために、保存・管理の状況について確実にモニターしていく必要があるということです。1998年にモニタリングの制度が決まり、2001年から開始されたところです。その方法は、まず各国が作成した遺産の保全状況に関するレポートを世界遺産委員会が審議し、問題があると判断される場合にはユネスコをはじめとする国際機関が現地検査を実施する、という二段構成になっています。6年を周期として、アラブ、アジア太平洋、アフリカ、アメリカ、ヨーロッパの5地域が順にレポート作成を行い、世界遺産委員会に報告することとなっています。2002年には日本の文化遺産のうち「姫路城」と「法隆寺の仏教建築群」、「古都京都の文化財」、そして自然遺産の「屋久島」、「白神山地」など、合計5遺産のモニタリングが行われることになっています。

石の文化と木の文化——価値の伝え方の違い

次に、最近の世界遺産委員会で話されていることについてお話ししたいと思います。まず、日本が条約を批准したのは1994年のことで、ユネスコにおいて条約が採択されてから20年後のことだったわけですね。この20年の間には、ユネスコ内部にいろいろな問題が発生して、批准が20年も遅れていたということなんです。

ところで、この間にヨーロッパを中心とするいわば石の文化圏における遺産保護の考え方と、アジアなどの木の文化圏における遺産保護の考え方の違いが明らかになってきました。ヨーロッパには石造の壮麗な教会建築や遺跡群が多くあるのをご承知だと思います。ヨーロッパ諸国では、主として石を用いて記念的な建造物を歴史的に造り上げてきました。そのような石で造り上げられた遺産の価値の保存の在り方に対して、われわれ日本を含めた東アジアの国々など、石よりも木を中心とする文化圏における遺産の価値の伝え方の違いというものが、世界遺産委員会の中でかなりシビアになってきたのです。1992年に日本が条約を批准をした後に、「姫路城」や「法隆寺の仏教建築群」などを登録するに当たって、木造建築の修理における価値の伝え方が果たして国際的に認められるものなのかどうなのか、ということが議論になりました。日本などのアジア諸国では建築用材として木材の入手が容易であったし、木造建築は通風や採光の点で湿潤な気候にも適していたわけですが、一方では湿潤な気候のゆえに腐って傷みやすく、火災にも弱いという弱点をもっていたわけです。そこで傷んだ部分を取り替えながら、元の形や意匠を守っていく修理方法が採用されてきたわけです。もちろん、取り替える部分を最小限に抑制する努力は行われるわけですが、材料を取り替えながら修理を反復していくわけですから、極端な場合には度重なる修理によって大半の部材が当初材と入れ替わってしまうというようなこともあるわけですね。それに対してヨーロッパを中心とする石の文化圏に属する人たちは、やはり当初の材料が遺っているか否かということに大きな価値判断の基準をおいているわけなんです。ですから、材料が入れ替わっていくということは、価値そのものが本来の価値を失っていくことを意味するのではないかと、こういうふう考えたわけです。一方は、石やレンガという不動の材料ゆえに、崩れたなら崩れたままの姿で残さざるを得ない。その崩れたままの姿の中に本来ある遺産の価値を封じ込める形で伝達していくという考え方だといってもいいでしょう。それに対し、われわれの木造建築の場合には、全ての部材をバラ

バラに解体してしまうことが可能であり、かつ、傷んだ部材だけを取りかえることによって、再び組み上げて建築を再生させることが可能です。消耗材の取り替えだけを行い、建築の形態と意匠、機能を実際に伝達していくことができるわけです。反復・再生させながら機能をうまく伝達していくという、そのような価値の伝達の在り方をとってきたわけですね。ですから、石の文化圏と木の文化圏との間には、価値の伝え方に関する考え方に多少なりとも違いがあったということがいえるでしょう。その違いを埋め合わせ、合意を形成するための専門家会議が1994年に奈良で開催されました。この会議の最終に出された宣言には、世界各地にはいろいろな文化圏があり、それらの文化圏ごとに生み出されてきた文化遺産は異なっていること、それらの価値の伝え方についても、それぞれの哲学の下に適切な手法がとられてきたこと、それをわれわれは相互に認め合う必要があること、それが文化の多様性を受け容れる原点なのだということが明記されています。つまり、一方の文化圏における遺産の価値の伝達の考え方を、決して他方の文化圏における遺産の価値の伝達に押しつけてはならない。お互いにそれを認め合いながら、最低限の基本理念だけは守っていく必要があるということが合意になったわけです。このことは、1992年に日本が世界遺産条約の締結国となった後に進められた大きな成果だったのではないかと思います。

世界遺産リストの不均衡——新しい分野の遺産への注目

世界遺産委員会で話されていることの二つ目。これは最初にも触れたように、条約が遺産を文化と自然の分野にはっきり分離するような構造をもっていることから発生してくる問題です。文化と自然の領域の中間にあるグレーゾーンに属する遺産をどのように評価していくのか。例えば、棚田のように農耕など生業の反映によって形成された景観のような遺産です。日本では、現在、全国各地で棚田の保存運動が盛んに取り組まれています。1995年には、フィリピンのルソン島北部にある壮大な棚田が文化的景観として世界遺産に登録されました。このことが一つのはずみとなって日本でも同じような試みが行われ、従来の文化財の範囲ではなかなか保存が考えられなかった農耕景観といったものにまで遺産としての価値を見出し、それをいかに後世に伝えていくのかという議論が始まりつつあります。世界遺産委員会でも、フィリピンの棚田の登録に先立って、農耕景観などを含めた文化的景観の考え方について深い議論が続けられてきたわけです。

三つ目は、今まで古い時代のものであれば価値があるというように思われてきた傾向がありましたが、決してそうではなく、もっと新しいものでも次の世代に伝えていくべき遺産があると指摘されていることです。例えば、20世紀の近代建築なども今後登録を進めて行くべきものとして注目されています。もっと新しい現代に近いものまで含めて、遺産の対象は広がりつつあるということです。

四つ目は、非常に美しいものや壮大なもの、人間に感動を与えるもの、例えば、さっき言った中国の万里の長城やエジプトのピラミッドといったものは、一目見ただけでも「すごいなあ」という感慨が誰にでも伝わるわけですね。世界遺産の登録が始まった最初の頃は、そういうものが登録の対象になってきたわけですが、果たしてそんなものだけが遺産なのか。見た目には決してきれいなじゃないし、壮大でもないけれども、人間の技術の進歩や発展を示すもので重要なものが多数あるのではないのか。例えば、産業遺産などがそうです。ヨーロッパでは製鉄所が機械や設備などと一括して世界遺産に登録されているところもありますし、平泉と同時に暫定リストに追加されようとしている島根県の石見銀山のような遺跡もあるんですね。見た目には決して美しいものではありません。鉱山の遺跡ですから。でも、江戸時代に世界を風靡した銀山で、日本の鉱山史だけでなく世界の銀山史上欠くことのできない遺跡として、

今、暫定リストに登録しようとしているわけですね。こういうものもいっぱいあるわけです。遺産の種別に不均衡があって、それを是正するために、今まで対象としてきた遺産の範囲をもっと拡大していく必要があるとの認識が、世界遺産委員会で共通のものとなっています。

私の資料の8ページ(次ページ)を見てください。ここに示した三つのグラフのうち、一番上のグラフは世界遺産の種別ごとの登録数を示しています。黒く示しているのが文化遺産、そして薄く示しているのが自然遺産、白く示しているのが複合遺産です。これを見ますと、文化遺産が圧倒的に多くて、自然遺産は全体のほぼ五分の一になっているということがお分かりいただけると思います。このように、文化遺産と自然遺産の登録数にも極端な不均衡があるわけですね。自然遺産が極めて少なく、文化遺産が圧倒的に多い。それから同じページの一番下に示した棒グラフを見て下さい。このグラフは、左側からアジア、オセアニア、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカの順に、文化遺産と自然遺産、複合遺産の区分の下に遺産の登録数を示したものです。このグラフから分かるとおり、世界遺産は圧倒的にヨーロッパに集中しているわけですね。しかもヨーロッパには文化遺産が多い。それに引き替えオセアニアなどは総数も少ないし、文化遺産なんてまるでゼロである。もちろん複合遺産はあるけれども、文化遺産だけで登録されているものはない。全般的にアフリカやアジア太平洋に登録数が少ないということがお分かりいただけると思います。ここにも文化の先進地域ヨーロッパと、後進地域であるアジア、アフリカという、経済関係の構図の反映が読み取れるのではないかと思います。先進地域ヨーロッパには文化遺産が多く、開発途上地域であるところには自然遺産が手つかずのまま遺されているという経済的な構図が世界遺産の登録数にもそのまま現れていると理解することができるわけです。このように、遺産の種別によるアンバランス、文化遺産と自然遺産の登録数の間にあるアンバランス、そして地域によるアンバランスといった、多くの不均衡が指摘されています。現在、世界遺産委員会ではこれらの不均衡を是正していくことの必要性が議論されています。

8ページの真中のグラフを見て下さい。これは世界遺産の登録数の増加を折れ線グラフにして示したのですが、右肩上がり増加し、徐々にそのスピードが加速しているのがわかると思います。ここ7、8年で多分1,000件を超えるのではないかと懸念が表明されています。今、登録のスピードを遅らせるために、各国は登録を差し控えるべきであることが議論されていますし、また審査をさらに厳しくしていくという議論も行われています。世界遺産委員会では確実な遺産の保存措置を採っていく必要があるため、遺産の登録数を管理可能なものに抑制していく必要があるのだということです。

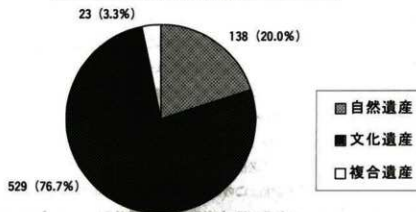
今後、日本が果たす役割

あまり時間がなくなって参りましたが、次に、これから日本が果たしていくべき役割について話をします。その第一は、やはり日本に独特の資産を世界遺産リストに登録し、その価値について海外へと発信していく努力を忘れてはならないということです。その際には、世界遺産委員会で議論されていることを踏まえ、例えば産業遺産や文化的景観、新しい時代の遺産などに絞りながら新たに登録を図っていく必要があるというふうに考えています。今回の「平泉の文化遺産」をはじめ暫定リストに追加された三つの資産も、このことを踏まえて選定されたものであったわけです。

第二には、世界遺産条約からわれわれが学ぶべきものがいっぱいあります。一つは、緩衝地帯をいかに確保していくかということです。文化財保護法では、文化財の指定地については非常に強い現状変更の規制措置が取られていて、保存措置が確実に行われているわけですが、その周辺の環境については今までの申したくてもなかなか言えない状況にあったと思います。世界遺産条約では緩衝地帯の制度が

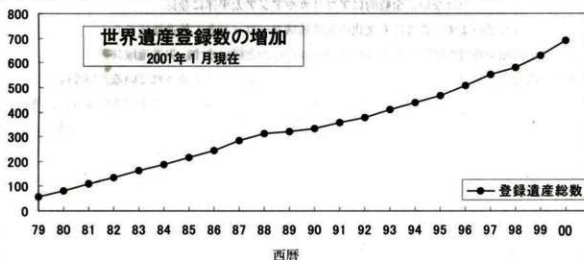
世界遺産の種別ごとの登録数

2001年1月現在



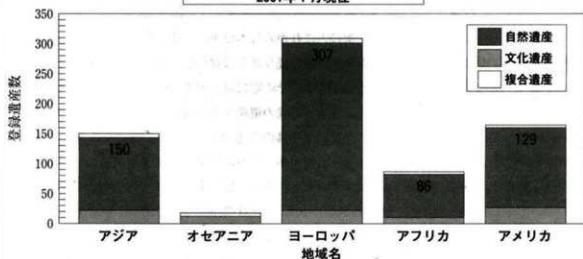
世界遺産登録数の増加

2001年1月現在



世界遺産の地域別登録数

2001年1月現在



取り入れられましたから、やはり日本でも文化財の周辺環境の保全のために緩衝地帯をどう確保していくのか、それを仕組みとして整備していくことが今後の大きな課題でしょう。それからもう一つは、今まで適切な保存方法がなかなか見つからなかったようなもの。例えば、棚田などの農耕景観の中にある文化的価値をどのように保護していくのか。今、その保護のための試みが全国各地で進みつつあり、文化財として指定保護するための期が熟してきているのではないかと思います。そのような新たな試みを、さらに推進していく必要があるということなんです。

第三には、やはり日本は経済的、技術的な支援をしっかりと果たしていく必要があるということです。現在、日本はアメリカに次いで拠出金の多い国ですから、その位置を継続していく必要があると思いますし、また、技術的にも、特にアジア地域において支援をしっかりとやっていく必要がある、その役割を果たしていく必要があると思います。ユネスコアジア文化センター奈良事務所が開設されました。この事務所を通じて、アジア地域と連携しつつ遺産の保護を図っていく上で日本は強力なイニシアチブを握っていく必要があると考えています。

スライドによる説明

それではスライドを少しご覧いただいて、そのあと「平泉の文化遺産」についてお話をし、本日の私の話をしめくりたいと思います。

【姫路城】 これはよくご存知のように、1993年に日本で最初に登録された姫路城ですね。日本を代表する封建時代の城郭として、登録されました。特別史跡と国宝に指定されています。



【鹿苑寺庭園】 1994年に登録された京都の17寺社のうちのひとつである鹿苑寺（金閣寺）の庭園です。代表的な日本庭園については、「古都京都の文化財」の中ですでに網羅されていますが、まだ日本に特有の様式をもつ庭園が登録されずに残されています。桂離宮庭園や修学院離宮庭園といった、今は宮内庁の所管になっていて、文化財に指定されてはいないものも日本を代表する庭園ですが、それ以外にもこの平泉に遺跡として遺されている浄土庭園群なども世界に発信していける価値が十分あるのではないかと思います。



【龍安寺庭園】 日本庭園の精神性が、この庭園の登録を契機として注目されたのではないかと思います。有名な龍安寺の石庭ですね。世界遺産では、このような小さな庭園も文化的景観のカテゴリーに含められています。



【白川郷・五箇山の合掌造り集落】 この写真は、岐阜県の白川郷の合掌造り集落です。富山県の五箇山とともに、1995年に世界遺産に登録されました。「ユイ」と呼ばれる地域共同体の組織が今も残っていて、それに基づいて家屋の屋根の葺き替えなどをはじめとするさまざまな村の仕事が行われている。この「ユイ」という無形の遺産も、集落という有形の遺産とともに世界遺産の中に含まれて登録されたと考えていいと思います。



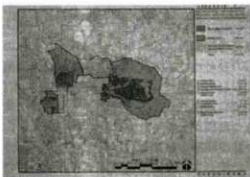
【厳島神社】 厳島は瀬戸内海に浮かぶ島ですが、神が山や島に降り立つという日本古来の信仰の原形を表し、それが独特の建築様式をもつ社殿として、山と海との接点において成立・発展してきたという特徴をもっているということで、1996年に登録されました。



【原爆ドーム】 同じ1996年に登録された原爆ドームです。人類の負の遺産であるとともに、平和の礎であるということから、「広島平和記念碑」というタイトルが付けられて世界遺産に登録されたものです。アメリカと中国が登録に際して立場を留保するなどさまざまな政治的な問題が絡んで、会議に参加していたわれわれも結構しんどい思いをしましたけれども、なんとか登録できた資産です。近代遺跡としても重要な遺産です。



【古都奈良の文化財の登録範囲図】 これは「古都奈良の文化財」の登録範囲を示した図です。茶色で示した部分が、それぞれ登録された平城宮跡、春日大社、東大寺、興福寺、元興寺、春日山原始林、そして唐招提寺、薬師寺などのお寺や遺跡の範囲を示しています。その外側のピンクの部分が、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区などに指定されている地域で、登録資産の緩衝地帯となっています。黄色い部分は、遺産群の全体をひとつのまとまりにするために、風致地区制度や条例に基づいて高さ規制や建物の外観を規制する歴史的環境保全ゾーンとして設定した区域です。非常に広い範囲が緩衝地帯（バッファゾーン）に含まれているということがお分かりいただけると思います。平泉の場合にも、この緩衝地帯の確保が大きな課題になっていくのではないかと思います。



【東大寺】 東大寺では、大仏殿と一体のものとして、大仏も世界遺産のひとつとして登録されました。先ほど説明したように、動産である仏像は本来登録できないんですが、奈良の大仏は事実上動かせないということで、大仏殿の建築と一体として国宝銅像盧舎那仏坐像が世界遺産に登録されています。仏像としては日本では初めてのものです。



【平城宮跡】 日本の考古学的遺跡としては、平城宮跡が初めて世界遺産に登録されました。これも、奈良を構成する資産のうちのひとつです。写真は第二次大極殿跡の整備状況です。



【春日山原始林】 奈良の特徴のひとつは、原始林が文化遺産の文化的景観として登録されたことです。春日大社の御神体として、9世紀以降伐採が禁止されてきた区域が特別天然記念物に指定されています。それを春日大社の神域であり、精神上非常に重要な部分として文化的景観の価値づけを行い、登録したということですね。



【日光】 日光は1999年に登録されました。日光においても、背後の山が信仰の対象となっている聖なる自然地域ということで、文化的景観としての登録が行われています。



【首里城跡】 沖縄の首里城跡の正殿です。これは第二次世界大戦で焼失した正殿を復元したのですが、非常に精密な復元建築です。首里城には第二次世界大戦中に日本軍の弾薬庫などがあった関係で、壊滅的な破壊を受けました。しかし、発掘調査をしてみると地下遺構の残存状況が極めて良好で、複数の時期にわたる正殿の基壇遺構も発見されました。そのような地下遺構を確実に保存した上で、戦前に国宝に指定されていた時の図面や写真等をもとに忠実な復元が行われたわけですね。沖縄県民が戦災の痛手から立ちなおるひとつの礎となった復元でありまして、そういう意味からも重要な意味をもつ建造物です。ただし、この建造物自体は国の有形文化財に指定されているわけではなく、厳密には世界遺産の構成要素ではありませんが、首里城跡の環境をなす重要な建造物です。



【座喜味城跡】 座喜味城跡も「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして、昨年、登録されました。



【斎場御嶽】 沖縄には斎場御嶽という王族の聖地となっているウタキがあります。国王の近親女性が間得大君という神女となってお参りする御嶽（ウタキ）ですね。この聖なる場所から、東方海上又は海中にあると伝える琉球特有の楽土「ニライカナイ」に向かって祈りが行われるわけです。深い亜熱帯樹林に覆われて、琉球石灰岩の奇岩群が一種の名状しがたい霊的な雰囲気をもたらしています。人工的な要素は僅少で、ほとんど自然の岩塊と樹林からなる地域なのですが、地域住民にとっては精神的な核心をなすものでもある。このようなものも、最近の世界遺産の重要な対象となってきたのです。



【識名園】 琉球王家の別邸の庭園です。ここで冊封使という中国からの使者を迎えて饗宴が行われました。この庭園や御殿についても、かなり精密な復元が行われました。

以上です。



平泉の資産群について

時間が過ぎましたので、2〜3分だけ時間を頂いて、最後に平泉のことについて少しお話しをしておきたいと思います。

最初に申しましたように、「暫定リストへの登載、本当におめでとうございました」という気持ちには変わりはありませんが、暫定リストへの登載はまず第一歩であるということも事実です。暫定リストは比較研究のためのリストですから、これから比較研究を行いながら、求められている条件を整えていく努力が必要です。

まず第一には、資産の価値が十分に担保されているかということについて、全員でしっかり議論する必要があるだろうと思います。京都にはもう失われて残っていない浄土庭園の典型的な事例である毛越寺や無量光院の庭園が残っています。そして、住宅庭園から浄土庭園に移行したという経緯をもつ親自在王院の庭園もありますね。このような遺跡としての浄土庭園が群として遺存しているのは平泉だけです。これらの価値には非常に高いものがあると思います。それ以外にも、柳之御所の政庁域は庭園を伴っているなど独特の構造をもつことがうかがえます。また、猫間が潤など周辺環境にも庭園的な要素をもっている区域がありますし、それから、中尊寺にも二階大堂あるいは大池といった浄土系の伽藍や園池に関連する遺構も推測されています。私は庭園の専門家として、庭園に関連する施設や環境が非常によく残されているということが平泉の大きな特徴であり、世界に平泉の価値を示していく上でのポイントになってくるのではないかと思います。

ただ、惜しむべきことといえますが、これから解決していかなければならないことは、これらの資産群の保存措置が万全ではないということです。例えば、無量光院跡については、現在もお住まいの方がおられますし、道路が真中に通っているようなこともございます。無量光院のより確実な保存は、今後、地元の人たちとも色々議論しながら進めていく必要があると思っています。また、先ほど斉藤先生のお話にもありましたように、伽羅御所跡や鎮守など、平泉を構成する都市的施設の遺跡のなかには、まだ

保存対策がとられないまま残されているものもあるのではないかと思います。いかにうまく、そういうものの保存措置を講じながら、全体として平泉の都市を物語るような遺産構成を描いていくのが、まず第一に求められるのだらうと思います。また、先ほど申しましたように、遺産群を含めて周辺の環境を保全していくための仕組みをいかに作り上げれるか、これが非常に大きな課題であります。バッファゾーンの担保ということですね。この二つのことを全員で議論しながら、しっかりと進めていく必要があります。

遺産本体だけでなく周辺環境を含めて保存を確実に行うためには、やはり平泉の本来の価値を全員で知ることが大切です。平泉の資産が潜在的にもっている世界に誇ることのできる価値を、特に地元の人たちがはっきりと認識する必要があると思います。ですから、このようなフォーラムが継続的に開かれ、みんなで学ぶ機会がなければならないでしょう。本来の価値を全員で理解できれば、恐らく、その価値を確実に保存していくための方策も自ずと見出せるのではないかと思います。地元の人たちや研究者の先生方とともに、町、市、県、われわれ文化庁など行政組織も含めて、この平泉の資産の価値を高めていけるような方策を取れるよう努力していくことが大切だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

少し時間がオーバーしましたが、これで私の報告を終わります。

中世平泉における都市性の成立と展開における位置づけ ～考古学から見た「都市」平泉の空間構造と流通機構の研究～

前 川 要

はじめに

中世「都市」平泉の都市プランの研究については、従来、齊藤利男（齊藤1992）、本澤慎輔（本澤1993）などのものが知られるが、近年の成果をもとに、前川佳代（前川2000）、八重樫忠郎（八重樫1999）、羽柴直人（羽柴2000）などが新しい見解を述べている。しかしながら、中世平泉の都市性については、考古学的視点に限って言えば従来多くは論じられていない。本稿は、その成立と展開についてふれ、都市史上での位置付けに関する若干のノートとしたい。

1. 中世平泉の都市プランの変遷—考古学の上での研究史

上記のうち特に前川佳代のものと羽柴のものを検討する。

前川佳代は、遺構の方向性から、A期・B期・C期をそれぞれ清衡段階、基衡段階、秀衡段階と比定した。A期を中尊寺中心の時期として都市建設の準備段階とした。B期は2期に分離され、B-1期を平安京同様の400尺の丈尺制を用いた方形区画の成立の時期とした。毛越寺・観自在王院・志羅山方形区画が平安京一町と同規模で成立し、毛越寺東土塁の延長と金鶏山の真北に直交する東西道路が設定された時期とした。そして、B-2期には、志羅山方形区画も含めて東に区画が設定されていくとした。C期も2期に分離でき、C-1期は無量光院本堂軸としており、c-2期を金色堂軸の12度39分27度E方位で設計されたとしている。また、前川佳代論文の特徴は、无量光院、柳之御所、加羅之御所を土塁と堀で囲繞する形で、大区画を想定することである。そして、その形状は、古代律令期城柵志波城・胆沢城の外郭ラインと同じく直線を基調とした方形であるとしている。方形区画成立の契機を秀衡が嘉応二年(1170)に鎮守府將軍の任命されたことを想定した。

羽柴は、前川佳代の論をさらに展開して、発掘成果の詳細な検討から、12世紀末の段階で、400尺の方形区画が、志羅山遺跡においてさらに東へ伸びること、さらには都市域全体を周回して囲繞する道路が存在することなどを論じた。

しかしながら、中世都市史上での位置付けについて論じられたことはあまり多くない。本稿では、中世平泉を、他の都市と若干比較した上で、都市史の中に位置付けることを目的とする。

2. 問題点の提示

(1) 円形原理と方形原理

都市性を論ずるには、平面プランの形状の問題とそれぞれの「場」がどのように使用されたかに着目する必要性がある。

まず、平泉の平面プランの中で興味深いのは、直線道路の都市計画の上に方形プランの毛越寺、観自在王院、志羅山方形区画、无量光院、白山社が存在するのに対して柳之御所、加羅之御所、衣川館が曲線で囲まれた不定形をしている。それでは、この方形という思想は集落史の中でどのように出現してくるのであろうか。

例えば、方形の住居は、富山県桜町遺跡で検出された縄文時代中期の高床倉庫がある（宮本1996）。しかしながら、集落景観に限ってみると、弥生時代中期後半まで、方形原理は存在しない。

北部九州の弥生時代研究者である武末純一によると、中期後半(Ⅲ期後半～Ⅳ期前半)になると環濠(溝)集落に大きな変化が起こる(武末1998)。直線的で地形に左右されない方形環濠(溝)の出現である。方形環濠(溝)の出現は、弥生的な理念の本格的な実現でもあつた。方形環濠(溝)は、円形環濠(溝)とかかわりながら、(A)円形の中の方形、(B)円形の外の方形、(C)円形のない方形へと展開する。弥生中期後半の方形環濠(溝)のほとんどは、このうちのA類型に属し、中には円形の中の円形という変形もある。C類型は、古墳時代の居館と同一の構造をもつため、弥生時代の首長層居宅としてよく、倉の独占からみて、考古学的な階級の成立と考えることが可能である。武末によれば、「平等の円形、支配の方形」であるという。

方形環濠あるいは区画は、古墳時代には豪族居館として継続し、7世紀代の律令期になると官衙を除外して消滅する。それから11世紀代までは、日本列島内では、ここ東北北部を除外して、溝や堀を掘ることがなかった時代である。

12世紀代半ばあるいは後半頃になって、条里制の再開発が実施されると、それに伴ってまた「支配の方形居館」が出現して開発領主の拠点となるのである。

(2) 室町期武家屋敷の空間構成におけるハレとケ

それでは、方形館内部はどのように使用されたのであろうか。

小野正敏は、建築史学の川上 貢の武家居館のハレ・ケに関する空間分離成果(川上1967)に導かれながら、一乗谷朝倉氏遺跡朝倉館と將軍御成の記事の記載から、戦国期の館・屋敷空間概念図を示し、ハレ、ケ、ハレの中の表・奥という空間概念を提起した(第1図)(小野1997)。さらに、庭園や会所などの構成、陶磁器の威信財としての文化的効果について論じ、京都型居館の規範性を論じている。

さらに、筆者は、大友府内城下町の事例から、計量的分析を未だ行っていないが、戦国期地域社会においては、比較的ハレの表で、京都系土師器が使用される可能性あるいは、ハレの奥ないしケの部分で、ろくろ土師器が多く使用される可能性を論じた。また、岐阜県江馬氏城跡下館跡の近年の発掘調査事例から、従来戦国期とされてきた庭園様式が土師器編年の年代観から14世紀末まで遡上することを根拠に、小野のいう京都型居館内における空間認識は、14世紀末から15世紀前半まで遡上するのではないかと想定した(前川2000)。さらに、居館内あるいは屋敷内での武家儀礼を中心とした空間認識は、鎌倉御成小学校第三面での発掘調査成果を見ると、13世紀後半までさらに遡上する可能性も存在する。

それでは、中世前期の平泉の都市空間をハレとケという枠組みで見ることができないか。それらを、京都系土師器の導入と平泉における方形区画の成立という点から検討する。

3. 中世平泉におけるハレとケの空間分離

(1) ロクロ土師器と京都系土師器の使い分け

松本健速は、京都系土師器の東北地方での偏在に着目して、国家的政治に重要な場所でも必ずしも多く使用されていないこと、さらに奥州藤原氏と関連の深い場所で、特に奥大道路と想定されているルート上に多く分布していることなどを指摘した。また、導入の契機としては、藤原秀衡による何らかの意図的な導入を想定した。平泉については、京都系土師器が出土する率が高い遺跡は、志羅山遺跡・泉屋遺跡周辺で、ロクロ土師器・京都系土師器共に多く出土する遺跡は柳之御所遺跡と中尊寺境内遺跡としている。京都系土師器は個人邸宅の何らかの儀式や接客の際に使用されたものが多いとした。また、平泉で出土する京都系土師器の技術は、京都から移住した製作者と彼らに養成された製作者が製作したものと想定し、平泉以外の東北地方で出土する京都系土師器は、平泉に供給していた土師器製作者の一部が移

住して製作した場合があったと想定した（松本1998）。

ここで興味深いことは、古代律令国家の国家的政治に関連の深い遺跡では京都系土師器は出土せず、むしろ志羅山遺跡・泉屋遺跡の方形区画から多く出土することである。そして年代的にも12世紀後半から末の年代が与えられている。土師器の技術は京都から直接工人を連れてくる状況であったとしていることである。

（2）土壘と堀の技術的系譜と思想的系譜

平泉の中で土壘と堀囲みの方形区画が際立って見られるが、この系譜は何か。

土壘と堀は古代環濠集落からのものではないと考える（註1）。古代環濠集落の土壘の一特徴として、堀の内外に土壘を設定する場合がある。中尊寺の中の、大長寿院西谷坊が土壘を堀の内外に設けるタイプのもので唯一である。柳之御所の堀の形状や阿津志賀山防塁の断面を観察すると、堀の形状が比較的古代環濠集落と似ており、技術的には影響を受けていると考えられる。

しかしながら、基本的には畿内において12世紀後半頃に成立する方形館の影響と考えたほうが理解しやすい。畿内においては、12世紀後半頃には大阪府長原遺跡、同和気遺跡などで、土壘と堀をもった方形館が検出されている。東北地方においても、大半の土壘と堀を持った中世方形館は、14世紀末から15世紀前半頃に成立しており、平泉の無量光院や白山社の土壘と堀は年代的にも居館のものとしては非常に古いものである。

文献史学者大平 聡は軍事的要素を強調しつつ、前九年・後三年合戦で滅んだ安倍氏・清原氏関連遺跡に特徴的に見られる外郭施設に、柳之御所跡の堀の系譜的淵源が求められることを指摘している（大平1994）。さらに、無量光院土壘については、八重樫忠郎の興味深い指摘がある。それは1170年から1180年前後に設定され、防御性よりもむしろ、安部氏・清原氏の権威と象徴性の継承と推定した（八重樫1999）。実際無量光院西側大土壘の上に立って見ると、明らかに遠方から見た際の視覚的效果に訴えていることが判明した。さらに驚くべきことは、地山削り出しではなく、盛り土による大土木工事であることである。筆者も基本的には八重樫と同意見である。

4. 平泉の都市性についての諸問題

（1）短冊形地割の問題

考古学において都市性を示す一つの指標は、短冊形地割である（第4図）（前川要1998）。著名な中尊寺立生院蔵『平泉古図』には、秀衡屋敷の東に長方形街区と短冊形地割が広く形成されているように描かれているが、実はこれは近世城郭の知識なしでは描けない事が齊藤利男によって指摘されている（齊藤1992）。

そして、短冊形地割はこれまでの発掘調査の成果では中世平泉においては検出されていない。

短冊形地割には、2類型存在する。一つは、一乗谷型短冊形地割であり、もう一つは、草戸型短冊形地割である。一乗谷朝倉氏遺跡では、道路に面した武家屋敷・寺院が連続して形成され、短冊形地割がその中に成立してくる。鍛冶屋、漆屋、土器屋など各種の商工業者の凝集が看取できる（小野1985）。

志羅山遺跡でのありかたは、土器生産工房、金属器生産工房、漆工房などが見られるものの、同職集住はない。しかしながら、余剰生産を若干行い、商品流通する程度の生産構造でしかない。海綿状骨針を含むといわれる平泉産土師器（松本1998）が一定程度、都市平泉の地域外に流通している。これはむしろ、商品流通したのではなく、儀礼のひろがりとともに京都系土師器が与えられた形で都市域外に拡散したと考えられる。

ところで、鎌倉御成小学校遺跡第3面では、13世紀末の頃に、東側倉庫群（方形堅穴建物）が検出された一角で短冊形地割が検出されている（第2図）（河野1986）。さらに、中世京都八条院町では、14世紀前半において、銅細工職人の集中を示す、短冊形地割が連続して検出されさらに平入建物が連続して検出されている（第3図）（網他1997）。また、一乗谷朝倉氏遺跡平井地区では、中軸街路沿いの連続する方形区画を呈する武家屋敷の屋敷地の中で、一乗谷型短冊型地割が成立してくる過程が判明している（前川要1998）。

これらの点から平泉においては、志羅山遺跡においてみられるように（平泉町教育委員会1995など）、方形屋敷地の中で、商工業者が自立して短冊型地割が成立するまでには至らなかったと理解できる。基本的には、こうしたありかたは、平城京長屋王邸内での工房のありかたや広島県草戸千軒町遺跡Ⅰ期における方形屋敷内の漆工房に見られるような家産制的家計の範疇で把握できることである。

（2）結果としての周回道路

集落の都市性の問題は常に都市圏郭と関連する。

ここで問題としたいのは、羽柴氏の指摘する道路の問題である。秀衡段階（前川佳代のC期）で、無量光院、白山社、柳之御所遺跡、志羅山遺跡をとり囲むように、道路が周回するように設定される。そして内側に櫓列で都市域内を圍繞する。これは、防衛ではなく、都市の結果と考えられる。

周回道路を都市圏郭と考えることができるならば、その系譜が問題となる。環濠集落を考えると、古代律令社会には東北地方北部以北以外では検出されておらず、やはり集落を囲う思想の系譜は北方と考えて良さそうである。ちなみに、畿内周辺では、15世紀代にならないと環濠集落や惣構えは出現してこない。東国でも栃木県下古館遺跡では14世紀代であり、畿内より遡る可能性が高い。戦国期においても、惣構えは東国や東北地方においてかなり発達する。また、最近では右代啓視によって、サハリン南部あるいは中国沿海における10世紀代環濠集落に東北北部・北海道道南地方の環濠集落の系譜を求める考え方も出され、興味深い（右代2000）。

もし、都市結果としての周回道路を認めるならば、近年無量光院と白山社から多く京都系土師器が出土することと考え合わせると、無量光院と白山社を土塁と堀をもった方形館、そして王朝国家期から継続する儀礼を実施する空間、つまり「ハレの表」として、柳之御所遺跡は古代環濠集落から引き継ぐ系譜、そして儀礼を原則的に主とししない生活空間あるいは日常生活空間、つまり「ハレの奥」として、とらえることはできないか。

これは、松本のいう柳之御所堀内部を秀衡・泰衡の常の居所＝加羅之御所と捉える説にも通ずる（松本1994）。さらに、中尊寺西側の地域から集石墓が400基程地表面確認されていることは、都市域周辺部の現象と理解できる。

（3）中世平泉の都市性の成立と展開

以上のように考えると、奥州藤原三代がそれぞれ、中心核を移動させながら、そして必要部分を継承し家臣・商工業者集住度を高めながら新しい都市建設を試みたことになる。

清衡段階は、中尊寺を中心に象徴的モニュメントを創設して権力表象を行う。まだ、一門や家臣も在地で部族の長として居館を構える段階である。都市性は未だ低い。基衡段階では、院政期京都から方形の都市計画を導入して、毛越寺、観自在王院などを中心に都市計画を実施して、一族・家臣のみならず商工業者の集住をはかりとしたが充分ではないものの、都市性の成立が見られる。秀衡段階で、中心を無量光院・柳之御所に移動し都市計画の軸線変更を実施して、志羅山地区の家臣や商工業者はそのままとり込み、内側に櫓列をもった周回道路を設定して、都市域を結果する。少なくとも最終段階では、

無量光院では視覚効果に訴える高い土塁を設定して権力表象した。都市性が大きく展開する段階である。

秀衡段階の志羅山遺跡における方形区画の家産制的家計の状況は、都市域内の需要のみをまかなう状況であったと推測するが、考古学では不明である。しかしながら、齊藤利男のいう南方鎮守祇園社に隣接する三日町、熊野社に隣接する六日市場などいくつかの市場（齊藤1992）もさらに都市内の需要をまかなっていた可能性がある。

ここで、マックス・ウェーバーを若干見ると、都市は、その住民の大部分が、農業的ではなく工業的または、商業的な営利からの収入によって生活している定住であるとし、2種類の経済的中心点を併有しているとした。一つは、君候または荘園領主の大きな家産制的家計＝オイコス、もう一つは、市場とした。君候または荘園領主の需要を、定住手工業者や定住商人の賦役や実物奉仕あるいは実物貢租によってまかなうことを原則としていたが、市場における自己の需要をまかなう比重が重くなるにつれて、オイコスに隣接する単なる市場定住から市場都市へと発展することを論じている（マックス・ウェーバー1921、3～8頁）。

このように秀衡期においての都市計画が実施された段階（前川佳代のC期）では、都市性がかなり高くなっているといえよう。しかしながら、博多や京都など西国では、中国北宋銭が多く輸入されている時期であるにもかかわらず、平泉の都市域では10点以下と、あまり多く出ない。中世都市の二元性における市場経済の比重が未だ高くない段階さらには短冊形地割が出現する直前段階と評価できるであろう。

<付記>

平泉の近年の発掘成果について、本澤慎輔、八重樫忠郎、羽柴直人の各氏より多くの配意とご教示を戴いた。記して感謝する次第である。また、筆者の平泉文化研究年報での役割は、本来東アジア的視点からの平泉の位置付けであったが、現在英国ヨーク大学において在外研究中であり、充分資料を集めることができなかった。そのため急遽、上記表題に変更して執筆したことをお断りしておく。

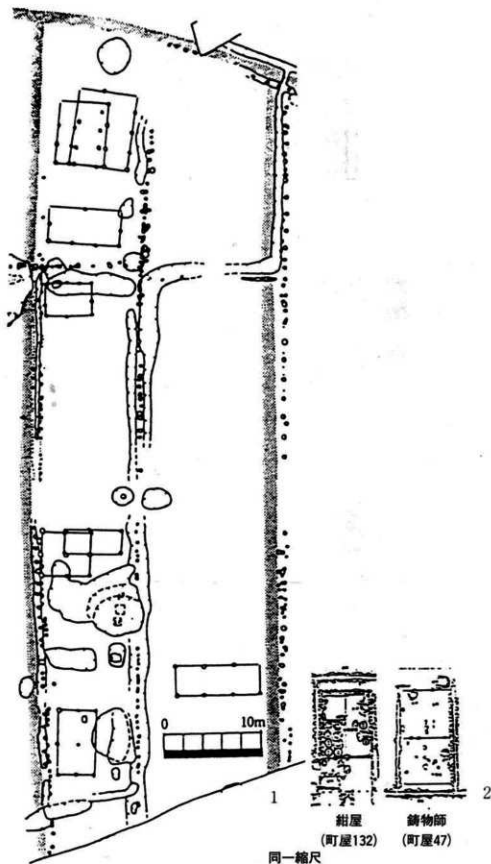
<註>

- (1) 東北地方北部における土塁と堀をもった方形居館の系譜をサハリン南部・沿海州周辺の方形土城に求める考え方も可能かもしれない（小口雅史氏のご教示による。）。例えば、サハリン南端の白土城は、方形居館と同様の形状であるが（平川他1991）、道南の志海苔館とは、堀と土塁の築成技術がやや異なるようである。この点はさらに検討してゆきたい。

<参考文献>（50音順）

- 網 進也・山本雅和1996「平安京左京八条三坊の発掘調査」『日本史研究』409号。
岩田 隆1994「戦国城下町越前一乗谷」『守護所から戦国城下へ』名著出版。
岩手県文化振興財団・埋蔵文化財センター2000『志羅山遺跡第4・6・6・7・4次発掘調査報告書』。
岩本正二・鈴木康之他1997『草戸千軒町遺跡発掘調査報告書 中世瀬戸内の集落遺跡』広島県草戸千軒町遺跡調査研究所。
右代啓視2000「北東アジアにおけるチャシの起源と位置付け」（『北の文化交流史研究事業』研究報告、北海道開拓記念館）。
大平 聡1994「堀の系譜」（『城と館を掘る・読む』山川出版社）。
小野正敏1985「越前一乗谷における町屋について」『論集 日本原史』吉川弘文館。

- 小野正敏1997『戦国城下町の考古学 一乗谷からのメッセージ』講談社。
- 川上 貢1967『日本中世住宅の研究』墨水書房。
- 河野真知郎1986『鎌倉の武家屋敷と都市住居—中世鎌倉市街地の都市様態—』『仏教藝術』164号。
- 小泉和子他1997『絵巻物の建築を読む』東京大学出版会。
- 斉藤利男1992『平泉 よみがえる中世都市』岩波新書。
- 武末純一1998『弥生環溝集落と都市』『古代史の論点』3、小学館。
- 羽柴直人2000『12世紀平泉の街路について』『発掘された中世古道』Part 3。
- 本澤慎輔1993『12世紀平泉の都市計画の復元』『古代文化』第45巻第9号。
- 前川 要1998『中世村落と都市—地域社会における集村化と都市の成立—』(『考古学研究』第45巻第2号)。
- 前川 要2000『天主の成立と中世の儀礼観念の崩壊』(『企画展示「天下統一と城」展示図録』国立歴史民俗博物館)。
- 前川佳代2000『平泉の都市プラン—変遷と史的意義—』『寧楽史苑』第45号。
- マックスウェーバー (世良見志郎訳) 1921『都市の類型学』創文社。
- 松本健速1994『遺跡に関する考察』(『柳の御所跡』分冊3 考察編、岩手県文化振興財団・埋蔵文化財センター)。
- 松本健速1998『12世紀代東北地方におけるかわらけ存在の意味』(『中近世土器の基礎研究』XⅢ)。
- 宮本長二郎1996『日本原始古代の住居建築』中央公論美術出版。
- 平泉町教育委員会1995『平泉遺跡群発掘調査報告書』。
- 平川善祥・山田悟郎1991『「白土土城」の現状について』(『1990年度「北の歴史・文化交流研究事業」中間報告』、北海道開拓記念館)。
- 八重樫忠郎1999a『平泉への道・平泉の道』『中世のみちと物流』山川出版社。
- 八重樫忠郎1999b『平泉・無量光院再考—近年の調査成果から—』『岩手考古学』第11号。



第4図 草戸型(1)と一乗谷型(2)模式図

(1は岩本他1997より、2は岩田1994より)

中世前期の時間軸としての遺物

八重樫 忠 郎

はじめに

出土遺物は、当時の生活様式や文化、さらにイデオロギーまでも現在に伝えてくれる。近年は遺構論も盛んになり、このタイプの遺構は何世紀、などと言われるようになってきている。この現象はひとえに遺物の時間軸とでもいうべき部分の成熟を示している。しかしじつは、その成熟した遺物はそう多くはない。中世前期に限定するならば、現状としてはかわらけ・漆器・国産陶器・輸入磁器ぐらいであろう。

本稿においては、これらの編年の現在までの到達点を示し、問題点を明らかにしたい。またそれに対し若干の予察を行うこととする。

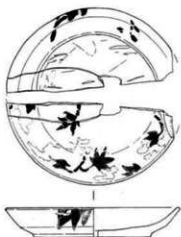
1. 現在までの到達点

かわらけ

平泉遺跡群のかわらけに関しては、マクロの視点からは編年は完成しているといっている。⁽¹⁾ 中世前半に関しては大きく動くことはないだろう。今年度、柳之御所遺跡から12世紀第1四半期の良好な一括資料が出土している。⁽²⁾ このような蓄積によって、いずれ第2四半期のかわらけ群も明瞭になるだろうが、ある程度予想された範囲内であり、現状では平泉内を除けば大きな影響は受けない。問題は、平泉のかわらけ編年が東北すべてに通じるものではないという現実である。東北中世考古学会による集成⁽³⁾でも明らかだが、特にロクロかわらけは、地域色が表れやすく、平泉では見られないものが、同時期並行で現れている。かわらけを作るときにモデルを何に求めているのか、またその作成頻度すなわち需要の多少により熟練具合が大きく異なり、形態が異なっているのである。大まかな意味からは、平泉のかわらけとの類似性を求めることも可能であるが、基本的には他の共伴遺物との整合性を図ることが常に必要となる。

漆器

漆器に関しては、中世を通して編年を示しているのは、大量に出土する鎌倉の状況をまとめた齊木秀雄⁽⁴⁾のみである。有機質遺物の性格上、中世を通しての漆器の編年ができるのは、今後も鎌倉を除いてはないのかもしれない。この編年で今回必要な部分は、平安末から鎌倉時代に関する部分である。鎌倉時代以降、施文漆器は全国に流布するが、12世紀代の施文漆器は京都と平泉にしかない。しかも平泉から出土している少数の施文漆器は、京都からの直接的な搬入品である可能性が高いものである。⁽⁵⁾ 平安時代末期の日本において、施文漆器を使用していたのは、首都である京都のみなのであろう。つまり多くの場合、施文された漆器は鎌倉時代以降と考えるのが、共通認識になりつつある。



(S=1/2)

第1図 平泉出土の12世紀施文漆器

国産陶器

国産陶器に関しては、常滑と瀬戸、つまり全国流通品の生産地編年が確立している。常滑は1995年⁽⁸⁾に、瀬戸も1997年⁽⁷⁾に示された。全国流通品とはいい難い部分もあるが、珠洲も示されている。⁽⁸⁾平泉にとって問題になるのは、渥美であろう。しかし現在のところ、良好な資料に恵まれず、また生産地での作業が進んでいないことから、概ねの流れは掴めるが、編年できるまでに到っていない。

国産陶器は、中世前期に限るならば壺が目立つ。壺は桶が登場するまで、貯蔵容器の主たる部分を占めていたはずである。おそらく地面に据え付けていただろうから、その使用期間はかなり長かったものと推定される。その使用期間を明確に示している例は皆無に等しく、現状は生産年代イコール廃棄年代になっている。後述する輸入磁器でも同様の視点が生まれ、すでに議論されているが、⁽⁹⁾国産陶器でも今後考えなければならない部分であろう。

輸入磁器

輸入磁器に関しては森田編年が示され、さらに加筆修正した山本編年が提示されている。しかし近年、山本編年の範疇であるが、出現がやや遅れる事例が散見され始めた。このタイムラグは、日本の玄関口である博多太宰府からの流通・使用期間と考えられるようになっている。理論上、距離的にはなれた東国ではこのタイムラグが大きいはずである。これについては昨年すでに考察し、その結果、東北の覇権が平泉藤原氏から源氏三代、北条得宗へと移行する状況を、劃花文青磁と同安窯系青磁・蓮弁文青磁が明瞭に示していることが看取されている。⁽¹⁰⁾

2. かわらけ編年の問題点と予察

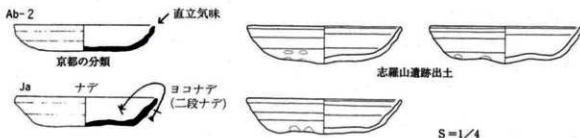
(1) 椀型から皿型への変化

今年度柳之御所跡から発見された12世紀第1四半期のかかわらけ一括資料の検討により、椀型から皿型への形態の変化は、手づくねかわらけ導入以前に起こっていたことが、明瞭になりつつある。従来の編年案でも明確な根拠はなかったものの、同様の領域に行き着いてはいた。⁽¹¹⁾では手づくねかわらけの器形を真似たのではないとすれば、なぜ皿型になるのだろうか。ハード面からの要求でないとすれば、現在導き出せる答えはひとつしかないだろう。それはソフト面、すなわちかわらけを使用する儀礼の変化である。手づくねかわらけを知らずクロかわらけを使っていたにもかかわらず、それらを使用する儀礼は皿型の手づくねかわらけしかない京都の儀礼そのものだったからである。この説が正しいとするならば平泉藤原氏は、京都の儀礼というソフト面をハードより先に移入したことになる。そしてその時期は、遅くとも12世紀第2四半期二代基衡の時期である。皿型への変化を手づくねかわらけ導入に求めた説も⁽¹²⁾、手づくねかわらけイコール京都の儀礼と考えれば、あながちの外れとはいい切れない。

(2) 手づくね技術の導入時期

かつて平泉のかかわらけの問題点をいくつか指摘したことがあったが⁽¹³⁾、それは未だに解決されていない。重複するが見通しも含めて、もう一度考えてみたい。平泉のかかわらけを考える上で、避けて通れない最大の問題は、手づくねかわらけの導入時期である。工人が移動し技術を伝えたのか、もしくは手づくねかわらけそのものが入ってきたのかについては、現在まで京都産と推定されるかわらけがないことから、前者と考えるのはおかしい。そしてその時期は、京都編年に照らし合わせるならば、平泉には「丁」の字状かわらけが入っていないことから、12世紀第1四半期以降である。

現在のところ平泉で最も古いと考えられる手づくねかわらけは、志羅山遺跡から出土した4点である。⁽¹⁴⁾4点とも大型であり小皿は共伴していない。口径は16cm前後、器高は4cmを越し、3～4段のナデ



第2図 京都と平泉のかわらけ (S=1/4)

が施され、口縁をつまみ上げるという特徴を持つ。京都ではAb-2タイプ最末かJaタイプに分類され、12世紀中葉末から後葉の年代が与えられている。^[13] 明確な根拠はないが、これらのかわらけは古く見ても1150年前後のものであろう。大局的には、手づくね技術は12世紀第3四半期に導入されたといっても大過ない。そして技術導入直後に、平泉中に手づくねかわらけが蔓延することを考慮するならば、その技術導入は偶然ではなく計画的かつ組織的に行われたとみるべきであろう。この時期の画期となる出来事は、基衡から秀衡への代替わり(1157年)、秀衡の鎮守府將軍就任(1170年)の二つである。

(3)手づくね技術の導入形態

そしてもう一つ、手づくねかわらけ工人が京都から来たとするならば、平泉の粘土で作った京都同様の手づくねかわらけが作られたはずであるが、現在までそれは見つかっていない。ないということを考古学で実証することは不可能だが、現在の状況からはあったとしても希少といわざるをえないだろう。近年、京都の手づくねかわらけを基本としたその模倣形態が分類されている。^[14] 第1次模倣型とは、実測図を見ただけでは京都のかわらけと判別がつかないほど精緻なものを指している。まさしく京都のかわらけ工人が移動した例であり、北陸では11世紀後半には見られる。^[15] 平泉の手づくねかわらけは、類似点はあるが実測図を見ても違いがわかるという第2次模倣型に分類されている。^[16] ではどのような経緯でこのような模倣型が生まれるのだろうか。生活様式そのものが京都志向^[17] であるというだけでは片付けられない大きな問題を含んでいる。

平泉と京都の手づくねかわらけの口径を比較することによって、京都の編年に対比できるのでは、という見解がある。^[18] 口径のみを京都編年と比較すると、平泉の手づくねかわらけは12世紀第1四半期に遡る可能性もあるという。しかしそのかわらけの形態は、先にも述べたとおりAb-2タイプの最末かJaタイプであり、京都編年での年代は、12世紀中葉末から後葉に位置付けられているものである。この矛盾をはらんだ見解は、平泉のかわらけが京都のものより大きく作られていることに起因している。手づくね技術というか京都を、強く意識したために生まれたこの見解は、平泉文化の側面である京都志向を、あまりに強調しすぎる傾向への警鐘とも受け取れる。

この見解が明らかにした京都に比べ平泉のかわらけが大きく作られているという事実が、どのようなことから起きているのか考えてみたい。手づくね技術が計画的かつ組織的に導入されたこと、第1次模倣型がなく第2次模倣型であること、また京都の技法を異常にデフォルメしているという意見^[19] などを合わせて考えるならば、京都から招来された工人は、ごく少数であり、技術を伝えたあと京都に戻ったのではないだろうか。つまり主体的に平泉の手づくねかわらけを作ったのは、技術を直接伝えられた第1期生の工人、またはその人々を師とした第2期生工人なのである。それゆえ第1次模倣型がなく、また調整がデフォルメされているのではないだろうか。口径も調整同様デフォルメされた結果、京都に比べ大型化している可能性が高い。

もう1つ考えられるのは、京都の手づくね技術がどこかの地域を介して、平泉にもたらされた場合で

ある。この場合も第1次模倣型は平泉に存在しないだろう。仲介した場所としては、洛外のさらに衛星的な部分や平氏の拠点地区なども考えられようか。

少数の工人が招来された、他地域を介した、この2説のどちらかに決める積極的な根拠は、今のところ見当たらない。結論は先送りするしかなさそうである。

(4) ロクロと手づくね

平泉には京都にないロクロという技術があった。計画的かつ組織的に手づくね技術を導入した割には、ロクロ技術は消滅していない。12世紀第3四半期後半以降はほとんど手づくね一色になるが、ロクロは消滅しないのである。両者の胎土が明確に異なるところを見ると、両工房は互いに独立していたのだろう。しかし両製品は互いの影響を受け、平泉型とでもいべき一見すると手づくねと判別できないロクロかわらけや、平底の手づくねかわらけを生み出している。また藤原氏滅亡直前と考えられるかわらけ一括廃棄を見ると、それまではなかったロクロかわらけの胎土で作った手づくねかわらけが散見される。藤原氏のニーズからロクロ工人が手づくねかわらけを作ったものか、また政局の動乱もしくは何らかの理由から工人の離合集散が起きた結果であろう。藤原氏以後と推定される手づくねかわらけは、大半がロクロかわらけの胎土で作られている。⁽²²⁾ もはや両工房の独立性は見出せない。この状況を見ると工人の離合集散が起きた可能性が高いのではないだろうか。

3. 渥美の編年の見直し

消費地で広域流通品を編年することは難しい。先にも述べた流通・使用期間が存在するからである。しかしここでは消費地の状況を看取し、ある程度の見直しを述べることにしたい。

(1) 渥美窯の軌跡

渥美窯は、12世紀初頭頃興り隆盛を誇るが、13世紀前後には堯の生産を中止するようである。13世紀前半には堯の生産も中止し山茶碗窯に転換し、13世紀中には消滅する。渥美窯製品の大きな特徴は、古代猿投窯から受け継いだ施軸と刻画文の技術を持っていることである。中世初期陶器窯の中では、瀬戸窯に先じるものである。⁽²³⁾ 衰退理由には、かつて指摘したように大量生産にはあまり向かない可塑性・耐火度の低い粘土であったこと、⁽²⁴⁾ 常滑窯が堯壺鉢・瀬戸窯が甗子などの高級品と住み分けを行ったのに対し、すべての器種を生産して競合に破れたこと、最大の消費地であった平泉がその機能を失ったこと、権力の継承と否定の渦の中で鎌倉が新興の瀬戸窯を選んだことなどが挙げられる。また院を頂点として顕密寺院と神社が作ったネットワークによって渥美窯製品が流通していたため、禪律寺院の進出によって流通の基盤が崩壊したという魅力的な意見もある。⁽²⁵⁾ その華やかな文様は、貴族から武士へと政権が移行する王朝国家期にのみ見られるものである。平泉とはほぼ同様の経緯を辿っているといってもいい。両者ともにある意味で古代的なため、中世という新たな時代を前にして淘汰された感がある。

(2) 資料

a. 岩手県平泉町柳之御所遺跡第18次調査区12号土坑出土渥美大甗⁽²⁶⁾

2型式の常滑甗と相伴している。しかし常滑甗はほぼ完形に接合されているものの、渥美甗は底部を逸し胴部も1/2ほどしか復原できなかった。この状況から渥美甗は先に破損していた可能性が高い。口径47.2cm、胴部最大径76.6cmを計る。擬格子文押印が下胴部のみ帯状に施文されているが、以上の部分は隙間がないほどにランダムに施文されている。肩部に灰釉が施されている。頸部の接合痕跡は緻密にナデられ見えない。

b. 岩手県平泉町柳之御所遺跡第24次調査区S D12出土渥美大甕⁽²⁷⁾

平泉藤原氏滅亡時に廃棄されたと推定される建物跡を区画する溝跡Y G 24 S D12から、常滑3型式甕と珠洲I期相当の須恵器系甕、渥美大甕がバラバラな破片の状態で出土し、それぞれ完形に接合されている。これら3個体の甕は、割れてから即座に廃棄されたものではないことが判明しており、⁽²⁸⁾ 共伴といっても同時期に使用されていたとは限らない。渥美大甕の口唇部は上下からナデられており、押印は帯状連続施文を意識しているものの、ランダム施文の余韻を残している。口径54.0cm、胴部最大径90.6cm、底径14.5cm、器高90.4cmを計る。肩部に灰釉が施されている。頸部の接合痕跡は明瞭に残る。

c. 岩手県平泉町柳之御所遺跡第24次調査区S D11出土渥美装漆樽文甕⁽²⁹⁾

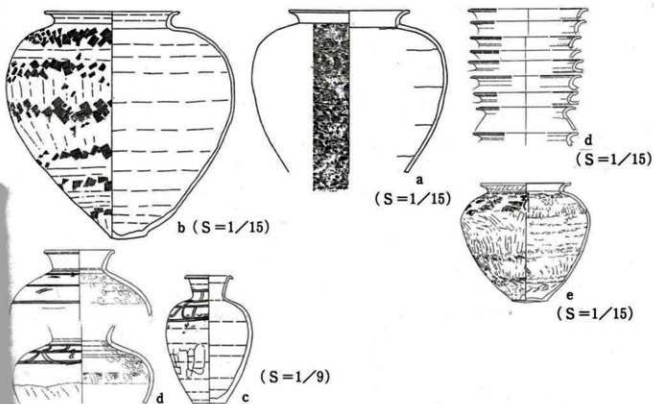
資料bよりは若干古い層から出土している。頸部途中から4段の横位沈線を巡らし、交互に縦位沈線を施す。下段にのみ蓮弁文が複合している。口径11.4cm、胴部最大径20.4cm、底径7.8cm、器高30.7cmを計る。肩部に灰釉が施されている。頸部の接合痕跡は緻密にナデられ見えない。

d. 神奈川県鎌倉市若宮大路周辺遺跡群(鎌倉スポーツクラブ用地)出土の渥美大甕⁽³⁰⁾

いうまでもなく都市鎌倉を構成する遺跡である。中世前期の遺構面と推定される第2面から大量の遺物が出土している。多数の渥美大甕口縁部と2点の渥美甕のほか注目すべきは、龍泉窯系青磁碗IV類と同安窯系青磁碗皿の多さである。灰釉が施されているものは少ない。頸部の接合痕跡を残すものが多い。

e. 神奈川県鎌倉市水福寺経塚出土の渥美大鉢⁽³¹⁾

水福寺の正面にあたる東側の山に経塚が設けられていた。『吾妻鏡』によれば水福寺は、遅くとも1194年ごろには完成している。この経塚もこのころまでには設けられていたと考えられる。渥美大鉢と鉢のほか多種の副納品が出土している。渥美大鉢は口径35.4cm、胴部最大径51.4cm、底径14.2cm、器高47.8cmを計る。灰釉は施されていない。比較的目的の細かい擬格子文押印が下胴部は帯状に、肩部のみランダム状

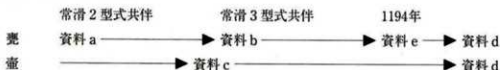


第3図 資料

に施文されている。頸部の接合痕跡は緻密にナデられてはいるが、消えるに到っていない。片口鉢は口径33.5cm、底径13.2cm、器高11.9cmを計り、高台部に粗殺痕跡が認められる。両者ともに焼成温度は低いものの非常に緻密に作られている。同じ窯で生産されたものと考えて大過ないだろう。擦痕やヒビなどの使用痕跡が認められないことから、片口鉢は新物である。甕も新物すなわち生産してから時間をおかずに埋納されたとするならば、渥美編年の定点資料になりうるものである。

(3)資料の変化

平泉から出土する渥美甕口縁で、資料dで出土しているような退化したものはわずかに1点しかない。また平泉から同安窯系青磁は出土するものの、その数はごく少数である。この状況から同安窯系青磁が多数出土する遺跡は、平泉以後すなわち1189年以後にピークがある遺跡と推定される。つまりこの両者が一定量出土している遺跡は、13世紀前後にピークがある遺跡なのであろう。資料を旧い順から並べると以下ようになる。



甕の口縁部形態は、口唇部と肩部に比高差のあるラッパ型から、比高差が少ない「コ」の字型へ変化している。口唇部の調整もナデを施すものからしないものへと明瞭である。ランダム施文から帯状連続施文へ向かうが、常滑窯のような完全な帯状連続施文の渥美甕はないようである。また押印文自体も目の粗いものから緻密なものへと変化するが、常滑窯のように明瞭には表れない。押印については常滑窯同様の変化であるが、過去にも指摘したとおり、⁽³²⁾ 可塑性の低い胎土であるため常滑窯と同時期には変化しないのである。灰釉は旧いものほど施される傾向が高いようである。

壺に関しては、たまご型から肩の張るタイプへと器形が変化するようである。これは白磁四耳壺の変化にも同調しており、すでに指摘されていることだが、材質と技術が異なる器形のための模倣ということなのだろう。⁽³³⁾ 口唇部は「へ」の字型折り曲げタイプから、玉縁状へと変化するようである。

ところで壺の口縁に関しては、広口型とでもいうべきものも存在する。国宝秋草文壺などはその典型である。「へ」の字型と共存し、若干早く広口型が消滅すると考えているが、形態差がそのまま時間差を表している可能性も若干あり、いまだ検討の余地を残している。

(4)編年

渥美甕の編年は過去に何度か試みられている。後藤建一は渥美・湖西窯をⅠ～Ⅲ期に区分し、12世紀前半にあたるⅠ期から、13世紀前半までのⅡ期には多種の器種が生産されるが、13世紀前半から14世紀前半にあたるⅢ期には山茶碗の輪花装飾が消滅し甕の生産も衰退するとしている。⁽³⁴⁾ 中野晴久は常滑編年に対比させる形で提示している。⁽³⁵⁾ 12世紀第1四半期にあたる甕は示されていない。第2四半期になると大アラコ窯の製品が登場し、第3四半期になると甕はランダム施文のものが中心になるとしている。第4四半期になると押印は帯状連続施文の傾向を示し、山茶碗や片口鉢は輪花の施されないものが一般的になり、13世紀第1四半期には甕壺類の生産がほとんど見られなくなるという。後藤は13世紀前半に、中野は12世紀末から13世紀第1四半期に、甕壺類が消長する画期を設定している。窯の調査が進展しない限り、これ以上は細分不可能だろう。その部分を補うの可能性があるのが消費地での出土状況である。

同安窯系青磁が大量に出土する遺跡は、平泉以後～13世紀初頭にピークがある遺跡と過去に推定されている。⁽³⁶⁾ まさしく資料dはその典型であらう。資料dの甕と較べると資料eの甕は、注文生産され丁

寧に作られた可能性を加味しても、同時期かやや古い要素をもっている。永福寺経塚を検討した小林康幸は、永福寺創建(1192年)、源頼朝の死(1199年)を踏まえながらも渥美の編年を支持し、経塚の造営が源頼朝の死後に行われたとしてもそれは決して不自然ではない、としている。^[27] 実年代の明らかな出来事がある場合、遺物の年代を恣意的にその出来事に合致させる研究者への警鐘であり、考古学の基本ともいえるべき同調できる姿勢である。ただしここでは生産地の渥美編年を消費地から検討を行い、細分しようとしているのである。安易に実年代を使用するのではなく、考古学研究を積み重ねた結果が実年代に近づくのであれば、異論はないだろう。

資料dと同様の事例が、静岡県浜山町御所之内遺跡群で確認されている。^[28] 出土遺物のセットも類似している。13世紀前後に求心力を持った遺跡の普遍性といえるのかもしれない。これらの年代は、下限を取れば13世紀初頭である。前記したとおり永福寺経塚出土資料は、これらより若干古い要素をもっているため、やはり12世紀末まで上げる必要があると考えている。

資料aは常滑2型式壺と相伴しているが、出土状況からも常滑壺よりも古くに破損していた可能性がある。ラッパ状に開く口縁部、丁寧に調整された頸部接合痕、面取りされた口唇部、隙間ないランダム施文、さらに廃棄状況から、12世紀第2四半期に生産されたと考えたい。

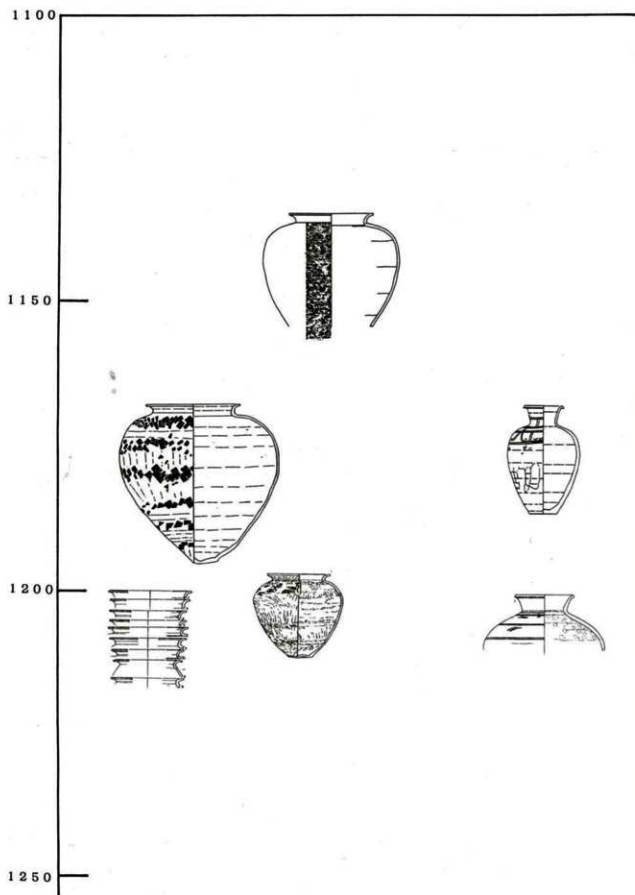
2度目の渥美半島の窯資料の調査を1996年に行った。その時には感覚的であるが多くのことを感じた。1つは共に国史跡であるが、大アラコ窯と東大寺瓦窯の製品では胎土が異なることである。平泉の製品は、大アラコ窯が所在する田原町周辺から運ばれてきているようである。もう1つ12世紀前半といわれる甕の口唇部は、概ね垂直に近い状態に面取りされていることである。これは器形とも密接に関わっており、広口型とでもいえるべきラッパ型に開く口縁による現象のようである。1126年銘をもつ伝静岡県石室寺経塚出土壺^[29] などはその典型である。口縁部の変化は、肩部と比高差のあるラッパ型垂直面取り口縁から、ラッパ型上下ナデ口縁、比高差のない「コ」の字型無調整口縁へと変化するのである。口縁部からも資料aは、第2四半期に位置すると考えられる。



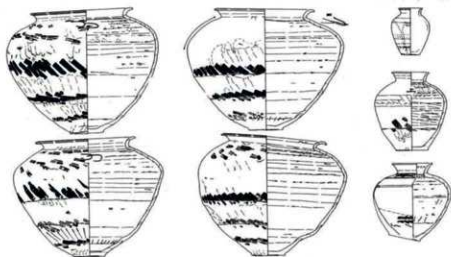
第4図 甕の口縁部の変化

中野によれば12世紀第3四半期は、ランダム施文が一般的であるとしているが、渥美の場合は常滑のような完全な帯状連続施文の甕はないように感じられる。すなわちランダム施文の様相が、常滑と渥美では異なるのである。渥美の場合は、帯状連続施文を意識しながらも他の部分にも施文している。極論すれば、常滑ではこれもランダム施文というが、渥美ではもはや帯状連続施文といえるべきものである。すなわち平泉を見る限り第3四半期の甕は、ランダム施文が一般的であるが帯状連続施文を意識し始め、第4四半期になるとより帯状連続施文に近づくのである。第2四半期の甕は、隙間のないランダム施文を行っているのだろう。ただし渥美の場合は、再三記載したように可塑性が低い粘土を使用しているため、シンゼ^[30]の部分は必ずといっていいほど帯状に施文されている。また帯状連続施文を意識していても、肩部の多くはランダム施文である。すなわち肩部や下胴部の小破片では年代判別は難しいのである。

今回の甕壺に関する考察の結果を近年調査された鳴森古窯群^[31]に当てはめてみたい。若干を除き大



第5図 編年図



第6図 鳴森古窯出土甕壺 (S=1/15)

半の甕は、帯状連続施文である。頸部の接合痕跡を残すものが多い。口唇部も調整されないものが目立つ。甕の多くの口縁は、退化した「へ」の字折り曲げタイプであり、プロポーションは肩が張っている。これらの状況から鳴森古窯群は、12世紀第3四半期後半から第4四半期にかけて操業していたと推定される。

おわりに

遺物編年の現在までの到達点と、問題点や見通しについて述べてみた。いまだ多くの問題点を残していることも明らかになったが、今後の指針は示すことができたように感じている。渥美甕壺編年に関しては年代根拠が乏しいものの、見通しとして述べてみた。今後行われるであろう精緻な生産地編年の一助になれば幸いである。

資料dを見た当初は、鎌倉にしては古い遺物が多いなど疑問に感じていた。そのとき斎木秀雄氏が脇で「平泉に持っていったら、平泉がつぶれてたんで、しょうがなく鎌倉に下ろしたのさ」とサラリと言ったのけた。流通がそのように単純なものでないことは、本人も重々承知しているが、あえて年代感に関して言っただけなのである。今回の結果は、まさしく斎木氏の言そのままであり、直感力のすばらしさを物語っている。

注

1. 平泉町教育委員会1995『志羅山遺跡第35次発掘調査報告書』 及川司1998『岩手県における11～19世紀の土器』『東北地方の在地土器・陶磁器Ⅱ資料集』東北中世考古学会
2. 羽柴直人2001『平泉町柳之御所遺跡発掘調査概要』『岩手考古学会第26回研究大会資料集』岩手考古学会
3. 東北中世考古学会1997『東北地方の在地土器・陶磁器Ⅰ資料集』
4. 斎木秀雄1995『漆器と陶磁器』『貿易陶磁研究』日本貿易陶磁研究会
5. 鈴木江利子1999『平成10年度の調査から』『教育ひらけずみ』平泉町教育委員会
6. 赤羽一郎・中野晴久1995『中世常滑焼の生産地編年』『常滑焼と中世社会』小学館
7. 藤澤良祐1997『古瀬戸編年表』『研究紀要』(財)瀬戸市埋蔵文化財センター
8. 吉岡康暢1994『中世須恵器の研究』吉川弘文館
9. 日本貿易陶磁研究会1999『貿易陶磁器の年代観資料集』

10. 八重樫忠郎2000「東日本における青磁の出現時期」『貿易陶磁研究』日本貿易陶磁研究会
11. 註1前掲論考
12. 松本建速1992「柳之御所跡におけるかわかけ存在の意味」『紀要XⅡ』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
13. 八重樫忠郎1999「平泉のかわかけの問題点」『中世北陸の石文化Ⅰ』北陸中世考古学研究会
14. 註1前掲報告書
15. 伊野近富1995「土師器皿」『概説中世の土器・陶磁器』日本中世土器研究会
16. 伊野近富1998「中世前期の京都系土師器皿の伝播と受容」『中近世土器の基礎研究』日本中世土器研究会
17. 滝川重徳1999「能登地域の土師器系供膳具」『中世北陸の石文化Ⅰ』北陸中世考古学研究会に掲載されている
矢駄アカメ遺跡の土師器集中地点出土のものは、筆者も実見したが胎土以外は京都のものと区別できなかった。
18. 註16前掲論文
19. 註16前掲論文の中で伊野は、模倣型を生む要素として京都志向を挙げている。
20. 佐藤嘉広2000「柳之御所遺跡の暦年代」『山形考古』
21. 飯村均1998「東国のかわけ」『中近世土器の基礎研究』日本中世土器研究会
22. 註1前掲報告書。
23. 岩手県陸前高田市越戸内経塚出土の渥美壺は、低部付近まで全面に施軸されている。渥美の部分施軸は周知の
事実であり、故に全面施軸は瀬戸からといわれていた。しかしこの事実により、瀬戸壺への技術伝播に若干の考
察の余地が生まれたと考えられる。岩手県立博物館2000「岩手の経塚」(財)岩手県文化振興事業団 筆者実見
24. 八重樫忠郎1994「常滑・渥美窯産の12世紀後半における変化」『岩手考古学』岩手考古学会
25. 宇野隆夫2000「渥美窯の世界」『海道をゆく』豊橋市美術博物館
26. 平泉町教育委員会1987「平泉遺跡群発掘調査報告書」
27. 平泉町教育委員会1994「柳之御所跡発掘調査報告書」
28. 註24前掲論考。
29. 註27前掲報告書
30. 若宮大路周辺遺跡群発掘調査団1997「若宮大路周辺遺跡群発掘調査報告書」 宮田真1994「若宮大路周辺遺跡
群出土の渥美刻文壺」『鎌倉考古』 筆者実見。
31. 鎌倉市教育委員会1997「永福寺跡」 筆者実見。
32. 註24前掲論考
33. 尾野善裕1992「モデルとコピーの視点からみた古瀬戸と中国陶磁」『貿易陶磁研究』日本貿易陶磁研究会
34. 後藤建一1994「渥美・湖西中世古窯群製品の編年」『鎌倉における生産地年代と消費状況資料集』中世都市研
究同人会
35. 中野晴久1995「常滑・渥美」『概説 中世の土器・陶磁器』日本中世土器研究会
36. 註10前掲論考
37. 小林康幸1999「鎌倉永福寺経塚の造営に関する一考察」『考古学論究』
38. 荻山町教育委員会1995「伊豆荻山門成寺遺跡」筆者実見
39. 愛知県陶磁資料館1996「経塚出土陶磁器展」筆者実見
40. 壺を作る場合、最初に低部から下腹部を作りある程度乾燥させる。この鉢状の部分をシンゼという。杉崎章・
村田正雄1988「常滑焼」名著出版
41. 田原町教育委員会1998「鳴森古窯跡群」 筆者実見。

東アジア世界の中の都市平泉

吉田 敦

はじめに

前九年の役、後三年の役を生き抜いた藤原清衡が拠点として選んだ平泉は12世紀の約1世紀の間、奥州藤原氏の本拠地として繁栄を極めていたとされる。戦後、行われた発掘調査によって毛越寺をはじめとする寺院の壮大な姿が明らかにされ、中尊寺に現存する金色堂とともに、仏教文化の側面が注目を集めてきた。これまで平泉は仏教文化に彩られた都市としてとらえられてきたと言える。しかし、近年の柳之御所遺跡を中心とする発掘調査によって、全く新たな側面が統々と提示されるようになってきている。例えば、木簡や大量に出土する「かわらけ」は、従来ほとんど不明瞭であった奥州藤原氏を中心とする人々の活動の様子を想像させるのに十分であり、中国産の陶磁器の出土は平泉の国際的な性格を浮かび上がらせている。

また、何よりこれまで北上川の乱流によって12世紀の遺構は、ほとんど残されていないと考えられてきたのが、柳之御所遺跡をはじめとしてその遺構が発掘調査によって確認されつつあることは重要であろう。さらに志羅山遺跡をはじめとして道路遺構や井戸・宅地跡が発掘され、平泉の都市的性格が明らかになりつつある。これまで平泉のイメージは、大規模な寺院によって形作られてきたが、近年の発掘調査の進展を受けて、国際性や都市としてのイメージが具体的に示されるようになったのである。

以上のように、平泉の新しい側面が明らかにされつつある中で、平泉研究も新しい展開を続けている。それら全てをここに紹介することはできないが、都市としての平泉をまとめて論じられた研究としては、斉藤利男氏の『平泉 よみがえる中世都市』（斉藤利男1992）があり、平泉文化研究会の編書（平泉文化研究会1992・1993）などをあけておく。

さて、本稿では近年の発掘調査から明らかになりつつある平泉の都市としての性格を検討する前提作業を行うこととしたい。

「都市」という場合、まず「都市」という概念が問題となる。ここでは「都市」とは何であるかを問うことが目的ではなく、そうした議論に深く立ち入ることはしないが、東アジア世界において都市としてイメージされる中国の都城を都市モデルと規定しておくにとどめたい。その際、注目されるのが、平泉の地制である。

平泉の地制については、発掘調査の結果、毛越寺から親自在王院前を通る東西方向の基幹道路を中心に南北方向の道路が交わるという道路計画の姿が明らかになりつつある。この計画性を持った地制は、平安京などの条坊制を彷彿とさせるものである。本稿では、日本古代の宮都の性格を中国の都城との比較を通して検討し、日本の古代都市の特徴について考察を加えたい。この作業は、都市としての平泉の成立を考える上で一定の役割を果たすものと考えている。

第一章 日中都城制比較の視点

平京城が唐の長安城を模倣して建設されたとする理解は、現在常識的理解となっている（関野貞1999）。しかし、こうした理解に対する批判的な見解も提起されている（岸俊男1988）。また、日中都城の比較研究もすでに多くの成果が上げられている。次章では日本の宮都との比較を行う前提として、中国の都城の性格について検討を加えることとする。これまで行われてきた日中都城の比較研究は、主に形態の比較、支配機構の比較の二つの方向からのアプローチがなされてきた。形態の比較は、古くは関野貞氏

に始まり、近年まとまった形としては岸俊男（岸俊男1988）、王仲殊（王仲殊1983）両氏の研究がある。関野氏は平城京と唐の長安城とを比べて、後者が前者のモデルであったとされたが、岸氏は平城京の前の藤原京の復元を独自に行い、その結果、藤原京は唐の長安城を模倣したものではなく、北魏洛陽城の影響を強く受けていたとされた。

岸氏に対しては、王仲殊氏の批判があり、やはり平城京のモデルは唐の長安城であったことを強調されている。

しかし、近年、藤原京における発掘調査によって岸氏の藤原京復元案の外側にも条坊がひろがっていたことが明らかになってきている。そして、東西京極となる遺構が発見されたことを受けて小澤毅・中村太一両氏による新しい復元案が相次いで提示されている（小澤毅1997、中村太一1996）。それらによると、藤原京は、岸氏の復元より大きく十条十坊からなる正方形の条坊を持ち、その中心に宮城が位置するということで、唐の長安城とは全く似ておらず、むしろ『周礼』の理念を直接反映させたものであったとされる（図1）。

以上は、いわば外形を比較することで、影響関係を検討したものであった。もう一つの支配機構の比較については、やはり岸氏の研究がある（岸俊男1988）。岸氏は、日中の支配機構を分析して相違点を明らかにされた。さらに北村優季氏によって議論が深められている（北村優季1992・1993）。

以上のように、これまでの日中の都城制に関する比較研究は大きく形態の比較と支配機構の比較から行われてきたと言える。本稿では、これら日中都城制研究の成果を受けて、都城そのものが、建設した国家にとってどのような存在であったのかを解明することを試みたい。そこで都城の骨格とも言える都城内の街路に焦点を当てて検討を加えることとする。まず中国都城の街路の性格について取り上げ、次に日本の宮都の街路の性格を明らかにし、双方を比較して日本の古代都市の性格を明らかにしていきたい。

第二章 中国都城の街路

第一節 街路管理システム

中国都城の特徴の一つは、基盤目状の街路にあることは周知のことであろう。その理念的祖型が『周礼』にあることも常識に属する。『周礼』考工記に記された都城は図2のような形態であったと解釈されている。そして、宮崎市定氏は方格地制の聚落跡として発掘された午汲古城をあげられている（宮崎市定1961・1962）。午汲古城は東周から前漢にかけての聚落遺跡とされ、城壁で囲まれた中を街路によって10区画（里）に分割するプランであった（図3）。内部の10区画はそれぞれ牆垣で囲まれており、宮崎氏は南北それぞれに門が設けられ出入りに使われていたとされ、中間に閘と呼ばれる門があったと推測されている。すでに里は牆垣によって囲まれており、その牆垣を乗り越えることは重罪とされており、牆垣は乗り越えることのできない象徴的なものであったとされた。

さらに宮崎氏によれば、里は坊と呼ばれるようになり、北魏平城における坊建設が警察・治安維持を目的としており、これは北魏が征服した諸民族を支配するには都城内を小区画に分割して統治するしかなかったと指摘された。

このように中国の坊制は、治安の維持が主たる目的であったと考えられる。住民を坊内に取り込んで支配するというのが、中国の坊制の本質であったのである。

それでは都城内の治安維持・警察はどのように行われていたのだろうか。この問題については室永芳三氏に専断があるので、以下は室永氏の研究に従って整理をしてみたい（室永芳三1975）。

唐の長安城内は坊垣に囲まれた坊から構成され、坊には2門、あるいは4門の坊門が開かれていた。坊垣を乗り越えたり侵襲した場合、杖70の刑に処せられた。また、坊門が閉ざされると坊外の歩行は例外を除いて罰せられた。

坊には坊正一人がおかれ、坊門管鑰・督察姦非を職掌としていた。坊正は坊門の鍵を管理し、その開閉を行い、坊牆・坊門を犯す姦非を督察することに当たっていたとされる。

その外、秩序の安定を維持するために左右巡使が置かれていた。これはもともと監察御史が京兆府下の諸縣を巡察するものである。一方、左右金吾衛の下に左右街使が置かれていた。左右街使は京城内の街区の警察を司り、守衛所である街鋪を管轄していた。街路の整備・警察に当たったのが、この左右街使であった。

以上、室永氏の研究に導かれて唐の長安城内の治安機構について見てきたが、ここに紹介したように、いずれも京城内(坊内・街路)における治安維持・警察を目的としたものであった。しかし、坊制自体が住民を支配するための仕組みであったとはいえ、都城の性格はそれだけにとどまるものではなかった。すなわち、都城は治安維持を目的とする坊牆などの装置だけではなく、その他の要素からも成り立っていたのである。その一つが街路であった。街路は坊が閉じて治安維持に適した形態であったのに対して、開かれた空間であり、坊制とは自ずからその性格に相違が見られると思われる。

第二節 街路の管理体制

一 街路の維持制度

唐代の坊制は、前節で簡単に要約したように坊牆に囲まれ住民を管理することを目的としていた。しかし、安史の乱以降、唐朝が衰え滅亡し、五代を経て宋代にいたる過程で坊制は崩壊していったとされる。この坊制の崩壊過程に最初に検討を加えられたのが、加藤繁氏であった(加藤繁1952)。

加藤氏は北宋の開封において坊制・市制が崩壊していったことを論じられた。その後、宮崎市定氏は、坊制の崩壊は街路が不法に占拠されていくこと(これを侵街という)と密接に関連していたと説かれた(宮崎市定1962)。しかし、梅原郁氏は坊制の崩壊と侵街とはそれほど深く関連しておらず、坊制の崩壊は宋代初め、さらに五代にまで遡ることを指摘された(梅原郁1977)。木田知生氏も梅原説を支持された(木田知生1978)。そして、坊制自体は崩壊せず、崩壊したのは坊牆制であったとされて両者を区別して明快に論じられたのが妹尾達彦氏であった(妹尾達彦1997)。

坊制そのものが崩壊するのではなく、坊牆が解体するとされる妹尾説は説得力があるが、本稿では侵街と呼ばれる現象を中心として、国家と街路との関係を明らかにしてみたい。その結果、国家にとっての街路の意義を考えることとする。

(1)『唐律疏議』卷26、雜律

諸侵巷街・阡陌者、杖七十。若種植墾食者、笞五十、各令復故、雖種植、無所妨礙者、不坐、其穿垣出穢汚者、杖六十、出水者、勿論、主司不禁、與同罪、

(2)『唐會要』卷86、街巷、大和5年(831)7月条

左右巡使奏、伏准令式及至德・長慶年中前後勅文、非三品以上及坊内三絕、不合輒向街開門、各逐便宜、無所拘限、因循既久、約勒甚難、或鼓未動即先開、或夜已深猶未閉、致使街司巡檢、人力難周、亦令奸盜之徒、易為逃匿、伏見諸司所有官宅、多是雜賃、尤要整齊、如非三絕者、請勸坊内開門、向街門戶、悉令閉塞、請准前後除准令式各合開外、一切禁斷、余依、

街路の維持・管理に関する基本法として史料(1)『唐律疏議』が見える。史料(1)によれば、街

路を不法に占拠したり（侵街）、植物を植えて耕作し食用に供すること（種植）は律条によって罰せられた。後世大きな問題となる侵街と種植が早くも律に禁止されていたことがわかる。

史料（2）によると、三品以上の者と三絶の者（坊内で三方を他施設によって囲まれ出入り口を設けられないもの）には街路に向かって門を開くことを許していたが、それ以外の者には令式などで禁止していた。この街路に対する開門の制限は、次章で検討する日本の制度の法源と考えられる。

以上のように、唐朝の街路管理は、侵街・種植の禁止と街路に対する開門の制限を基本としていた。しかし、実際にはこれらは守られなくなっていくこととなる。街路は不法に占拠され、種植が行われ、街路に向かって開門されていった。以下、本稿では街路に焦点をおいて侵街と種植について検討を加える。

二 侵街

唐代の侵街に関わる史料をまず掲げよう。

（3）『冊府元龜』卷 14、帝王部都邑 2、開元 19 年（731）6 月条

詔曰、京畿兩都是惟帝宅、街衢坊市固須修整、比聞取土穿掘、因作穢汚坑塹、四方遠近何以瞻矚、頃雖處分、仍或有違、宜令所司申明前勅、更不得於街巷穿坑及取土、其旧溝渠令当界衆開整頓疏決墻宇、橋道亦当界漸修不得有勞役、

（4）『冊府元龜』卷 14、帝王部都邑 2、永泰 2 年（766）正月

是歲、不許京城內坊市侵街・築墻・造舍、旧者並毀之、

（5）『唐會要』卷 86、街巷、大曆 2 年（767）5 月条

勅、諸坊市街曲、有侵街・打牆・接簷・造舍等、先處分一切不許、並令毀折、宜委李勉常加勾當、如有犯者、科違勅罪、兼重罰、（後略）、

（6）『唐會要』卷 86、街巷、大和 5 年（831）7 月条

其月、左街使奏、伏見諸街鋪近日多被雜人及百姓、諸軍諸使官健起造舍屋、侵占禁街、切慮停止奸人、難為分別、今除先有勅文、百姓及諸街鋪守捉官健等舍屋外、余雜人及諸軍諸使官健舍屋、並令除拆、所冀禁街整肅、以絕奸民、勅旨、所拆侵街舍、宜令三個月限移拆、如不礙勅文者、仍委本街使看便宜處分、

（7）『唐會要』卷 86、街巷、大中 3 年（849）6 月条

右巡使奏、義成軍節度使韋讓、前任宮苑使日、故違勅文、于懷真坊西南角亭子西侵街造舍九間、勅旨、韋讓侵街造舍、頗越旧章、宜令毀拆、

（8）『五代會要』卷 26、街巷、顯德 3 年（956）6 月条

詔、（中略）、其京城內街道闊五十步者、許兩邊人戶、各於五步內取便種植・井・修葺涼棚、其三十步已下至二十五步者、各與三步、其次有差、

開元 19 年（731）6 月、詔して街路に穴を掘って土を採取することを禁止している（史料 3）。これは街路を占拠する侵街とは異なるが、以下の二点に注目したい。まず、長安と洛陽は「帝宅」であるから「街衢坊市」は修理を加えなければならないとされている点である。次に土を採取するために穴を掘り街路を汚しているので、四方遠近から見るができないとされている点である。つまり、街路を補修、綺麗に整えなければならないのは、「帝宅」であり、見通しを妨げないようにするためであるとされているのである。

永泰 2 年（766）には京城内の坊市の侵街、舍屋を作することを禁止し、古くなっているものの破却を

行っている（史料4）。

翌大暦2年（767）5月には、勅によって先の処分、つまり史料4に従って諸坊市における侵街、打牆、接簷、造舎を禁じ、それら不法な造作物の破却が命じられている（史料5）。

大和5年（831）7月には左右巡使と左街使によって以下のような奏上がなされた（史料2・6）。左右巡使からは、令式や至徳・長慶年間の勅により、三品以上の者と三絶の者以外、街路に対して門を開くことを禁止されているが、だんだん守られなくなり、国家の開閉門と関わりなく門の開閉が行われ、巡檢の手がまわらず治安維持にも支障を来している。そこで三絶の場合を除いて全ての門を閉塞させたいと奏上している。

左街使からは、諸街路に街舗が多くあり雑人、百姓、諸軍、諸使が舍屋を建てて侵害しているので、これらを破却して禁街を整理し姦民を根絶したいと奏上され、勅によって3ヶ月以内に破却・移転させることが命じられている。

大中3年（849）6月には、右巡使から義成軍節度使韋諷が宮苑使在任中に勅に反して懷真坊西南角の亭子の西に9間の舍屋を建てて街路を占拠していることが奏上され、勅によって破却を命じられている（史料7）。

以上の史料から、京城内の街路に対する不法占拠は繰り返し禁止されているが止まるところがなく、これ以降、五代・宋代にまで問題として継承されていたのである。そして、五代の後周顯德3年（956）6月には一定の限度内での街路の利用を容認することが定められた（史料8）。

三 種植

一で見たように侵街とともに街路に不法に植物を植えることは律条によって禁止されていた。唐代における種植に関する史料をまずあげる。

- (9)『唐会要』卷86、街巷、広徳元年（763）9月条

勅、城内諸街衢、勿令諸使及百姓輒有種植、

- (10)『冊府元龜』卷14、帝王部都邑2、広徳2年（764）2月条

又詔禁之初諸軍・諸使、以時艱歲俟奏耕京城六街之地、以供芻、或謂非宜及罷之、

- (11)『冊府元龜』卷14、帝王部都邑2、永泰2年（766）正月

京兆尹黎幹、大発夫役種城内六街樹、

- (12)『唐会要』卷86、街巷、大暦2年（767）5月

（前略）其種樹栽植、如聞並已滋茂、亦委李勉勾当処置、不得使有斫伐、致令死損、（後略）、

- (13) a『唐会要』卷86、街巷、貞元12年（796）条

官街樹缺、所司植榆以補之、京兆尹吳湊曰、榆非九衢之玩、亟命易之以槐、

- b『冊府元龜』卷14、帝王部都邑2、貞元12年（796）8月条

（前略）京城街衢中樹缺、果吏多栽榆樹、以其省便會吳湊為京兆尹、每歲唯令植槐樹成列、

- (14)『唐会要』卷86、街巷、大和9年（835）8月

勅、諸街添補樹、並委左右街使栽種、偏折領於京兆府、仍限八月栽畢、其分折聞奏、

- (15)『旧唐書』卷43、志23、職官2、工部尚書・虞部

虞部郎中一員、從五品上、（中略）、郎中・員外郎之職、掌京城街巷種植、山澤苑囿、草木薪炭、供頓田獵之事、（後略）、

すでに見たように京城内の街路に不法に種植耕作することは禁止されていた。広徳元年（763）9月

にも城内の諸街路に諸使や百姓が種植することを改めて禁止している（史料9）。

この頃、街路の種植が問題として浮上してきたのは、安史の乱後の世情が背景にあった。広徳2年（764）2月の詔によると、安史の乱後の困難な時代に、諸軍・諸使が儉約を目的として京城内の街路を耕作して蜀を栽培していたことがうかがわれる。そして、この時の詔で禁止されたのである（史料10）。このように本来は禁じられていた不法な耕作が安史の乱後、守られなくなっていたのである。

一方、永泰2年（766）正月には、京兆尹黎幹が京城内に街路樹の植樹を大々的に行っている（史料11）。この年、二でも見たように侵街舎屋の撤去も同時に行っており（史料4）、街路樹の植樹と侵街舎屋の取り締まりが一連の政策として遂行されたことがわかる。恐らく侵街している舎屋が植樹する際に邪魔となり、問題が表面化したのであろう。侵街に対する破却命令が出されたのが管見の限りでは、この永泰2年が初めてであったことから理解される。とするなら、侵街自体は律条によって禁止されていたが、現実には8世紀中頃までは遵守されてはおらず、半ば容認されていたと考えられる。

大暦2年（767）5月には、勅により街路の種樹栽植がすでに繁茂していたことが知られる（史料12）。

貞元12年（796）8月、京城の街路樹が欠損した場合、これまで県吏が槐を植えてきたが、京兆尹吳湊の奏上によって槐を植えることになった。吳湊の在任中には毎年、槐が植えられ列をなすまでになったのである（史料13）。

大和9年（835）8月の勅によって、街路樹の維持体制に大きな変更がなされた（史料14）。すなわち、街路樹の補充は左右街使が担当することとし、費用は京兆府と折半することとしたのである。

以上から街路における不法種植と街路に関する国家の政策・姿勢についてまとめると次のようになる。

①広徳元年の諸使・百姓に対する種植禁止令と翌二年の諸軍・諸使に対する禁止令は一連のものであり、ともに安史の乱後の混乱の中で京城内の街路が諸軍・諸使・百姓によって耕作地となっていたことを示している。そして、注意が必要なのは街路での耕作は全面的に禁じられていたわけではなかった点である。史料（1）の律条によると、種植しても通行を妨害しない場合には罰しないとされていた。つまり、基本的には種植は禁止されていたが、場合によっては容認されていたのである。それが安史の乱を経て種植が急増し問題化したものと推測される。言い換えれば、程度の問題であり、街路を妨げない限りにおいては容認されるべきものだったのである。

②街路樹の維持・管理については、その主体はあくまでも国家であった。大和9年に街路樹の補充が左右街使に委任された際、その費用は京兆府と折半となったことから費用は国庫から支出される原則であったことがわかる。また、実際に植樹する主体も本来は虞部の職掌であったし（史料15）、左右街使に委任される前は、永泰2年には京兆尹黎幹、貞元12年には京兆尹吳湊の奏上によって植樹が行われており、史料（12）b『冊府元龜』によると街路樹の補充は県吏が行っていたことが知られる。このように街路樹の維持に関しては、費用は国家が支出し、実際の植樹の主体も京兆府・県吏、左右街使といった官司であったことがわかる。つまり、次章で見るように日本とは異なって、あくまでも国家が主体となっていたのである。

第三節 中国都城の街路

前節では中国都城の街路に対する政策を整理してきたが、次にその政策の性格についてまとめておきたい。まず、街路そのものは国家にとって、どのような性格を持っていたのかについて検討を加える。

京城内の街路に対する侵街は、唐朝が減んだ後も五代・宋代にも問題となっており、その対策についてはすでに先学の研究があるので、ここでは詳しくは述べない。だが、五代・宋代において侵街を禁止

する際、しばしば用いられる言葉が「官街」であった。つまり、官街を占拠することは違法であると強調されているのである。京城内の街路は官街、すなわち国家の街路であるとする認識を読み取ることができる。

この官街という表現は、すでに唐代、大和9年に使われていた。唐代にも街路は国家の管理下にあるものとする認識があったと考えられる。また、前節でまとめたように、街路樹の維持・管理も費用・植樹ともに国家によって行われていた。以上のことから京城内の街路は官街、すなわち国家の管轄すべき対象とする理解がなされていたと言えよう。

京城内の街路が国家の管理すべきものとされたのは、国家の首都としての体面を保つことが、その背景として考えられる。

(16)『冊府元龜』卷14、帝王部都邑2、同光3年(925)6月壬戌条

勅、河南府開水通・厚載二門、(中略)、宣正街坊都邑之制度、既成華夏之觀瞻、(後略)、

例えば、五代の後唐時代のことはあるが、街坊都邑の制度を正すことは華夏の觀を示すものであるとされている(史料16)。

もちろん、首都の街路の整備は国家の權威を象徵するために必須であったことは当然であろう(久保田和男1995)。しかし、そればかりではなかったことにも注意が必要である。

侵街・種植は律条に禁じられていたが、実際に問題化したのは8世紀中頃になってからであった。特に種植については律条の中でも妨廢にならなければ容認されていたのである。もし街路が国家の威信を示すためだけであったなら、このような例外規定は一切認められなかったはずである。むしろ、注目されるのは、妨廢しない限り認められていた点である。疏に「若巷陌寬闊、雖有種植、無所妨廢者、不坐」とあるように街路が広く、通行に支障がない場合に容認されていたのである。また、後唐長興2年(931)6月8日の左右軍巡使の奏上によると、「其諸坊巷道兩邊、常須通得車牛」とあるように、街路本来の機能として通行が問題になっている(『五代會要』卷26、街巷、長興2年(931)6月8日条)。やはり街路である以上、交通機能は必須条件であったと考えられる。交通機能を妨げない限りにおいては、厳格に処罰されていたわけではなかったのである。安史の亂後の混亂期を経て侵街・種植が問題として登場してきたのも、それ以前においてそうした不法行為が全く行われていなかったと考えるより現実には行われていたと考える方が實際的であろう。

以上のように、唐代の京城内の街路政策は、理念的には中華帝國の象徵としての性格を持っており、その管理は國家の力によってなされていた。一方で現実的には街路としての交通機能の維持が重要視されていた。京城内の街路にはこれら二つの側面があったのである。

第三章 日本の条坊制

日本の古代宮都研究は、すでに膨大な蓄積があり、条坊制についても多くの先学による研究が存在している。本章では今泉隆雄・北村優季両氏の研究(今泉隆雄1993、北村優季1995)に依拠しながら日本の条坊制の特質について整理しておきたい。

今泉氏は、朱雀大路と一般の大路とを比較して朱雀大路が一般の大路に対して特別な扱いを受けていたことを明らかにされている。その要点をまとめると、①天平3年(731)の段階で三位以上の者が大路に門を開くことは許可されていたが、朱雀大路に対してだけは認められていなかった。

②街路樹については、一般の大路のものは当司・当家が植え、朱雀大路の街路樹に関しては守るための人員を特別に配置していた。

③街路の清掃は、弘仁10年(819)11月5日官符によって当司・当家が行うこととなり、朱雀大路のみは左右京職の下で行われていた。

④街路の側溝の掘削についても、斉衡2年(855)9月19日官符によって当司・当家が担当することとされた。

⑤垣の補修に関しても斉衡2年9月19日官符によると、従来は自然に破損した場合は木工寮が修理し、人為的な破損の場合は左右京職が補修していたが、今後は坊垣の外側を左右京職が、内側を諸家が修理する方式に定められた。

以上の諸点から今泉氏は一般の街路は当司・当家が維持・管理を負担しており、朱雀大路のみは坊城の修営、街路樹の管理、溝の掃除・掘削などを官の手で行い、特別な管理体制がとられていたとされた。

また、今泉氏は特別な管理体制の下におかれていた朱雀大路の本質は、京城の正面大路として、都城の威容を誇示するために設定され、特に外国使節を迎えることを意識したものであったことを指摘された。

さらに北村氏は、街路の維持・管理は当初は左右京職が中心に行っていたのが、諸家に重心が移っていったとされた。

以上の今泉氏の所説によれば、日本の条坊制は中国のそれとは全く異なった性格を持っていたと言える。すなわち、中国においては京城内の街路は全て等しく「官街」であって、国家が維持・管理するものであった。それは帝国の威容を内外に示すのみならず、交通機能を保証するものであった。しかし、中国の都城を真似たはずの日本の条坊制では、国家が維持・管理するのは結局朱雀大路だけであり、一般の街路の維持・管理は半ば切り捨てられていったのである。そして、朱雀大路だけが日本の律令国家の威容を示す装置として特別な地位を占めていたのである。

このように中国においては、グリッドプランの街路は全体として帝国の威容を示し、国家の管理下におかれていたのに対して、それを模倣した日本では威容を示す性格を朱雀大路にのみ負わせて移入したのである。つまり、中国の街路は面として国家の力を示していたが、日本の場合は朱雀大路という軸線道路一本にその性格が収斂させられていたのである。そして、一般の街路は朱雀大路に比して国家の体面を示すようなものではなかったのである。中国の都城が面的に国家の権勢を示していたのに対し、日本の宮都は朱雀大路という軸線道路がその機能を果たしていたと言うことができる。

中国の都城と、それを導入した日本の宮都との間には以上のような相違点が存したのである。面的な中国と軸線突出型の日本という違いは、両者の都市の外形がともに基盤目状の街路から成っていても根本的な相違であったと考えられる。長い歴史を経て形成された中国の都城と、先進文化として突如輸入した日本の宮都では異なるのは当然であるということは容易であるが、この軸線道路が突出している都市計画は、むしろ中国とは異なる日本独自のものとして積極的に評価することもできよう。

おわりに

本稿では、中国の都城と日本の宮都を街路の性格付けに注目して比較してきた。その結果、中国の都城は面としての性格を持っており、日本の宮都は朱雀大路という軸線道路が突出した性格を有していた。朱雀大路に比べれば、一般の大路は地割のために付属していると理解することもできる(北村1993)。

さて、古代の都市について日中の比較検討を行ってきたが、最後に平泉について簡単に触れて本稿を閉じたい。

初めにでも紹介したように近年の発掘調査によって平泉の地割計画が明確になりつつある(財)岩手

県文化振興事業団2000)。それによれば、平泉の街路は毛越寺から観自在王院前を通る東西方向の道路を基幹として南北道路が計画的に割り付けられていたとされる(図4)。平泉においては、この東西道路が軸線道路の一つであったと考えられよう。

また、多賀城においても8世紀末以降、多賀城南面に方格地割が段階を追って形成されていったことが発掘調査の結果、明らかにされつつある(宮城県教育委員会他1996、図5)。すなわち、Ⅰ期(8世紀末頃)には政庁南に延びる南北大路に多賀城外郭南辺築地に平行する東西大路が作られ、Ⅱ期(9世紀前半頃)に東西大路の南北、やはり平行する東西道路と南北道路が増設され、Ⅲ期(9世紀後半～10世紀後半頃)になると、南北大路に直交する東西道路が建設された。多賀城の場合、南北大路と東西大路を軸線道路として段階的にその他の道路が増設されていったことがわかる。このように国府多賀城の国府域は軸線道路を中心に平安時代以降、徐々に整備されていったのである。条坊制が初めて導入された藤原京から平安京にいたる古代の宮都も今泉氏によれば、国家の威容を示す装置は羅城門と朱雀大路であり、面的な中国の都城とは性格が異なっていたのである。

多賀城から平泉の時代までは1世紀余の時間的隔たりがあり、簡単に双方を比較して結論を導き出すことは危険であるが、平泉の後の地方都市鎌倉も鶴ヶ岡八幡宮から南に延びる若宮大路が軸線道路として位置付けられることを考えると興味深い。日本の宮都の場合は中国の都城を直接的に模倣した結果、方格地割がはじめから行われていたが、日本の特徴は面的に都市空間を作り出すよりは軸線道路が突出していた点にあったと推測される。

以上、憶測を交えて述べてきたが、平泉の道路遺構それぞれがどのように延びていくのか、また建設時期や相互の前後関係などがさらに明確になるなら、その都市構造がより明らかになるものと期待される。

参考文献

- 関野貞(1999年、初出は1907年)、「平城京および大内裏考」、『日本の建築と芸術』下、岩波書店。
加藤繁(1952年、初出は1931)、「宋代に於ける都市の発達に就いて」、『支那経済史考証』上巻、東洋文庫。
宮崎市定(1992年、初出は1961年)「六朝時代華北の都市」、『宮崎市定全集7 六朝』、岩波書店。
宮崎市定(1992年、初出は1962年)、「漢代の里制と唐代の坊制」、『宮崎市定全集7 六朝』、岩波書店。
岸俊男(1988年、初出は1970年)、「飛鳥から平城へ」、『日本古代宮都の研究』、岩波書店。
狩野久(1990年、初出は1975年)、「律令国家と都市」、『日本古代の国家と都城』、東京大学出版会。
室永芳三(1975年)、「唐都長安の坊制と治安維持機構」上・下、『九州大学東洋史論集』2・4。
梅原郁(1977年)、「宋代の開封と都市制度」、『鷹陵史学』3・4。
木田知生(1978年)、「宋代の都市研究をめぐる諸問題」、『東洋史研究』37-2。
岸俊男(1988年、初出は1982年)「日本における『京』の成立」、『日本古代宮都の研究』、岩波書店。
王仲殊(1983年)、「日本の古代都城制度の源流について(菅谷文則・中村潤子訳)」、『考古学雑誌』69-1。
北村優季(1992年)、「日唐都城比較制度試論」、『中国礼法と日本律令制』、東方書店。
斎藤利男(1992年)、『平泉 よみがえる中世都市』、岩波書店。
平泉文化研究会(1992年)、『奥州藤原氏と柳の御所跡』、吉川弘文館。
今泉隆雄(1993年)、「平城京の朱雀大路」、『古代宮都の研究』、吉川弘文館。
北村優季(1993年)、「条坊の論理」、『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館。

平泉文化研究会（1993年）、『日本史の中の柳之御所跡』、吉川弘文館。

北村優季（1995年）、『平安京—その歴史と構造—』、吉川弘文館。

久保田和男（1995年）、『王安石と開封の都市社会』、『駒込学園研究紀要』6。

中村太一（1996年）、『藤原京と『周礼』王城プラン』、『日本歴史』582。

宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局（1996年）、『山王道路Ⅳ—多賀前地区考察編—』。

小澤毅（1997年）、『古代都市「藤原京」の成立』、『考古学研究』44-3。

妹尾達彦（1997年）、『都市の生活と文化』、『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』、汲古書院。

（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（2000年）、『志羅山道路第46・66・74次発掘調査報告書』。

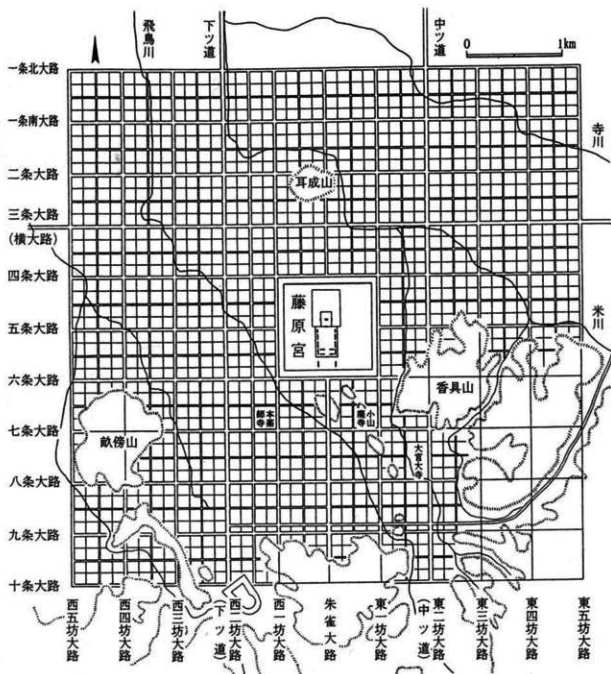


図1 藤原京復元図（小澤毅1997より）

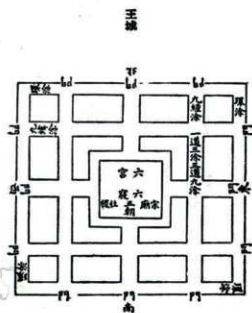


図2 周礼型都城（載『考工記図』より）

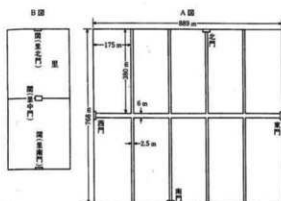
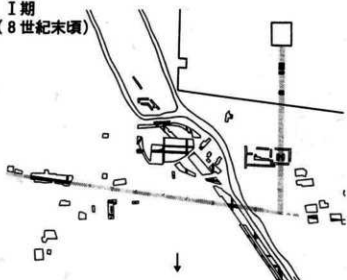


図3 平泉古城調査に基づく漢代郡（亭）里想像復元図（宮崎市定 1962 より）

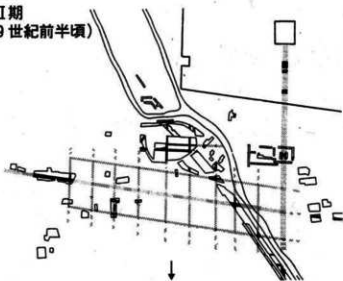


図4 平泉道路遺構図（(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 2000 より）

I 期
(8世紀末頃)



II 期
(9世紀前半頃)



III 期
(9世紀後半
~10世紀後半頃)

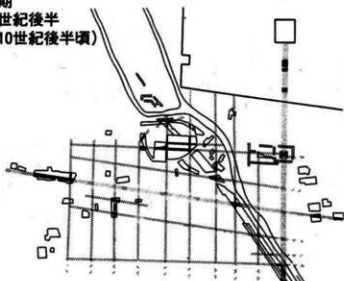


図5 多賀城方格地制変遷図 (宮城県教育委員会他1996より)

平泉の苑池—都市平泉の多元性—

前川佳代

はじめに

都市とは多元的側面をもつものである。都市平泉の一面は、四神相応の地を選び、浄土思想や自らの理念に基づいて創り上げた広大な苑池空間である。ここでいう「苑池」とは現代用語の庭園より規模が大きく、古代都城に付属した「苑」に類似した広大な領域に、山や池、寺や邸宅などを配置した空間を指す。

平泉の苑池は、北は関山、東は北上川、南は太田川に囲まれた範囲（平泉中心区）で、中尊寺境内はもちろんのこと、金鶏山や塔山を背景に、花館廃寺と花館溜池、鈴沢池、毛越寺、観自在王院、無量光院、柳之御所、伽羅御所などが散在している景観をいう。苑池の構想時期は12世紀第2四半期で二代基衡の治世にあたり、金鶏山の設定と、平泉の主な池が造成される。苑池の構成は、北宋の名園「艮岳」に類似する。平泉の苑池の意義は、浄土・神仙世界の具現化、そして王城鎮守という意識であったと考える。当時、日本と交流のあった宋からは文物とともに、宗教や思想が入ってきたことは想像に難くない。浄土思想が加味された苑池空間である平泉中心区を「彼岸」とすると、北上川をはさんだ東方地区は此岸である。また「平泉」という名前は、その苑池的性格から名付けられたと考える。

私は先に藤原氏三代ごとの都市プランを、検出された遺構の共通方位で三期五段階に分けた際、三代それぞれの理念に従った方位認識をもって都市計画を施行したことを明らかにした（前川2000）。平泉の苑池空間には、藤原氏の自然景観に対する思想が反映されていると考える。都市は人工物である。都市を造る際、どのような理念をもち、いかに周囲の自然を取り入れ共存してきたのか。「都市と苑池」の現代社会的意義は「都市と自然」である。「都市化＝自然破壊」を連想する現代社会にとって資すべき点は大きいと思う。以下に証明していきたい。

1. 四神相応の平泉と浄土思想（第1図）

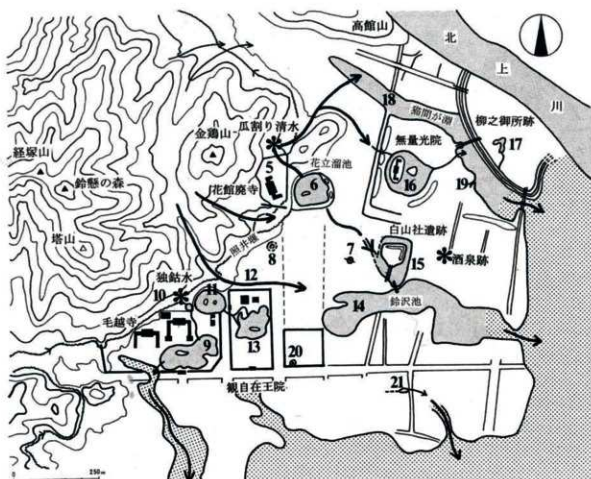
平泉は、四神相応の土地である（高橋1978、山田1986）。毛越寺の古鐘銘は次のごとく記す。

左青龍東河流、右白虎有大沢、前朱雀有森、後玄武后在山嶽・

寺名園隆、建興抄中、白虎走西、青龍翔東、玄武遍列、朱雀方沖・

上の円隆寺梵鐘銘は、貞応三年（1224）と伝えるが、前半は円隆寺の地勢、後半は平泉の地勢を述べている。平泉の地形に照らし合わせると、北に関山（衣川関跡）・高館を背負い、東に北上川、南は広大な湿地がひらけ、西は達谷窟から走る大道がある。安倍清明選と伝える『重宝内伝』にいう、玄武・青龍・朱雀・白虎の四神相叶った吉土である。清衡は中尊寺の伽藍造営に際して、「依高築山、就窪穿池、龍虎協宜、即是四神具足之地也」と『供養願文』で述べており、平泉遷地時にも「四神具足之地」を意識したと考えられる。

また清衡は奥州全体を仏国土とすることを理想とした。『吾妻鏡』には、奥州の中心を中尊寺として一基の塔を建て、白河関から外が浜まで一町ごとに黄金の阿弥陀を描いた笠竿塔婆を建てたといひ³、また陸奥出羽の一万余りの村に伽藍を建立したともいう⁴。「中尊寺供養願文」は、四神相応の地となるように、地形を作り変えたことを伝えている。清衡期の平泉は、私見では中尊寺と柳之御所跡付近が中心であった。では平泉の街中は、藤原氏の思想によりどのように吉土・仏国土となるよう改変されたのであろうか。



第2図 平泉の苑池復元想定図(矢印は流路)

2. 平泉の苑池的構造(第2図)

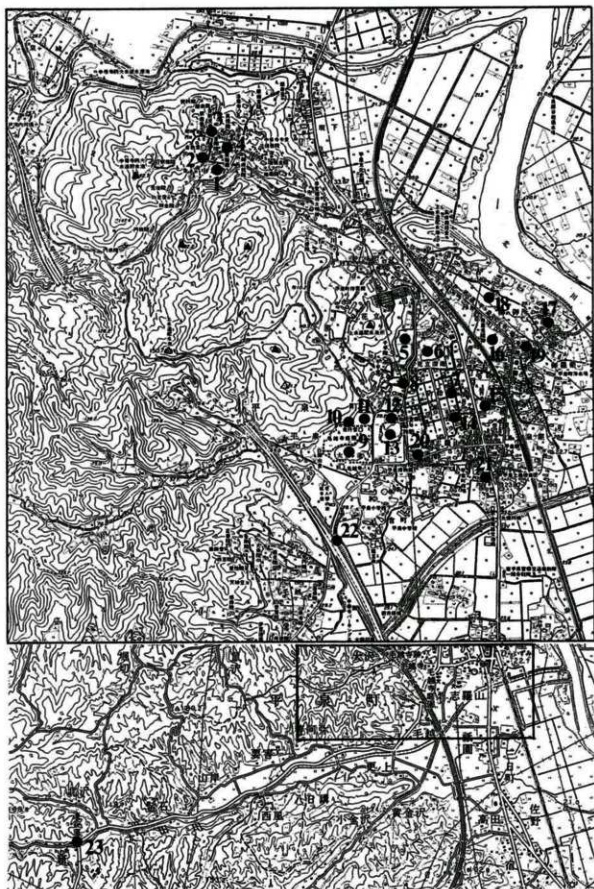
西の聖域から流れ出る沢水や伏流水は泉となり、これを利用して池が造られた。平泉で確認されている池状遺構は、23例にのぼる(第3図・第1表)*。平泉の面積にしてこの数は多い。

仲隆裕氏によると、池状遺構が庭園に属するか否かは空間的まとまりを考慮する必要があるという(仲1997)。池状遺構を第4図のように形態分類をしたうえで、池の帰属施設をみると下記のような五つの分類ができる。

- | | | |
|-------------------------|-------------|-----------|
| ① 仏堂に付属する池(浄土式庭園) | 1・8・9・13・14 | ⅡAb形態 |
| ② ①の庭園の一部を構成する池 | 2・10 | 主にⅡBc形態 |
| ③ 特定の仏堂に付属しないもの | 3・15・23 | ⅡAa、Ⅱ?a形態 |
| ④ 邸宅内の池 | 7・17・20 | 主にⅡAc形態 |
| ⑤ 特定の建物に付属せず、広大な領域をもつもの | 14・18 | Ⅱ?c形態 |

23例すべてが発掘調査されているわけではないので、邸宅か仏堂かといった判断など帰属施設が明確でない例も存在するが、ほぼ上記のように分類できる。③は①(ⅡAb)にくらべ石積みで護岸するだけあり、傾斜が大きい。現在いづれも神社が祀られていることも共通する。また12は、池側壁に板材を用い、底に玉石を敷くことから、当時の造園書である『作庭記』に記される「泉」跡と考えられる。

庭園は建築とともに住宅の一部を構成するものである。⑤の鈴沢池は街区の中央に位置する点から、街区形成時にはすでに存在していたと考えられ、都市平泉の池ともいえる重要な存在である。



第3図 平泉の池跡・池状遺構位置図(上:2万分の1、下5万分の1)

池の形態分類

平面形態

方形・・・Ⅰ

不整形・・・Ⅱ

白山社遺跡・池の石積み

中島の有無

中島有・・・A

中島無・・・B

護岸形態

石積み・・・a

毛越寺・大泉が池の石敷き

石敷き・・・b

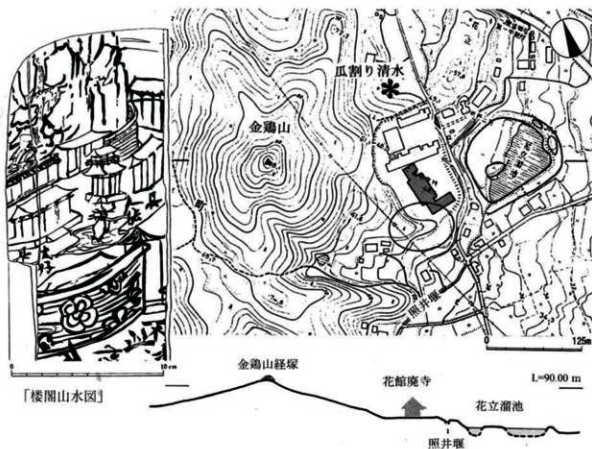
素掘り・・・c

板材・・・d

第4図 池の形態分離図（右図は及川1994よりトレース）

番号	遺跡名	規模(東西×南北)	平面形態	中島	護岸	付属施設	形態分類	備考
1	中尊寺大池	75m×100m?	不整形	○	素掘り	寺院	ⅡA b	
2	中尊寺5 4次池		不整形		素掘り	大池?	ⅡB c	
3	中尊寺三重池(上段)	50m×19m	不整形	○	玉石積	寺院	ⅡA a	高低差をもち、3つ池あり。
4	中尊寺金色院境内池	12m×20m	不整形	?	玉石?	寺院	Ⅱ?	湿地か?
5	花経遺跡池		方形		素掘り	寺?邸宅?	ⅡB c	鎮守社跡
6	花立遺池	径120m	不整形	○		寺?邸宅?	ⅡA?	
7	花立Ⅱ-6次池		不整形	○	素掘り	寺?邸宅?	ⅡA c	
8	花立Ⅱ-13次池		不整形	○	玉石敷	寺?	ⅡA b	
9	毛越寺大泉ヶ池	190m×110m	不整形	○	玉石敷	寺院	ⅡA b	
10	毛越寺遺り水泉池	15m×11m			素掘り	大泉ヶ池	ⅡB c	
11	毛越寺弁天池	径90m	不整形	○		寺院	ⅡA?	
12	観自在王院下層池	5.3m×5.4m	方形		板材	邸宅?	ⅡB d	底一玉石敷
13	観自在王院舞鶴ヶ池	106m×100m	不整形	○	玉石敷	寺院	ⅡA b	
14	鈴沢池	600m×100~150m	不整形	?	素掘り	?	Ⅱ? c	
15	白山社池	70m?×50m	不整形	?	玉石積	?	Ⅱ? a	
16	無量光院梵字ヶ池	径120m?	不整形	○建物	素掘り?	寺院	ⅡA c?	
17	柳之御所境内部地区池	40.5m×32.4m	不整形		素掘り?	邸宅	ⅡB c?	Ⅰ期一滞水性、Ⅱ期一流水? 人為的壁面検出、湿地か沼?
18	堀間が堀跡	約70m×7.0.0m	不整形		素掘り			
19	伽藍之御所2次検出遺構			?	玉石	?	?? a	
20	志摩山遺跡1 6次池	7.5m×9.6m以上	不整形	○	素掘り	邸宅	ⅡA c	
21	志摩山遺跡6 6次池	25m×17m	不整形	?	素掘り	?	Ⅱ? c	太田川へ排水
22	毛越入遺跡池	10.5m×9.6m	不整形		素掘り	?	ⅡB c	
23	西光寺観音ヶ池		不整形?	?	玉石積	寺院	Ⅱ? a	

第1表 池跡・池状遺構一覧（出典は文末参照）



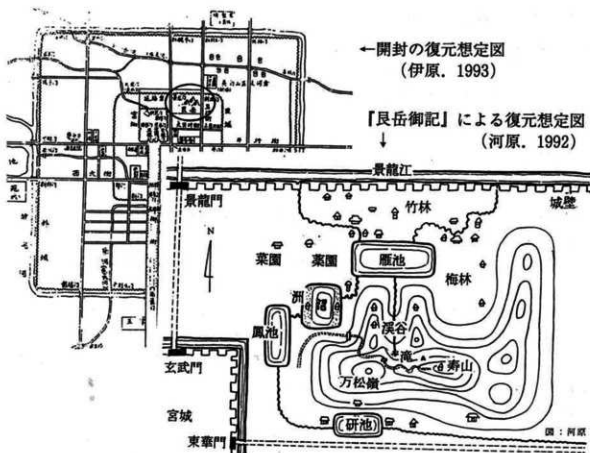
第5図 金鶏山-花館廃寺-花立溜池の関係と奈良県平城京二条大路出土木簡

鈴沢池は、「昔右両社(白山・山王)の前にあり、今其形少く残れり、西を池上と云ひ東を池尻と云ふ」と『平泉旧蹟志』で初めて文献に現れる。池跡は、西の毛越寺方面からのびる谷を埋め立て、岬など入り組んだラインをもつ修景が施されている(八重樫1997)。「池上」という小字は、金鶏山と塔山の間の谷下の集落にあたり、谷間から流れる沢水が鈴沢池へ流れ込んだと考えられる(及川1991)。そして隣接する白山社池からの流水もあろう。

また花立溜池は、花館廃寺とセットと考えたい¹⁰⁾。両者は段差があるので、明確な囲いをもたない。しかし、昭和39年の都市計画図では、花館廃寺跡のすぐ南に金鶏山から延びる尾根が土塁状に突出している(第5図)。この形状は毛越寺の西限土塁と類似し、区画としての意識が伺える。これを東へ延長すると、溜池南の直線上の土手へ向かう。東側の土手は曲線を描いており、南北に土饅頭状の高まりがみられ、築山かと判断された。花立溜池の取水は、瓜割り清水のように、当時金鶏山東麓から湧き出していた泉と考えられるが、高低差が約10mあるため、滝状の流れが想定される。また千手院方面からの流水も取水可能であろう。金鶏山-花館廃寺-溜池は、饅頭状の構成となり、三者を視覚的に確認することができる。この光景は、奈良県平城京跡二条大路出土木簡「楼閣山水図」に似ている(第5図)。

以上から金鶏山と花館廃寺、花立溜池が饅頭状に並び、その下には鈴沢池が広がるというロケーションが想定できる。池はそれぞれが独立して存在するのではなく、たとえば花立溜池から白山社池¹¹⁾、そして鈴沢池へと、高位から低位の池へ流水し巡りめぐって最後は北上川へそそぎ入る。

ここで各池の流水経路を復元すると、次のようになる(第2図参照)。



第6図 北宋帝都・開封と名園「良岳」復元図

瓜割清水(金鶏山沢水)→花立溜池→白山社池→鈴沢池→北上川

独鉆水(塔山沢水)→弁天池→舞鶴が池→鈴沢池→北上川

独鉆水→遣り水奥池→大泉が池→チゴ沢→太田川→北上川

瓜割清水→花立溜池・花立北沢水→無量光院→猫間ヶ淵→北上川

??→志羅山66次→太田川→北上川

いづれも西の聖域から流れ出た水が、いくつかの池を経由して北上川へ流水する¹²。この中には、浄土式庭園を構成するものもある。これらを総合して空から平泉をながめると、広大な苑の光景となろう。

3. 宋の名園「良岳」

古代都城にも苑池があった。平城京には松林苑、平安京には神泉苑がある。これらは中国の都城に習ったものである。12世紀、京都は都城のそれとは異なった景観を呈していた。東には二条大路の延長上に白河殿を、南には朱雀大路の延長上に鳥羽殿、東山には法住寺殿があった。私説では、12世紀半ばの基衡期の街区形成は白河地区を見習ったとした(前川1993, 2000)。いっぽう、斉藤利男氏は鳥羽殿との共通性を指摘する(斉藤1992)。白河と平泉は周囲の山や川、交通路などの地勢と何よりも法勝寺を真似たという毛越寺の存在が類似する。しかし白河は東山や吉田山、大文字・比叡の山並みが迫るが、街区の中央に池はない。他方、鳥羽は「池広南北八町、東西六町、水深八尺有余」¹³という巨大な池が中心に展開する。さながら「海のけしき」¹⁴であり、地形的に近辺に山はなく遠い山並みを眺望できるようにすぎない。平泉はむしろ両者を合体させた感がある。そこで当代の中国に目を転じてみたい。平泉と近い

時期に北宋の帝都・開封に「艮岳」という皇家園林が存在した(第6図)。

「艮岳」は、北宋の徽宗皇帝(在位1101~1125)が、政和七年(1117)から宣和四年(1122)にかけて宮城の東北に築いた、人工の山を中心とした苑池である。寿山と万松嶺という山や、そこから流れ落ちる水が4つの池や沼をめぐる。山上や山腹、沼や池の周囲や平地には、亭や堂、書館、館、城、庁、薬園、梅林、竹林などの建物や施設が存在した(『宋史・地理志』、河原1992)。

平泉もまた金鶏山や塔山から流れ出る水や泉から流れ出た水は、池を巡回して最終的に北上川へそそぐ。周囲には、寺院の伽藍や神社、邸宅や館が存在する。「艮岳」が創りだした空間と酷似する。艮岳の基本設計は「左に山、右に水」といい、平泉の地形に当てはまる。平泉は艮岳をモデルとして苑池を構想したと思えるのである。当時の造園書である『作庭記』には、「宋人云」とか、「唐人必つくり泉をして」と、造園技術が中国園林を手本とした形跡が伺える。

さて平泉の苑池構想時期であるが、12世紀第2四半期前半と考える。基衡治世の初期に当たり、街区形成されない段階である。金鶏山の設定時期が経塚の年代から12世紀第2四半期(八重樫1996)、金鶏山一花館廃寺一花立溜池をセットとして金鶏山造営以後となる。また白山社池は池底の整地土から鏡と常滑1b期の甕片が出土しており、第2四半期。池の流水経路から、白山社に隣接する鈴沢池も同時代と考えられる。毛越寺造営も私見では第2四半期(前川2000)である。主な池の構築年代は12世紀第2四半期である。

「艮岳」の造営は、靖康元年(1126)まで約十年の歳月の中で整えられていったが、その直後に起こった金の侵攻によって北宋は滅亡し、宮苑艮岳も運命を共にすることになる(『宋史・地理志』)。奇しくも靖康元年は日本暦・大治元年(天治三年)、中尊寺伽藍落慶供養の年である。東アジア世界に相似通った苑池が二カ所、それほど遠くない時期に造営されたことになる。

4. 平泉藤原氏の理想世界

平泉には、1. 浄土思想、2. 神仙思想、3. 王城鎮守といった思想が存在したと考える。

まず浄土思想である。浄土式庭園は、「浄土変相図」に描かれる仏殿前の宝池を表現したとされる。平泉は西方浄土を具現化した西の聖域から流れ出る水が、街区をめぐる北上川へそそぐという構図となる。これは、『大無量寿経』に出てくる十カ所の池、黄金・白銀・水晶・瑠璃・琥珀・珊瑚・磤磤(しゃこ)・瑪瑙・白玉・紫金の池をめぐる状態を連想させる。

次に神仙思想であるが、古代庭園は神仙思想の影響があるという(金子2000)。当代でも次のような記事がみられる。白河泉殿について「渡御泉殿、御覽新堂地形、遠山之体、前池之様、宛如蓬萊殿」¹⁵と、遠山の眺望や池の嶋の様子が蓬萊山のものであるという。また鳥羽の池は、「・・・或摸於蒼海作嶋、或写於蓬山巖巖、泛船飛帆、煙浪渺々、飄棹下碇、池水湛々、風流之美不可勝計」¹⁶と、海に浮かぶ蓬萊山をイメージしている。平泉の池には中島が作られる例が多く、これは蓬萊山を意識したものである。大きな鈴沢池から金鶏山や塔山を眺望すれば、蓬萊山や方丈山などの神仙世界が想像できよう。

最後に王城鎮守思想である。「中尊寺供養願文」には、奥州の平和・安泰と白河法皇以下民百姓の安寧のため鎮護国家を祈り、中尊寺を御願寺とする旨が記されている。苑池構造が似ている「艮岳」の造営は、道士のすすめで宮の鬼門にあたる東北の鎮めとしたという(河原1992)。藤原氏は、平泉全体を仏国土奥州の中心拠点として仏の世界を具現化し、王城鎮守を表明したのであるまいか¹⁷。当時、国家的に北宋仏教を取り入れようとしたという見解もあり(上川2001)、平泉出土の貿易陶磁器などの存在と共に「吾妻鏡」「寺塔已下注文」に記される中国との相互交流は可能であった(菅野1994、入間田

1997)。藤原氏は、東アジア世界をも視野に入れて平泉を創造したのである。

さて、四神に囲まれた平泉中心区は、浄土・神仙思想のもとに苑池空間を現出した「彼岸」である。これに対し「此岸」は、太陽が昇る二高峰の麓である北上川対岸地域となろう。平泉中心区には平泉を支えた一般庶民の居住区が見あたらない。彼らは東の氾濫源に点在していたと想定できる。去年、川東の里道跡から12世紀の遺構や遺物が検出された。氾濫源でも微高地に居住していた可能性はある。平泉中心区と東方地域は、北上川によって分かれた彼岸と此岸の観念によるものと理解できる。

5 「平泉」の語源と「泉屋」

平泉という名前は、平泉の苑池的性格から名付けられたと考える。

此所平地にして泉あり、上古より此郷を平泉と號せしは、此泉に因て呼べるにや

これは『平泉旧蹟志』「一、泉跡」に記す平泉の語源である¹⁸。「平らな泉の湧き出る場所」。中国・唐の宰相李德裕の別荘も同じ語源をもつ¹⁹。その名も「平泉荘」。

平泉荘は宝暦元年(825)頃の創建と考えられ、洛陽城から三十里の所、周圍十里に、奇花異草、珍松怪石をもって造った私家園林である。園中の珍稀草木の種類多きは皇家園林以外では群を抜く。宋代の初期には平泉荘の建築や景物はすでになく、遺跡を遺すのみであった(孟1993)。唐代以前は、中国園林の主流は皇家園林であったが、中唐以後は文人が造園し始め、宋代には私家園林が急激に増加し、皇家園林を凌いだという。文人が多く園林を訪れ、詩を遺している(薫1994)。

ところで、『吾夷鏡』に出てくる平泉内の施設名に「泉屋」がある²⁰。これは伽羅御所の泉殿であるという解釈もあるが(金丸1993)、私はローマのファウンテインハウスのような²¹、独立した施設と考えている。平泉にとり象徴的な泉「平泉」のための屋舎である。『作庭記』に「泉は冷水をえて屋をつくり、おほいつづをたて、黄子をしくこと常事也」とある。語源となった酒之泉跡は、旧奥州街道を北へ向かってJの踏切を渡ったすぐ東にあったという(千葉1994)。「今昔物語集」(巻31-第13)には大峰山中に迷い込んだ僧が、ある里で酒が湧き出る泉を発見した話をのせる。その泉は「石ナドヲ以テ壘ムデ微妙クシテ、上ヘニ屋ヲ造リ覆タリ」といい、「泉屋」の施設が想像できる。

平泉荘は、12世紀にはすでに痕跡を遺すのみとなっていたようであるが、白居易など多くの文人が「平泉荘」について詩を残しており、詩文から平泉藤原氏がその存在を知るところとなった可能性は十分ある。

問題点と今後の課題

「艮岳」は皇家園林であり、「事実上、宮城の付属施設で、帝王の離宮・別宮であった」(呉1984)という見解がある。京都の白河殿や鳥羽殿は、離宮という性格をもつ。白河も鳥羽も開元以前は風光明媚な景勝地であり、もともと貴族の山荘などが営まれていた場所である。平清盛の福原も別業であった。森蘊氏は清盛が瀬戸内海を泉水とする一大構想を練ったと指摘している(森1945)²²。平泉と同時代に造られた都市的空間は、元来、苑池的性格を有しているのではないだろうか。これについては後考を期したい。

平泉の主要な池を苑池空間の構成要素と考えたわけであるが、古代の「苑」は畑などの生産という実質的機能をもっていたから、苑池を観賞用の空間と決めつけられない²³。藤原氏の理想としては浄土空間、神仙空間を体現できる装置と考えられるが、都市域として発展していった平泉にとり、池の実質的機能を考えておきたい。

平泉は、西の山際に迫る地形ゆえ、池は降雨の時に沢水が急激に都市域に流入しないための水溜の機能を有す。また鈴沢池に近い溝は池に向かって勾配が下がるため、排水施設と考えられる。そして汚染物を北上川へ流すまでに沈殿させ、浄化させるような機能も想定できる。そして反対に、北上川が氾濫したときなどは、鈴沢池や菰間が溜は自然遊水池となり、都市域を保護したものと推測される。

今回は、出土遺物からみた池の使用形態まで論が及ばなかった。理念としての形態と実質機能、そして使用形態の解明こそが、最終的に都市平泉の中の池の存在意義となろう。

都市は人工物であるゆえ造営当初の構想が長続きすることはない。その後の人間の活動により膨張や拡散を繰り返し、破滅することもある。多元的性格をもつ生き物なのである。そういう意味で、本稿は平泉創造の理念を垣間みたにすぎない。平泉の多元性を証明することこそ、「都市」であることの証左となろう。

都市を造る時に、いかに理念にあわせて土地を改変し、周囲の山々や河川を取り込み、自然にさからうことなく敬い、利用してきた藤原氏の都市づくり。「都市と自然」というテーマは、21世紀を迎えた今まさに考えなくてはならない課題である。藤原氏の都市づくりから、我々が学ぶべき点は非常に多い。世界文化遺産登録へ向けた平泉の再生へ向かって、本稿が微力ながらもお役に立てれば、これ以上の喜びはない。

- 1 本中眞氏は、浄土式庭園における周囲の自然景観の意義を明らかにし、当時の自然観を提示している（本中1994）。造園上どのように自然景観を利用したかは、都市を造るときも同じ問いとなろう。
- 2 近年の古代庭園発掘事例をもとに、古代都城・宮と苑池の関係を指摘する金子裕之氏の研究は、都市論の中で苑池を議論する可能性を示唆している（金子2000）。
- 3 『吾妻鏡』文治五年九月十七日条
- 4 『吾妻鏡』文治五年九月二十三日条
- 5 相原友直『平泉舊蹟志』「一、金鶏山、園隆寺の鬼門にあたり、高館末申にある山を臺の形に築きけり、基衝黄金を以て鶏の雌雄を造り、此山の土中に築きこめて、平泉を鎮護せしむると云ひ伝えり・・・」
- 6 本中氏は、無量光院について、極楽浄土の無量光院と弥勒浄土の金鶏山を視覚的に結合することにより、自然景観と仏堂・庭園景観の視覚的対応関係が平等院より発展した形態とする。またこの段階で山を浄土とみなす山中浄土思想の影響と、「西」という方向概念の定着化を指摘する（本中1994、354・355頁）。
- 7 近世の絵図では金鶏山の麓にある花館庵寺跡に、中央は蔵王権現、左右に子守・勝手手が描かれており、『安永風土記御用書出』にも記載されている。近世段階で当地は金鶏山に擬されていたらしい。私は以前、四方鎮守の西方金峰山を平泉西方の山中と想定した（前川1993）。近世の伝承はひとまずおくとして、金鶏山を含む西方の山中を、金峰山に擬定できる要素は多いと考える。
- 8 千葉信風氏のご教示による。
- 9 及川1994を基に、現在までの検出例を加えた。
- 10 すでに本澤慎輔氏は、花立溜池について、中島をもち12世紀にさかのぼりうる池の可能性を考え、両者のセツト関係を図示している（本澤1998）。
- 11 白山社1次調査で花立池方面からの流路が確認されている（及川1991）。
- 12 現在、毛越寺や花立溜池は、近世に掘削された達谷窟方面から櫻川まで流れる照井堰から取水している。本澤氏は、照井堰の前達が12世紀にも存在したと考えている（『「照井堰」について』『平泉ことも歴史くらぶ資料』1994）。12世紀のある段階からそのような大溝ができて、そこから取水したかもしれないが、今は想定できる流水経路を提示する。
- 13 『扶桑略記』応徳三年（1086）十月二十日条
- 14 『栄花物語』巻四十、紫野
- 15 『中右記』永久二年（1114）四月十四日条

- 16 『扶桑略記』応徳三年(1086)十月二十日条
- 17 平泉藤原氏の歴史的性格には二面性(中央の貴族・奥州の盟主)が伺え、都市プランにも反映されている(前川2000)。従って王城鎮守という意識も藤原氏の表層であろう。
- 18 「平泉」の語源については諸説ある。
- ① 中尊寺開基説 慈覚大師が平泉野にあった寺を中尊寺に移した。「封内風土記」
- ② 酒泉伝承 平なところに泉がわき出る 「平泉旧蹟志」
- ③ 平泉寺説 越前平泉寺と白山の衆徒が移住した。司東真雄「岩手の古代文化史探訪」
- ③については、平泉寺よりも「平泉」の呼称が古いという見解である(佐々木1999、187頁)。
- 19 「平壤出泉、広不遑尋、而深淵盈尺」徳裕「畫報賦」の序文(孟1993、67頁)。
- 20 「吾妻鏡」文治五年九月十七日条
- 21 古典期アテナイの都市化に伴い、バイシストラスト家が水の供給に関心を向け、水道や泉屋を建設したという。泉屋は公共の泉水、吸水場であり、fountainhouseと呼ぶ(E・J・オーウエンズ、松原1992)。
- 22 福原新都は「都市全域に亘って風致計画を樹立し松陰御所、月見の浜御所なるものが海浜近くに設置され、附近の寺江、住江には海水に釣船を構へて船着とし、又遠く巖島神社殿は之を泉水中の庭園建築と見なした」という。
- 23 河原氏は良岳の造営背景に、「麓城と洪水避難地がある」と指摘している(河原1992)。

引用・参考文献

- 浅川滋男 1996『板に書かれた桜間山水図』田中琢編『古都発掘』岩波新書
- E・J・オーウエンズ 1992『古代ギリシア・ローマの都市』、36頁、国文社
- 松原國師訳 1992『古代ギリシア・ローマの都市』、36頁、国文社
- 伊原弘 1993『中国人の都市と空間』原書房
- 入間田宣夫 1997「中尊寺造営にみる清衡の世界戦略—「寺塔已下注文」の記事について—」『宮城歴史科学研究』第42号
- 及川司 1994「平泉の池跡」『柳之御所跡の検討資料』平泉町文化財センター
- 1991「白山社遺跡第1次調査」「泉屋遺跡第3次白山社遺跡第1次発掘調査報告書」第27集
- 金丸義一 1993「寝殿造と水辺」平泉文化研究会編『日本史の中の柳之御所跡』13～18頁 吉川弘文館
- 金子裕之 1999「宮と後苑」『瓦衣千年 森都夫先生還暦記念論文集』
- 2000「宮廷と園池」『シンポジウム、いま探る古代の庭園』奈良大学
- 上川通夫 2001「中世仏教と「日本国」」「日本史研究」463
- 菅野成寛 1994「平泉出土の国産・輸入陶磁器と宋版一切経の舶載—二代基衡と院近臣—」『柳之御所跡発掘調査報告書』第38集 351～362頁
- 河原武敏 1992「宋代の良岳に関する二三の考察」『日本造園学会関東支部大会研究・報告発表要旨』第10集
- 1994「海を渡った園林—園・苑・園から日本の庭園へ—」『月刊しにか』5～2
- 1984『北宋都城東京』5頁、川南人民社
- 呉濤 1999「平泉中尊寺—金色堂と経の世界」187頁 吉川弘文館
- 佐々木邦世 1992「平泉—よみがえる中世都市—」182～193頁 岩波新書
- 斉藤利男 1994『中国建築史』中国文化史叢書19、187・190頁 文津出版社
- 藤野 1978「平泉—奥州藤原四代」98～103頁 教育社
- 高橋富雄 1994「ひらいずみの伝説探訪 ひらいずみの名泉(三)」『広報ひらいずみ』No448 10頁
- 千葉信胤 1997「平安京の園池」『都城研究の現在』19頁、おうふう
- 仲隆裕 1988「平泉遺跡群の立地と都市構成について」『中世城郭研究』12
- 本澤信輔 1993「衣問考—都市平泉の構想—」角田文衛先生寿記念会編『古代世界の諸相』見洋書房
- 前川佳代 1993「平泉の鎮守」『古代文化』第45巻第9号
- 2000「平泉の都市プラン—変遷と史的意義」『寧楽史苑』45号

孟亞男	1993『中国園林史』中国文化史叢書2、66～69頁	文津出版社
森蔵	1945『平安時代の庭園』117～118頁	桑文星堂
本中眞	1994『日本古代の庭園と景觀』吉川弘文館	
八重樫忠郎	1996『岩手の経塚』『東北中世考古学会発表資料』	
	1997『志羅山遺跡第52次発掘調査報告書』第67集	
山田安彦	1986『古代の方位信仰と地域計画』古今書院	

表1「平泉検出の池状遺構」報告書類出典

1	平泉遺跡調査会	1963『中尊寺—発掘調査の記録—』中尊寺
2	平泉遺跡調査会	1963『中尊寺—発掘調査の記録—』中尊寺
3	八重樫忠郎	1998『特別史跡中尊寺境内内容確認調査報告書(Ⅱ)遺構編』第69集
4	板橋源「岩手県西磐井郡平泉中尊寺金色院境内」	『考古学年報』
5	平泉郷土館編	1991『平泉の埋蔵文化財』
6	未調査	
7	本澤慎輔	1997『岩手県平泉町文化財調査報告書』第63集
8	平泉町教育委員会	2000『花立遺跡第13次調査区現地説明会資料』
9	藤島友治郎	1961『平泉—毛越寺と親自在王院の研究』東京大学出版会 『特別史跡・特別名勝 毛越寺庭園発掘調査報告書』第2・5・7・10・12・14・26・50集、平泉町教育委員会
10	本澤慎輔	1987『特別史跡・特別名勝 毛越寺庭園発掘調査報告書』第10集、平泉町教育委員会
11	未調査	
12	藤島友治郎	1961『平泉—毛越寺と親自在王院の研究』東京大学出版会
13	藤島友治郎	1961『平泉—毛越寺と親自在王院の研究』東京大学出版会
14	八重樫忠郎	1995『志羅山遺跡第35次発掘調査報告書』第51集 1995『鈴沢の池跡第1次』『平泉遺跡群発掘調査報告書』第47集 1997『志羅山遺跡第52次発掘調査報告書』第67集 1993『白山社遺跡第2次発掘調査報告書』第30集
	本澤慎輔	
15	及川司	1993『「平泉遺跡群」の発掘調査』『古代文化』第45巻第9号 1994『平泉の池跡』『柳之御所の検討資料』平泉町文化財センター
16	文化財保護委員会	1954『無量光院跡』吉川弘文館
17	三浦謙一・松本健速	1995『柳之御所跡』県埋文228集
18	本澤慎輔	1987『猫間が淵跡第1次』『平泉遺跡群発掘調査報告書』第11集 本澤慎輔 1988『猫間が淵跡第2次』『平泉遺跡群発掘調査報告書』第13集 本澤慎輔 1990『猫間が淵跡第3・4次』『東北電力鉄塔用地発掘調査報告書』第20集
19	本澤慎輔	1987『伽羅御所跡第2次発掘調査』『平泉遺跡群発掘調査報告書』第11集
20	鈴木江利子「志羅山遺跡第16次発掘調査」	1993『志羅山遺跡第13・15・16・17・18・20次発掘調査報告書』第35集 2000『志羅山遺跡第46・66・74次発掘調査報告書』県埋文312集
21	羽柴直人 及川司	2000『岩手・志羅山遺跡』『本簡研究』第22号
22	三上昭・昆野靖・菊池郁雄	1980『毛越A・B・C遺跡』『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』V 県54集
23	未報告	

付 記

本稿を成すに当り、奈良文化財研究所の金子裕之先生には懇切丁寧な御指導と御助言を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

平泉文化研究年報 第1号

平成13年3月31日発行

発行 岩手県教育委員会
岩手県盛岡市内丸10-1
編集 岩手県教育委員会事務局文化課
印刷 社陵高速印刷株式会社
盛岡市川目町23-2